

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見
 第7章 検討結果
 第3節 補償の必要性について

意見	個人／団体名
<p>補償の必要性そのものについては、いまだ十分な議論が尽くされていない印象を受ける。補償金制度を見直すうえで大前提となる議論であり、その可否については広く国民の意見を踏まえて判断がなされることを望む。とりわけ、デジタル化・ネットワーク化が進む中で、著作権保護技術の普及と契約モデルによる対応が補償金制度の導入当時に比べて格段に進化したことは事実であり、これを充分に考慮して補償金制度の可否(あるいはその規模の維持・縮小)が検討されるべきであると考えます。</p>	<p>日本知的財産協会</p>
<p>著作権保護技術と権利者が被る経済的不利益の関係については、意見の一致を見えおらず、補償の必要性についても、意見によって認められる場合とそうでない場合があるようだ。しかし、制度が導入された同時と比べ、現在では原盤となるコンテンツとまったく変わらない品質で大量の複製を短時間に行うことが可能となっている。こうした現状に則して考えれば、権利者がこうむる経済的不利益は、さらに増大している。</p> <p>一方、私的録音録画小委員会が中間整理がなされるのと平行して、総務省情報通信審議会で「いわゆる“コピーワンス”ルールの見直し」についての答申では、コンテンツに対するリスペクトとその適切な保護、創造に関与したクリエイターに適正な対価が得られる環境(すなわち、私的録音録画補償金制度)の実現という2点の共通認識のもとに、「ダビング10」というルールが合意された。これら一連の経緯からしても、補償の必要性については、論を待たないとする。私的録音録画補償金制度の見直しは、現状にあわせ、それに関連した合意事項を尊重した制度設計を求めたい。</p>	<p>映像対策会議 (協同組合 日本俳優連合 有限責任 中間法人日本芸能マネー ジメント事業者協会 社団 法人日本劇団協議会)</p>
<p>『該当ページ及び項目名』110ページ～第7章第3節 補償の必要性について 1 権利者が被る経済的不利益</p> <p>補償金は権利制限の代償措置である。したがって、111ページ、アの「私的録音録画のために権利者の許諾を得る必要があるとすればそこで支払われたであろう使用料相当分を経済的不利益とする考え方が妥当である。</p> <p>『該当ページ及び項目名』114ページ～第7章第3節 補償の必要性について 2 著作権保護技術と権利者が被る経済的不利益の関係 (3)著作権保護技術の範囲内の録音録画と権利者が被る経済的不利益の関係</p> <p>著作権保護技術による複製制限の程度によって権利者の被る不利益が変動することに異論はないが、イ-iiに述べられている「著作権保護技術により複製に一定の制限がある場合、権利者は予見可能であるので補償の必要がない」との考え方は明らかに間違っている。</p> <p>その根拠としては、音楽CDについて、SCMSという著作権保護技術による複製制限を付与されているにも関わらず、それを録音する機器、媒体が従来から補償金の対象となってきたことが挙げられるが、そもそも現状施されている著作権保護技術は、利用者の利便性に配慮する観点から「私的複製の規模を超えて複製が行われることを防止する」ことを目的として複製を制限するものであって、補償金の対象となる領域まで制限するものではない。また、技術的保護手段による複製制限の範囲内で行われる複製が予見可能であるということと、そこで権利者の経済的不利益が生じるか生じないかということとは何の因果関係もなく、完全な論理の飛躍である。著作権保護技術と権利者の被る経済的不利益の関係を見る場合に問題となるのは、暗号化の有無や、複製制限が施されていること自体ではなく、どの程度の複製制限が付されているかという点にある。</p> <p>『該当ページ及び項目名』116ページ～第7章第3節 補償の必要性について 3 補償の必要性の有無 (1)経済的不利益に対する利用形態ごとの評価 (2)経済的不利益に対する全体的な評価 (3)権利者の受忍限度と補償の必要性</p> <p>権利者の不利益とはならないとの意見のあるタイムシフトやブレイクシフトについては、それらが私的録音録画の全てではなく、第30条の適用範囲で議論された様々な態様の私的録音録画が混然として行われていることから、補償金制度全体のボリュームを検討する際に配慮すべき事項とはなっても、権利者の不利益すべてを否定する根拠とはなり得ない。</p> <p>また、補償金制度導入時に比べて、デジタル技術の著しい進歩に伴い、デジタル方式による音楽や映像の複製機能を訴求した製品は、制度導入時に比べて遥かに多岐にわたり、それらの機器が普及することに伴って、制度導入時に比べれば、それらの機器を利用した私的複製の利便性は格段に向上し、私的複製全体のボリュームも飛躍的に拡大して、権利者の被る不利益も拡大し受忍限度をはるかに超えていると解される。このことは小委員会に報告された様々な実態調査等の結果により、すでに明白である。</p> <p>『該当ページ及び項目名』119ページ～第7章第3節 補償の必要性について 4 著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案</p> <p>ここに述べられている、ア、イ、ウのうち、アとウについては補償の必要性がなくなる可能性のある部分として理解できるが、イの「著作権保護技術の内容について権利者の選択権が行使できるようなり、そのような実態が普及したときは補償の必要がない」との考え方を採用することについては反対である。</p> <p>配信に関わるハードウェアからソフトウェアに至るまで、関連するプラットフォームの全てを独占的に保有する立場の配信事業者があるような場合に、権利者は一律の配信対価や著作権保護技術の採用に同意することを求められ、市場動向等から権利者がこれに同意せざるを得ないような事例も存在している。このような場合に、権利者が配信に同意したことをもって、その著作権保護技術の内容について選択権を行使したと拡大解釈された場合は、著作権保護技術に関する権利者の裁量権が、市場の動向や配信事業者のビジネス上の判断に事実上委ねられるような形になる懸念があり、補償の必要性がなくなるとは考えられない。</p>	<p>社団法人日本芸能実演家 団体協議会・実演家著作 隣接権センター(CPRA)</p>

<p>●『該当ページ及び項目名』110ページ～第7章第3節 補償の必要性について 1 権利者が被る経済的不利益補償金は、あくまでも第30条1項で権利者の権利が制限されていることへの代償措置です。</p> <p>●『該当ページ及び項目名』114ページ～第7章第3節 補償の必要性について 2 著作権保護技術と権利者が被る経済的不利益の関係 (3)著作権保護技術の範囲内の録音録画と権利者が被る経済的不利益の関係 イ-ii)に述べられている「著作権保護技術により複製に一定の制限がある場合、権利者は予見可能であるので補償の必要がない」との考え方は間違っています。</p> <p>●『該当ページ及び項目名』116ページ～第7章第3節 補償の必要性について 3 補償の必要性の有無 (1)経済的不利益に対する利用形態ごとの評価 (2)経済的不利益に対する全体的な評価 (3)権利者の受忍限度と補償の必要性 タイムシフトやプレイシフトが権利者の不利益にならないという意見がありますが、それらが私的録音録画の全てではなく、通常様々なかたちの私的録音録画が混然として行われています。よって、そのことが権利者の不利益すべてを否定する根拠とはならないと思います。 また技術や機器、媒体の進歩に伴って、制度導入時に比べれば、それらの機器、媒体を利用した私的複製のボリュームも飛躍的に拡大していることから、権利者の被る不利益も拡大し受忍限度をはるかに超えている思います</p> <p>●『該当ページ及び項目名』119ページ～第7章第3節 補償の必要性について 4 著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案 イの「著作権保護技術の内容について権利者の選択権が行使できるようなり、そのような実態が普及したときは補償の必要がない」との考え方を採用することについては反対です。 著作権保護技術に関する権利者の裁量権が、市場の動向や配信事業者のビジネス上の判断に事実上委ねられるような形になる懸念があり、そうであれば補償の必要性がなくなるとは考えられないからです。</p>	<p>演奏家権利処理合同機構 Music People's Nest</p>
<p>●『該当ページ及び項目名』110ページ～第7章第3節 補償の必要性について 1 権利者が被る経済的不利益補償金は、あくまでも第30条1項で権利者の権利が制限されていることへの代償措置です。</p> <p>●『該当ページ及び項目名』114ページ～第7章第3節 補償の必要性について 2 著作権保護技術と権利者が被る経済的不利益の関係 (3)著作権保護技術の範囲内の録音録画と権利者が被る経済的不利益の関係 イ-ii)に述べられている「著作権保護技術により複製に一定の制限がある場合、権利者は予見可能であるので補償の必要がない」との考え方は間違っています。</p> <p>●『該当ページ及び項目名』116ページ～第7章第3節 補償の必要性について 3 補償の必要性の有無 (1)経済的不利益に対する利用形態ごとの評価 (2)経済的不利益に対する全体的な評価 (3)権利者の受忍限度と補償の必要性 タイムシフトやプレイシフトが権利者の不利益にならないという意見がありますが、それらが私的録音録画の全てではなく、通常様々なかたちの私的録音録画が混然として行われています。よって、そのことが権利者の不利益すべてを否定する根拠とはならないと思います。 また技術や機器、媒体の進歩に伴って、制度導入時に比べれば、それらの機器、媒体を利用した私的複製のボリュームも飛躍的に拡大していることから、権利者の被る不利益も拡大し受忍限度をはるかに超えている思います</p> <p>●『該当ページ及び項目名』119ページ～第7章第3節 補償の必要性について 4 著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案 イの「著作権保護技術の内容について権利者の選択権が行使できるようなり、そのような実態が普及したときは補償の必要がない」との考え方を採用することについては反対です。 著作権保護技術に関する権利者の裁量権が、市場の動向や配信事業者のビジネス上の判断に事実上委ねられるような形になる懸念があり、そうであれば補償の必要性がなくなるとは考えられないからです。</p>	<p>演奏家団体 パブリックインサード会</p>
<p>文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会で中間整理がなされるのと平行して、総務省情報通信審議会から公開された「いわゆる“コピーワンス”ルールの見直し」についての答申では、①コンテンツに対するリスペクトとその適切な保護、②創造に關与したクリエイターに適正な対価が得られる環境の実現という2点の共通認識のもとに、「ダビング10」というルールが合意され、提言されている。しかし、クリエイター(権利者)、ユーザー(消費者)、メーカーの3者が合意したこの共通認識を、文化庁文化審議会著作権分科会の私的録音録画小委員会の場で、メーカー側はあっさりと破棄し、私的録音録画補償金制度の廃止を主張した。「権利者に重大な経済的損失を与えているとは言えない」ということらしい。デジタル録音録画の技術が持っている社会的影響力の大きさと、文化論的意味を、企業の社会的責任としてメーカー側は真摯に考えているのだろうか。 そもそも、デジタル方式での視聴覚著作物の録音録画は、アナログのそれとは質がまったく違い、オリジナルと変わらない複製ができあがる。これは、造幣局でない一般家庭で真札造りが可能になっているようなものだと言えるのではないだろうか。機器メーカーは、この複製機器を販売して利益をあげているのである。 この事によって引き起こされる深刻な事態を重くとらえて、私的録音録画補償金制度が作られたはずである。私的録音録画補償金制度のこの原点をもう一度しっかり確認して、議論は行われるべきである。 現在は、家庭内における私的な複製は零細かつ私的な領域で行われるので、例外的に権利者の許諾なく行う事ができるとされているが、現状では機器の発達によりコンテンツが広範囲に利用され、複製は予想を越えて量的にも質的にも拡大し零細且つ私的な領域を越えている。権利者の経済的利益を侵害しているのは、明らかである。 欧州各国は2001年以降、携帯オーディオプレイヤーも補償金の課金対象としてきている。日本は何故現状に合わせた対応がとれないのか。補償金の受領額は、欧州は日本の数倍となっている。この差は文化や著作権の考え方、文化の捉え方の成熟度の違いなのか。日本の実演家は他国に較べて蔑ろにされていると言わざるをえないだろう。</p>	<p>協同組合日本俳優連合</p>
<p>技術の発達により、量的にも質的にも制度導入時とは比較にならないほど私的録音録画の実態が拡大した一方で、補償金制度が十分に機能していない現状において、権利者が被っている経済的不利益は、制度導入時において既に超えていた受忍限度を大きく超えるものであることは疑うべくもない。 補償措置が不要となるのは、著作権保護技術によって消費者の私的録音録画がすべて禁止される場合に限られる。著作権保護技術によって複製回数を制限したとしても、それは単に私的録音録画の範囲を超えた複製を防止するに過ぎないのであって、補償の必要性がなくなるわけではない。 また、著作権保護技術が導入されたとしても、一部でも複製が許容されれば総体としてみた複製の量は膨大なものになると考えられ、権利者の受忍限度を超えることになり、補償措置が必要となる。(中間整理p.111「ア」及びp.115「イー1」)。</p>	<p>社団法人日本音楽著作権協会</p>
<p>著作権法第30条(私的使用のための複製)は権利制限であり、本来、著作者等が有する複製権(実演家には録音権及び録画権)が例外として免責されるというものである。免責される条件として併記されている補償金制度を、バランスを考慮せず一方のみ廃止という意見はナンセンスであり、受忍限度を遥かに超えた今日の状況下では、権利者が被る経済的不利益に対して、その対価相応の補償の必要性があることは言うまでもない。 たとえ著作権保護技術によって、複製回数に一定の制限があるとしても、大半の範疇で対応しているわけではなく、不備のあるDRMも混在する中、補償の必要性はないというのは誤った解釈である。 今日、著作権保護技術の普及は不十分であり、権利者側がその内容を選択し、行使できるよう状況にもない。また、著作権保護技術の普及による権利の保護が整い、対価が確保できる仕組みが構築されるには、ほど遠い道のりである。よって、著作権保護技術により補償の必要性がない、補償金制度廃止を唱えるのは時期尚早である。</p>	<p>社団法人日本音楽事業者協会</p>

<p>(111頁～)私的録音録画補償金は、その制定経緯から考えても、権利制限の代償措置と考えられる。したがって、111頁の「経済的不利益の評価について」の法的視点についても、アの「私的録音録画のために権利者の許諾を得る必要があるとすればそこで支払われたであろう使用料相当分を経済的不利益とする考え方」が妥当である。</p> <p>(119頁～)同頁において「権利者の受忍限度」について記載されているが、今日では、私的録音録画補償金制度導入時に比べ、デジタル方式による音楽や映像の複製機能を訴求した製品が著しく普及し、それにより私的複製全体のボリュームも飛躍的に増大していることから、権利者の被る不利益は「受忍限度」を明らかに超えているというべきである。</p> <p>たしかに119頁「4」においても記載されているように、私的録音録画補償金により補償の対象とされる経済的不利益は、著作権保護技術の進展及びその利用方法如何によっては補われる可能性があることは否定しないが、121頁冒頭にも述べられているように、著作権保護技術の選択においては、その選択肢の設定において権利者側の意向が反映されない場合が多く、権利者側が「自由な意思」(私的自治)により、著作権保護技術の選択を通じて、私的録音録画をコントロールするという状況は、容易に想定しがたい状況であることに注意する必要がある。</p>	<p>社団法人音楽制作者連盟</p>
<p>著作権者は複製権を有しており、ベルヌ条約においても、その制限については厳格な条件を課しています。第30条の規定により、私的利用のための複製については、権利者は権利を制限されています。「著作権法逐条講義」で加戸守行氏が述べているように「補償金とは著作権を制限する代償としての経済的対価、補償措置」であり、補償の必要性については、議論の余地なく必要と考えます。</p>	<p>社団法人音楽出版社協会</p>
<p>著作権保護技術と補償の必要性を考える上では、p. 116にあるとおり、「開発過程に権利者がどう関与していたか等の評価の問題」が重要で、イーiiのJEITA委員の主張に強く反対します。実質的にコピーフリーに近いiTunesのFairplayや、本年8月の情通信中間答申におけるコピーワンスの見直しにより設定された「1世代×9回」の暫定合意を「著作権保護技術」と据えて権利者への補償の機会を奪うというのは乱暴すぎます。</p>	<p>日本作曲家協会</p>
<p>「権利者が被る経済的不利益」は、「私的録音録画のために権利者の許諾を得る必要があるとすればそこで支払われたであろう使用料相当分が経済的不利益である」と考えるのが妥当である(補償措置は権利制限の代償)。そして、第2章記載の私的録音録画の実態から明らかとなり、権利者の経済的不利益は受忍限度を超えていると考えられる。</p> <p>なお、「権利制限することによって、権利者の許諾を得て行われる事業(販売、配信、放送等)に与えた経済的損失が経済的不利益であるとする考え方(補償措置は新たな権利の付与と同様)」は、ベルヌ条約等に定められた、いわゆる「スリー・ステップ・テスト」の考え方に適合しないと考えられる。なぜなら、権利者の許諾を得て行われる事業に経済的損失を与えるのであれば、それは「著作物等の通常の利用を妨げる」利用形態であり、そもそも権利制限の代償として補償措置を講じたとしても許容されない(権利制限が許されない)こととなるからである。</p>	<p>社団法人 日本レコード協会</p>
<p>Regarding the DRM argument it can be mentioned that the current trend is a shift from DRM systems to systems without any protection measures since such systems are much more consumer friendly. However one can also argue that, even if DRMs were to be used in a larger extent, there is still a need for a private copying levy system since right holders currently do not receive any payment directly through DRMs for private copying. It is also important to mention that even if such payment should exist it is not clear that this should affect the levy on DRM-compatible devices. Such devices can also be used to copy non DRM material. It is also important to point out that DRM systems presently only are used in connection with sales of music and films. Copying can also be made of other material such as TV- and radio-programmes etc. which is not DRM protected.</p>	<p>COPYSWEDE</p>

【総論】

当協会として、著作権保護技術と補償の必要性については以下のように考えます。

社団法人日本映像ソフト協会

【1】複製禁止の著作権保護技術により現実に複製されていない場合及び著作権保護技術の利用にも拘わらず複製される事実は存するがその複製を著作権法が禁止している場合には、補償の必要は無いと考えます。

【2】複製禁止の著作権保護技術が用いられているが、その実効性が充分でなく複製されている事実があり、かつ、その複製を著作権法が許容している場合(すなわち、当該著作権保護技術を回避して行われる複製行為が、私的複製に関する権利制限の適用範囲外とされていない場合)には補償の必要性が否定できないと考えます。

この点、現状はCSSを回避する複製や無反応機による複製が行われている状況にあるのに加え、CSSを回避することは著作権侵害ではないとの見解が広く流布されているため、CSSが技術的保護手段であろうとなかろうと著作権法が許容する複製が行われているという状況が存在するという事実は、権利者に対する補償の必要性が否定できない事情となるものと考えます。

【3】複製制限の著作権保護技術により現実に複製が制限されている場合であっても、一定範囲の複製が許容されている場合には、当該複製が、別途の補償措置の存在を前提とせず、各コンテンツの関係権利者の明確な意思に基づき選択・許容された複製でない限り、その許容されている範囲について補償が必要であると考えます。

【各論】

(1) 著作権保護技術の範囲内の録画と権利者の不利益について

「本中間整理」114頁に「私的録音録画により著作物等を楽しむという社会現象は、確立された社会慣行であり、Aのような特殊な例を除き、一定の範囲内で私的録音録画を認めることは、権利者も支持、許容するものである。」との記述があります。

しかしながら、私的録画を楽しむのが「確立された社会慣行」であり「権利者が支持、許容する」ものだとすることは疑義がありません。

私的録画機器が広く一般家庭に普及するようになったのは、2分の1ビデオカセットレコーダーが発売された1975年以降だと思われませんが、1973年3月の「著作権審議会第3小委員会報告書」ではすでに「私的使用の範囲をより限定すべきであるとの意見」もあり、将来の問題として報酬請求権制度導入が論じられています(第二章1(1))。

その後「本中間整理5頁」以降に記載されているような経過で、平成4年に政令で定めるデジタル録音録画機器・記録媒体を対象とした私的録音録画補償金制度が導入されましたが、その際も、デジタル方式の録画であろうとアナログ方式の録画であろうと、補償金の対象となっていない機器・記録媒体での私的録画を権利者が支持した事実があったとは思えません。

「本中間整理」21頁のグラフが示すとおり、私的録画の大半は補償金制度の対象外のメディアになされています。このような私的録画状況を著作権者が支持したり、許容したなどとは聞いたことがありません。

「著作権審議会第3小委員会報告書」の記述からも分かるのとおり、私的録画問題に深い関係を有する著作権者は、私的録画について常に是正を求めつづけているのですから、「社会慣行」が確立したとする上記「本中間整理」の記述は不正確なものではないでしょうか。

したがって、明確な根拠もなく私的録画を「確立された社会慣行」であると認定することには強く反対いたします。

(2) 「本中間整理」116頁のイ-iiの見解について

「本中間整理」116頁に「権利者は提供された著作物等がどのような範囲で録音録画されるかを承知の上(著作権保護技術の内容により想定できる)で提供している」ので「補償の必要性はない」との見解(イ-iiの見解)が示されています。

しかしながら、コンテンツに用いられる著作権保護技術のすべてが、コンテンツ提供者や関係権利者の意思により選択されたものとは認めがたい状況の下では、著作権保護技術の内容により結果が想定できること、想定された範囲内で補償を不要とすることを直ちに結び付けることは到底不可能です。この点で「著作権保護技術が施されていれば、直ちに権利者はその範囲内の録音録画から補償を求めるべきでないとするのは不適切である」とする「イ-ii」の見解が正当であると考えます。

(3) 補償の必要性の有無について

「本中間整理」117頁では、録画について、(a)タイムシフトの録画に経済的不利益があるか、(b)放送時点で広告収入により投資回収は完了している、(c)放送番組の二次利用は進んでいないので経済的不利益はない、等の意見が記されています。

以下、これらについて意見を述べます。

(a) 「本中間整理」では、タイムシフトを「放送時間とは別の時間に視聴するための録音録画」と定義しています(111頁)。

この定義によれば、番組を視聴しながらこれを録画する場合でも、その録画したものの視聴は放送時間とは別の時間に行われずし、録画して保存する場合でも、保存したものは放送時間とは別の時間に視聴するのですから、このタイムシフトの定義に該当することになります。

したがって、この定義によれば、「タイムシフト」は単なる「録画」と同義であり、あえてタイムシフトという用語を用いる必要性は無いように思われます。(事実、「本中間整理」117頁では、「タイムシフトにより別の時間に視聴したからといって、録音録画物が視聴者の手元に残らない限り放送番組等の二次使用に支障が生じるとは考えにくい」と述べています。すなわち「タイムシフト」というだけでは二次使用に支障が生じるとは考えにくい場合を示すことができず、これをさらに限定する「録音録画物が視聴者の手元に残らない限り」との文言を加えることで、二次使用に支障が生じにくい場合を論じているのです。その当否は措くとして、この見解では、メルクマールは「録音録画物が視聴者の手元に残るかどうかがあって、「タイムシフト」ではありません。また、「本中間整理」111頁では、タイムシフトを括弧書きで「放送時間とは別の時間に視聴するための録音録画」と定義づけた上で「経済的不利益があるか疑問である。」との意見が記されていますが、これでは「私的録画に経済的不利益があるか疑問である」ということと同義であり、タイムシフトという用語を用いる意味はないと考えます。)

にも拘わらず、敢えて、「録画」ではなく「タイムシフト」という用語を使用するのはなぜなのでしょう。

「本中間整理」119頁では、タイムシフトが「他の利用形態に比べて経済的不利益が相対的に低いことに異論はなく、これらの点、補償金の額の設定に当たって考慮事項とすることが考えられる。」としています。

しかし、「本中間整理」111頁の定義では、他の利用形態と比べようがなく、経済的不利益が相対的に低い利用形態ということではできないと思われます。

さらに、「本中間整理」120頁では、著作権保護技術の普及によって補償の必要性が無くなる目安として「放送のタイムシフトのための録画に必要とされる回数をさらに制限するかどうか」を掲げていますが、「本中間整理」111頁の定義では、「録画」をタイムシフト概念で限定することができませんので、目安とすることは不可能です。

そもそも「タイムシフト」という用語は、米国での「ベータマックス訴訟」でビデオデッキメーカーがフェアユースを主張する根拠として用いたもので、同事件の米国連邦最高裁判決では、「放送番組を録画して別の時間に一度視聴した上で消去すること」(「本中間整理」111頁脚注59)をいうと定義されています。この定義によれば、視聴者は、録画という著作物の利用行為により自身の好きな時間に視聴できるというプラスの効用を得ていますが、一度しか視聴しない点で放送の視聴と同じであり、著作物利用の効用が保存目的の録画とは異なると思われます。この意味で、米国連邦最高裁のいうタイムシフトは、録画という著作物の利用行為により新たな著作物の効用を獲得しているため補償を不要としないと考えますが、その額は相対的に低くなる基準となり得ると考えられます。

また、この定義によればタイムシフトに必要な回数は1回となり、それを下回る回数は0回即ち録画禁止を意味すると思われる。したがって、本来の意味での「タイムシフト」は、補償要否を判断する基準として機能する定義だと思われる。

しかし、「本中間整理」においては、上記のとおりフェアユースの対象として一般に広く認知されている「タイムシフト」という言葉を、そもそもの定義よりも広く「録画」と同等の意味を持たせながら敢えてオリジナルの定義と異なる用語とし、それに対する補償の必要性を否定あるいは減殺する文脈で使用しているように思われます。このような混乱を生じかねない用語の使い方は避けるべきではないでしょうか。

そして本来の意味での「タイムシフト」は、補償金の額が相対的に低くなる利用形態とはいえませんが、録画という著作物の利用行為により新たな著作物の効用を獲得しているため補償の必要性はあると考えます。

(b)「本中間整理」117頁では、「放送時点で広告収入により投資回収は完了していること」から経済的不利益に疑義を示す意見があったとしています。

広告収入は、著作隣接権者である放送事業者の収入であり、著作権者の収入ではありません。したがって、放送時点での広告収入の存否と著作権者の投資回収とは無関係です。なお、放送を一次利用形態とするコンテンツについては、放送時点で権利者側における放送事業者からの収入が全くない(著作権者はもっぱら放送後の二次利用によって対価を回収する)ものがある点なども留意すべきであり、放送コンテンツを区分しない議論は全く無意味です。

(c)放送番組の二次利用は進んでいないので経済的不利益はない、との意見もあります。

放送番組の二次使用には、文藝・音楽・実演など番組に寄与している権利者の権利処理が複雑であり、一人でも「ノー」の場合には二次使用ができないという事情はありますが、権利処理をして二次使用することは進んでおり、二次使用が進んでいないとの認識には異論があります。

また、一部に権利処理ができず二次使用できない放送番組が存在することは、放送番組の私的複製に経済的不利益がないという結論に結びつくものではありません。タイムシフトをフェアユースとした米国著作権法でも、「潜在的市場への影響」もフェアユースの成否の判断要素としている(米国連邦著作権法107条)であり、二次利用が進んでいないことをもって経済的不利益がないという判断が是認されるものではないと考えます。

(4) 録音録画禁止の著作権保護技術が用いられている場合の権利者の不利益について

「本中間整理」114頁では、「権利者が複製禁止を選択した場合、そもそも私的録音録画ができないので権利者の不利益も生じていないものと考えられる。」としています。

しかしながら、権利者に不利益があるか無いかは事実の問題であり、複製禁止の著作権保護技術が用いられているか否かで判断されるべきではありません。

なぜならば、著作権保護技術が無効化されて複製されることがあるのは公知の事実です。しかも、「本中間整理」で、技術的保護手段とは別に「著作権保護技術」という概念を設けたことは、著作権法が無効化を許容している著作権保護技術が存在することを意味します。

また、著作権法は、技術的保護手段の回避について「その事実を知りながら行う」という複製行為を権利侵害の要件としています(30条1項2号)。そのため、CSSが技術的保護手段に該当するとの前提に立っても、CSSはアクセス制御技術にすぎないと信じてこれを回避してコピーした場合には、それは著作権法が許容している複製ということになります。

そうすると、権利者が複製禁止の著作権保護技術を用いることを選択した場合でも、著作権法が許容している私的複製によって権利者に不利益も生じていることが充分ありえます。

ところで、「本中間整理」28頁のデジタル録画の録画源の記述には、DVDビデオを録画源とする録画に触れられていません。しかし、「本中間整理」でも引用されている「17年調査」(社団法人日本映像ソフト協会「映像ソフト及びAV機器の消費実態に関する調査研究報告書」(2006年3月))77頁によれば、DVDソフトを録画源とする録画を行っている人は10.1%です。そして、その翌年の調査(社団法人日本映像ソフト協会「DVDビデオの消費実態に関する調査研究報告書」(2007年3月)73頁)によれば、DVDソフトを録画源とする人は16.2%と増加し、デジタルTV放送を録画源とする人も多くなっています。

この調査結果に照らすと、「本中間整理」の権利者に不利益が生じていないとの事実認識は、疑問だといわなければなりません。そして、権利者に不利益が生じているならば、不利益を生じさせている複製行為を否定して権利制限の範囲から除外する措置を講ずるべきであり、複製に関する著作権保護技術はすべて技術的保護手段と位置付けるべきです。また、無反応機器等が市場に存在できないようにする措置が必要です。

ところで、現行著作権法2条1項20号の規定では、あるコピーツールが技術的保護手段を回避するものかどうかを、著作権者も消費者も判断できるものではありません。にもかかわらず、著作権法30条1項2号が「その事実を知りながら行う場合」に限定しているのは、事実上、技術的保護手段を回避する複製を自由に行っているに等しいと思われます。

したがって、何が技術的保護手段か、何が技術的保護手段を回避するツールなのか、誰にでも分かるようにする措置が講じられる必要があります。

このような措置が講じられず、現に存在する著作権者の不利益を放置するならば、複製権制限の代償措置としての補償金の必要性は否定できないと考えます。

<p>(1) 権利者が被る不利益について</p> <p>現在、申し上げるまでもなく、政府においては知的財産立国の実現を国家目標の一つとして掲げられておりますが、その中でも映画は極めて重要な地位を占めるところであり、今後、政策の大きな方向性として、映画のクリエイターに適正に利益が還元され、もって良質な作品が作り出されていく正のサイクルを生み出さなければならないものと存じます。</p> <p>「映画」は、映画製作者が多額の製作資金を投入して製作するものですが、その投下資本は、必ずしも回収が約束されていないリスクマネーです。「映画」は、このリスクマネーを原資に企画、撮影、編集などの製作段階を経てひとつの原版(オリジナルネガフィルム)という形に収束して完成します。</p> <p>「映画」のビジネスは、たったひとつのこの完成原版をマルチユースすることにより、投下資本の回収を目指してスタートしますが、その根幹は全てにおいて複製となります。</p> <p>まず、劇場での公開となりますが、これも、完成原版から上映スクリーン数分のプリントを複製し各劇場に頒布して始まります。</p> <p>次に、DVD等のパッケージ商品の発売ですが、言うまでも無く完成原版から複製して製造販売します。</p> <p>そして、テレビ放送ですが、これも、完成原版からテレビオンエア用の媒体に複製してテレビ局に納品し放送することになります。適法配信も同様です。</p> <p>このように、「映画」のビジネスは映画製作者が完成原版を主体的にコピーコントロールしながらマルチユースすることで成り立っており、複製行為により海賊版が作成される場合はもちろん、家庭内で複製物が保存・視聴される場合であっても、資本回収のウインドウと衝突することになるため、映画製作者は、基本的に第三者による複製について映画ビジネスの根幹を揺るがす行為であるとの認識を持っています。</p> <p>また、仮に、どのような態様によっても第三者により複製行為が行われる場合には、その対価をいただくことが映画製作者にとつて生命線であると考えています。</p> <p>映画製作者は、下記のとおり基本的に第三者による複製には賛成しかねるため、私的録音録画補償金制度の運用を第一義的に考えることはありません。</p> <p>■映画館等における映画の盗撮は、「映画の盗撮の防止に関する法律」(平成十九年法律第六十五号)により私的複製禁止。</p> <p>■DVD等のパッケージ商品については、技術的保護手段により私的複製禁止。</p> <p>■有料放送と適法配信は、著作権保護技術により視聴のみを許容し、私的複製は原則禁止。</p> <p>上記の複製禁止措置については、社会的にもコンセンサスがとれているため不都合が生じることはなく、当然、私的録音録画補償金制度の運用はありません。</p> <p>このような状況の中で、唯一、私的複製が可能なのは無料地上波放送からの録画です。無料地上波放送の録画に関しては、保存・視聴のほか、タイムシフティングという視聴形態が含まれるため、映画製作者としては、短絡的に複製禁止と主張することが社会通念上馴染まないと考え、私的録音録画補償金制度の運用を前提に甘受しております。</p> <p>(2) 著作権保護技術と権利者が被る経済的不利益の関係及び(3) 補償の必要性の有無</p> <p>映画製作者が考える著作権保護技術の定義は、ユーザーの視聴のみを許容し、その後の私的複製を禁止するものです。実際に、著作権保護技術により、DVD等のパッケージ商品も購入後繰り返し視聴は可能ですが、複製はできませんまた、適法配信においても視聴のみを許容し、その後の私的複製はできません。</p> <p>映画製作者としては、地上デジタル放送における著作権保護技術に関しても本来は純粋なタイムシフティング視聴のみを担保するものでなければならぬと考えています。即ち、ハードディスクドライブ等の記録媒体に「映画」を一時固定した後、別の時間に1回視聴すると複製物が消えるという技術こそが放送からの録画におけるあるべき著作権保護技術であるとの理解です。このような純粋なタイムシフティング視聴のためには、一時固定物を複数個認める必要はないはずですが。</p> <p>ところが、今般の総務省の「第4次中間答申」に盛り込まれた地上デジタル放送における著作権保護技術では、コピーワンス(1回1個)からダビング10(9回10個)まで私的録画を可能とする複製回数の緩和の方針が打ち出されました。しかし、ダビング10(9回10個)のもとでは、録画後の「映画」が保存・視聴されるケースが頻発することは明らかであり、映画製作者が賛成できるものではありません。</p> <p>地上デジタル放送からの私的録画に関して、総務省「情報通信審議会 情報通信政策部会 デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」の席上、映画製作者側は、視聴者の利便性とタイムシフティング視聴を勘案した上で、コピートゥワイス(1回2個)と主張しました。今般のダビング10(9回10個)は、映画製作者として容認できる範囲をはるかに超えるものであり、デジタルからデジタルへの複製であって保存・視聴されるものについては私的録音録画補償金制度による金銭的な補償の為されることが必要不可欠であると認識しています。</p>	<p>社団法人 日本映画製作者連盟</p>
<p>デジタル放送からの録画も引き続き補償金の対象とするべきです。また、この変更は放送事業者や権利者だけで決めたものではなく、消費者や家電メーカーとともに十分な議論を行った上で決められたことにも留意する必要があります。</p>	<p>日本放送協会</p>

<p>(1)補償の必要性について 放送番組について“放送時点で広告収入により投資回収は完了していること、放送番組の二次利用は進んでおらず、録画によって正規品の購入や再放送の視聴が妨げられるとはいえない”(117頁)といった意見が取り上げられているが、放送番組を「一度でも」録画されれば、放送事業者が放送番組の二次利用を行うにあたり、正規品の購入や再放送の視聴が妨げられるとともに、インターネットでの放送番組配信など将来のビジネスチャンスにまで影響を及ぼす可能性がある。このように「一度でも」録画が行われれば、権利者には不利益が生じており、その不利益は軽微なものではない。また、便利で記録容量の大きい録画機器が販売されることによって、私的録画量が増大する環境が作られていることや、消費者のニーズを反映し、総務省・情報通信審議会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」が、デジタル放送の複製回数を、現状のコピーワンスからコピー10回へ大幅に緩和することを提言しており(第4次中間答申)、その実現に向けて関係各機関で調整中であることなど状況変化が生じてきていることから、それによって権利者の被る不利益に対する補償措置が必要である。</p> <p>(2)タイムシフト目的の録画について そもそも私的録画はすべての権利者の権利を「制限」することにより可能となっているもので、視聴者が当然に持つ「権利」ではない。この「制限」がなければ許諾を得て、使用料を支払って録画しなければならないと考えれば、この点はタイムシフト目的の録画も他の私的録画と同じである。また、「一度でも」録画されれば権利者に不利益が生じるのは、(1)で述べたとおりであることから、「(タイムシフト目的の録画)他の利用形態に比べて経済的不利益が相対的に低い”(119頁)とはいえない。したがって、「タイムシフトの要素を補償金額の設定に当たって考慮事項とすること、反映すること”(119、138頁)には反対する。</p> <p>(3)著作権保護技術と補償の関係について 著作権保護技術が施されている場合も、(1)のとおり、「一度でも」録画ができれば、権利者には不利益があり、補償の必要性があることに変わりはない。 デジタル放送に施している著作権保護技術は、中間整理でも触れられているとおり、視聴者の私的録画の回数をコントロールするためではなく、視聴者の利便性に配慮しつつ“デジタル録画された高品質の複製物が私的領域外へ流出することを抑制する”(115頁)ことを目的とするものであり、権利者が積極的に私的録画を許容する意図をもつものではない。したがってデジタル放送において複製回数に制限があっても、録画ができる以上は当然に補償が必要である。</p>	(社)日本民間放送連盟
<p>私的録音録画補償金制度は、ユーザーにとっての利便性と私たち権利者の保護とをバランスさせる良い制度だと思っております。補償金制度は必要であり、あくまでも補償金制度によって対応することが望ましい。パソコンやiPodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて格段に簡単になり、コピーする機会が増えていることを否定する人はいないと思います。このことに対して著作物を創作した権利者に何らかの補償をすることは当然だと思うし、補償金によって私的なコピーが許容される今の環境は守られるべきであると考えます。</p>	日本詩人連盟
<p>補償金制度は絶対に必要です。 パソコン、携帯電話、iPot等の使い勝手の良い機能を持つ大量複製可能な録音録画媒体(以下機器・機材といいます)が普及し、著作物を自由に且つ手軽に享受できる時代になりました。この自由と利便性、経済性を維持するための対価として、補償金制度は絶対に必要であります。先進国において早くからこの制度が導入され、健全に機能している現状がそれを証明しています。もし補償金制度が廃止され、ユーザーに事前許諾方式を課すような非現実的な制度を主張するものありとすれば、底意を疑います。</p>	日本訳詩家協会

補償の必要性については、いまだ十分議論が尽くされておらず、補償金制度の見直しの前提として、広く国民の意見を踏まえて必要性を判断すべきであり、この点は、消費者代表を含む複数の小委員会委員から指摘されているところである。なお、補償金制度を有する欧州においても、補償の必要性が明確にされないまま制度が運用されていることに対して、批判が高まっているところである¹⁾。

「1 権利者が被る経済的不利益」について (p.110)

補償の必要性の判断基準については、「著作権者に重大な利益の損失が生じうる場合は、著作権者に何らかの補償を与えるべき」と説明されている²⁾。

問題はいかなる場合に権利者が重大な経済的不利益を受けているといえるか(補償が必要といえるか)であるが、WIPOベルヌ条約逐条解説(the Guide to the Berne Convention) 9.8によれば、「講演者がそのテーマを補強するため、専門雑誌から短い論文を photocopyし、聴衆に向かってそれを読む場合は、雑誌の流通を害するまでということがないのは明らかである。講演者が多数のコピーを印刷し、聴衆に配布する場合は、事情は別である。雑誌の売行に相当の影響を与えるおそれがあるからである。著作権者に重大な利益の損失が生じうる場合は、法律はなんらかの補償を著作権者に与えるべきである(適当な報酬を伴う強制許諾制度)」³⁾とある。また、ベルヌ条約の3ステップテストを承継するWTO TRIP協定第13条の解釈について述べたWTO紛争パネル報告では、上記逐条解説を引用しつつ、「重要なのは、第3の要件において一定の『害』が『不当ではない』として許容されるとすれば、どの程度あるいはレベルの『害』が『不当である』とみなされるのかという問題である。われわれの見解では、権利者の正当な利益に対する害は、例外規定または権利制限規定が著作権者の収入(income)に不合理な損失を生じさせまたは生じさせるおそれがある場合に、不当なレベルとなる」と述べている⁴⁾。

これらの説明から、補償の要否について、個別の具体的状況を吟味し、本来コピーがなされなかったならば相当の売上が見込めたか、という“逸失利益”等の具体的不利益の可能性の有無が基準とされていることがわかる⁵⁾。

これに対し、中間整理p.111-112の「経済的不利益の評価について法的な視点」のAの立場(具体的損失が発生していることまでの立証が不要との立場)は、「権利制限された場合は経済的不利益がある」として、複製行為があると自動的に不利益が存在すると擬制しており、明らかに同条約の解説と矛盾する。1970年の発効以来、著作物の保護と利用を調和させる基準として国際的に機能し、その後のWTO TRIP協定、WIPO著作権条約においても踏襲されている3ステップテストの利益衡量を、敢えて、より保護に厚く傾斜させるべきではないし、その必要はない。

「2. 著作権保護技術と権利者の被る経済的不利益の関係」について (p.113)

当協会は、著作権保護技術が利用されている場合には補償は不要と考えており、この見解はこれまでも小委員会で述べてきたところである。なお、著作権保護技術が利用されている場合には、そもそも第30条の適用を除外すべきとの立場であり、その旨を「第2節 著作権法第30条の範囲の見直しについて」に関して述べている。補償の要否の点で言えば、当然に補償は不要との立場となる。

これに対し、著作権保護技術が利用されている場合であっても、私的録音録画が完全に禁止されていない以上は補償が必要との立場がある(p.115イ-イ)。

しかしながら、技術的保護手段に該当する著作権保護技術を回避して複製した場合、私的使用のための複製とは認められず、著作権侵害に該当する(第30条1項2号)。したがって、著作権保護技術を利用していること自体が、著作権者等が権利行使をしているのと同視できるのであって、そのような場合にまで補償金請求権を与えることは、二重利得に該当するおそれが高い。すなわち、技術的コントロールという形でいったん権利行使をしている以上、さらに補償金を与えることは、技術的にコントロールされた複製についての逸失利益を填補することとなり、法が二重の権利行使を認めることになる。また、そもそも、著作権保護技術が利用されている場合には、著作権者等としては、著作物を流通に置いた以降、どのように利用されるかが予め想定可能であるから、元々損失というものを観念できないはずである。

以上より、私的録音録画が完全に禁止されていない以上は補償が必要という考え方は、失当であると言わざるを得ず、著作権保護技術が利用されている場合には、補償は不要となると考えるべきである。例えば、有料放送や地上無料デジタル放送は、著作権保護技術(コピーワンス等)によって、私的録画が一定限度に制限されている。放送の受信後の利用を想定した上で著作物(番組)を流通においており、著作権者等の権利行使と同視できると考えられることから損失自体を観念できないのであって、したがって、重大な経済的不利益はなく、補償は不要と解すべきである。

「3. 補償の必要性の有無」について (p.116)

補償の必要性について、「著作権者に重大な利益の損失が生じうる」かどうか、すなわち、相当の売上が見込めたか等、具体的不利益の可能性の有無を基準に検討すべきであることは前述した。この基準に照らし、以下のような複製については、具体的不利益の可能性があるとはいいがたい。

① 自己が購入したCDから自己又は家族のために複製

元々、同一のCDについて、同一生計を営む人数分の購入がなされることは期待されているわけでもなく、仮に同一生計に属する範囲の者のための複製を禁圧したとしても新たに同一のCDを購入するとも考えにくい。したがって、複製ができない場合には相当の売上が見込めるといえる可能性はないと言え得るのであって、同一生計に属する範囲の者のための複製については、具体的不利益があるとは言えない。なお、諸外国でも、スペースシフト目的の複製を許容しつつ、補償金制度を導入しないという動きが広がっている。6,7,8

スペースシフトに重大な経済的不利益がないことを示す代表的な例として、以下のような場合が考えられる。

(i)以前は複数のCDをCDケースに入れ、CDプレーヤーとともに持ち歩き、通学通勤時に音楽を楽しんでいたところ、携帯オーディオプレーヤーの出現によって、複数のCDを携帯オーディオプレーヤー内にすべてコピーすることによってCDを何枚も持ち歩く必要がなくなった場合。

(ii)また、自宅のリビング等で音楽を聴く際、複数のCDをコンポの中からその都度出し入れする代わりに、自己の所有するCDをまとめてコンポにコピーしておき、その都度CDの出し入れをせずに済む場合。

これらは技術の革新により利便性が実現された例であるが、いずれの場合も複製ができなければ、以前の不便な方法に戻るだけで、同一のCDが改めて購入されるとは考えがたい。

②タイムシフト目的での放送の録画

複製ができなかったからといって、当該放送内容と同一内容のDVDを必ず購入するとは考えがたく、相当の売上が見込めないし、そもそも放送事業者は放送時点で番組制作にかかるすべての投資につき、広告収入により回収を終えており、この点からも損失を観念できない。

「4. 著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案」について (p.119)

上述の通り、著作権保護技術が利用されている場合には、補償が不要となると考えられるところ、「試案」で示される条件には不適切なものが見受けられる。

アにおいて、「厳しく」との表現により複製できる範囲を問題としているが、「厳しく」との限定を付すのは不適当である。著作権者等が、複製の範囲について許容した上で著作物を流通におき利用に供する以上、複製の範囲や多寡は、補償の要否の問題とならないはずである。

また、イにおいて個々の権利者等による自由な「選択権を行使できる」ことが条件とされているが、不適当である。通常の私人間の契約においても、必ずしも当事者の意向が全て契約で実現できるものではなく、市場環境や当事者の力関係から、特定の当事者が苦渋の選択を迫られ、契約が成立する場合が多く存在することは言うまでもない。そのような場合であっても、いったん契約が成立した後は「合意が形成された」と扱われるのであり、どの程度当事者の意向が反映されたかは問わないのが民法の大原則である(参考条文民法第五章法律行為第91条、93条等)。したがって、権利行使したかどうかの判断においては、著作権保護技術の利用を選択する権利を行使したかどうかを問題とすべきであり、選択肢が多いかどうかとか、自由に選べたかどうかを問うことは、民法の一般原則と矛盾する。

注1) 欧州委員会が2006年度に補償金制度の改善に向けて関係当事者に実施したコンサルテーションに対する消費者団体の意見書“Copyright levies in a converging world/ Response to the Questionnaire of the European Commission”, The European Consumers' Organisation. “...The levies are not based on the harm,.... Levy systems should reflect the actual harm caused by private copying,.....”

注2) 2007年4月16日小委資料3「ベルヌ条約の3ステップテストと30条の権利制限の関係について」の注2。中間整理p.110も簡略であるが同様の記載あり。

注3) 「WIPO-ベルヌ条約逐条解説」p.62 9.8. より引用

注4) 2000年6月15日WTO紛争パネル「米国著作権法110条(5)」に関する最終報告(WT/DS160/R)のパラグラフ6.229

注5) EU著作権ディレクティブ(2001/29/EC)にも同様な趣旨の規定が設けられていることが参考となる。(35)“... When determining the form, detailed arrangements and possible level of such fair compensation, account should be taken of the particular circumstances of each case. When evaluating these circumstances, a valuable criterion would be the possible harm to the rightholders resulting from the act in question,.....”

注6) 2006年オーストラリア著作権法にスペースシフト目的のコピーを許容する条項が追加されたが、同国では補償金制度は導入されていない。音楽については109条A項、映像については110条AAに規定がある。

(1) This section applies if:

(a) the owner of a copy (the earlier copy) of a sound recording makes another copy (the later copy) of the sound recording using the earlier copy; and

(b) the sole purpose of making the later copy is the owner's private and domestic use of the later copy with a device that:

(i) is a device that can be used to cause sound recordings to be heard; and

(ii) he or she owns;

110AA Copying cinematograph film in different format for private use

(1) This section applies if:

(a) the owner of videotape embodying a cinematograph film in analog form makes a copy (the main copy) of the film in electronic form for his or her private and domestic use instead of the videotape;

①イギリスでは、2008年中にスペースシフト目的での私的複製を合法化する改正が行われ、私的複製の範囲を拡大しても補償金制度は導入しないこととされている。下記のイギリス政府HPによると、イギリス政府から委託を受けた外部機関の報告書にその旨の記載がある。(Gowers Review of Intellectual Property、 http://www.hm-treasury.gov.uk/media/6/E/pbr06_gowers_report_755.pdf) そのp.62のパラグラフ4.72からp.63のパラグラフ4.76に、結論として

「Recommendation 8: Introduce a limited private copying exception by 2008 for format shifting for works published after the date that the law comes into effect. There should be no accompanying levies for consumers.」②また、イギリスレコード協会BPIは、06年6月にイギリス国会で行われたヒアリングにおいて、CDを聴くためにMP3プレーヤーにコピーすることを許容すると表明している。BPI announced that “we believe that we now need to make a clear and public distinction between copying for your own use and copying for dissemination to third parties and make it unequivocally clear to the consumer that if they copy their CDs for their own private use in order to move the music from format to format we will not pursue them.

注7) ニュージーランドのCopyright (New Technologies and Performers' Rights) Amendment Billでは私的使用目的の録音について権利制限規定を設ける規定があるものの、補償金制度に関する規定はない。81A Copying sound recording for personal use

(1) Copyright in a sound recording and in a literary or musical work contained in it is not infringed by copying the sound recording, if the following conditions are met:..... (e) the copy is used only for that owner's personal use or the personal use of a member of the household in which the owner lives or both; and (f) no more than 1 copy is made for each device for playing sound recordings that is owned by the owner of the sound recording;

<p>本節2(3)イ-ii(p.116)の意見を支持致します。権利者の意思により著作権保護技術が適用され、提供された著作物の利用範囲を想定できる場合には、当該範囲内の録音録画は権利者に重大な経済的不利益を与えとは言えず、補償の必要はないと考えます。</p> <p>本節2(3)イ(p.115)において、「著作権保護技術には、私的録音録画自体を厳しく制限するというよりは、通常の利用者が第30条の範囲内で必要とする私的録音録画の機会を確保しつつ、デジタル録音録画された高品質の複製物が私的領域外へ流出することを抑制するもの」と記載されています。確かに著作権保護技術には私的領域外へ流出することを抑制する効果もありますが、制度上、著作権保護技術を回避して複製すれば私的領域での複製であっても著作権侵害となることから(著作権法30条1項2号)、むしろ制度としては「私的領域における複製を制限するもの」と位置づけられると考えられます。</p> <p>例えば放送番組の録画の場合、著作権保護技術のないアナログ放送の時代には私的複製として許容された録画であっても、デジタル放送では著作権保護技術によって限られた範囲でしか録画ができず、私的使用を目的とする場合であっても制限されます(具体的な例としては、居間のDVDレコーダで録画したものを、通勤通学時に視聴するために、PC上で必要な部分だけに編集したとしても、それをリムーバブルメディアにコピーするなどして孫コピーを作成することは、デジタル放送ではできません)。このように私的領域に踏み込んで権利者の意思でコントロールできている実態がある場合には、もはや私的使用を目的とすれば自由に録音録画ができる状況にはなく、そこに重大な経済的不利益があるとは考えられません。</p> <p>従って、少なくともデジタル放送のように著作権保護技術が適用され、利用者がその著作権保護技術によって定められた利用ルールに従っている実態があるような場合には、それは権利者の受忍限度内の利用行為と捉えられるべきであり、補償措置は不要と考えます。</p>	<p>社団法人 日本記録メディア工業会</p>
<p>■116ページ～119ページの「第3節 補償の必要性について 3.補償の必要性の有無」の項目</p> <p>※この項目について、私たちは、議論が尽くされていない現状で結論を出すことには「反対」いたします。理由は下記の通りです。</p> <p>○私的録音録画は他の権利制限のために必要な手段</p> <p>インターネットの普及と技術革新により、多くの一般の人々がネットユーザーとして、著作物としてのコンテンツを消費するだけでなく、大量に生成する時代となっています。</p> <p>著作物の創造は、何もないところから生じるものではなく、むしろ既にある著作物の上に生じることが多いことはよく知られています。そのような著作物の利用は、原作者の権利の及ぶものも少なくありませんが、第32条の引用や、第41条の報道目的の利用など、権利制限されているものもあります。さらに、引用などのない形でも、著作物を批評・論評するといった形での著作物の創造もあります。第41条の適用は「市民ジャーナリズム」といった言葉が一般化しつつある現在、一般のネットユーザーを担い手とする著作物として今後のさらなる増加が見込まれます。</p> <p>このような利用は、147ページ～149ページ「参考資料2ベータマックス事件の概要」において、米国の連邦控訴裁判所判決(148ページ)や連邦最高裁判所少数意見(149ページ)において「生産的利用」とされているものにあたる考えられます(連邦最高裁判決は、非生産的利用にもフェアユースを及ぼしたものであり、生産的利用がフェアユースにあたることを否定するものではない)。</p> <p>配信コンテンツについて前述のような生産的利用を行う場合、それを録音・録画して固定する必要があります。利用の場合は、著作物全体の中から必要な箇所を切り出すために必要ですし、評・論評においても、特定箇所を繰り返し確認するなどの作業が必要になる場合があります。</p> <p>職業的著作者やメディア企業のみが著作物を創造するのであれば、このような作業全体はそもそも私的録音録画とはいえない、ということになると思われませんが、前述のように今や一般の人々が著作物を生成するようになったので、生産的利用の前提としての私的録音録画は無視できない存在となっています。このような場合の私的録音録画は、創造のサイクルを促進させるためには欠かすことのできない肯定的な意味を持っています。</p> <p>著作権が制限されるべき創作のための活動があるという事実を無視して、それらの前提となる私的使用複製行為を、著作権の制限対象外とするということは、事実上、引用や報道の自由を奪うということになります。</p> <p>しかしながら、本項目においては、もっぱら、職業的著作者やメディア企業の経済的利益にのみ着目する形で、「補償の必要性」の有無について検討を重ねており、議論を尽くされているとは考えられません。</p> <p>○ブレイクシフトとタイムシフトについての議論が尽くされていない</p> <p>ブレイクシフトとタイムシフトについての補償の必要性の議論については、将来についての不確かな予測を交えたものとなっており、議論が尽くされているとはいえないと考えます。特にタイムシフトは、他の目的と区別しがたいことから補償の必要性を肯定するという議論になっており、強さを認めません。</p> <p>そもそも、一般家庭の視点で評価するなら、TVを見られる時間に自宅に居る人に比べて、自宅に居ないから録画して見なければならぬという人が、特別に「経済的不利益」の代償として補償金を支払わされるべきというのは、明らかに間違った結論です。結論が間違っているのであれば、前提ないし議論の過程が間違っているというより他にないと考えます。</p>	<p>インターネット先進ユーザーの会 (MIAU)</p>
<p>著作権保護技術に覆いつくされた社会が訪れたときのみ、私的録音録画補償金という制度が廃止できるような考え方は、消費者にとって受け入れ難いものです。今の制度では、著作権保護技術の使用も、補償金を課せられることも、消費者は選択の余地なく同時に受け入れざるを得ない状態です。今後、技術の進歩により様々な保護技術が開発され、使用されることが考えられます。しかし、そうであっても、ある一定の範囲での私的複製を許す代わりに補償金は依然として必要であると求められ続けることは、消費者から見ても、あまりにもアンフェアであるといわざるを得ません。しかも、権利者の利益を守るための保護技術にかかる費用も、最終的には消費者が負担しているのです。</p> <p>30条の範囲の論議、すなわち、私的録音録画とは何かという論議とは別に、私的な録音録画のうちで補償が必要なものとどういうものか、どういった場合に補償されるべきかという議論をすることが必要だと考えます。補償の必要性についての議論が尽くされおらず、この状態で対象機器が拡大されていくことは、受け入れられません。</p> <p>著作者の権利と同様に、消費者の権利が守られる制度になるべく、補償の必要性の有無に立ち戻り、更なる議論、検討を続けることを強く要望いたします。</p>	<p>主婦連合会</p>

<p>私的複製は利用者にとえられた権利であり、これについて著作権者が対価を請求すること自体が道徳的に間違っている。CDを購入した時点で、CDは購入者の所有物であり、公共の福祉の範囲内で、自己の所有物をどのように使おうが所有者の自由である。</p> <p>一人の利用者が行う私的な録音録画はさまざまな形態があり、同意するが、購入者が私的な録音録画の代理手段として、新たにCDを購入するなどの金銭を支払うとは考えられないから、権利者が受ける経済的損失は事実上0である。</p>	<p>自費出版創作振興協議会 (二次製作普及チーム)</p>
<p>パソコンや i Pod等で私的なコピーが大量に行われるようになった現在、著作権者が補償金によって一定の対価を得られる仕組みの補償制度は、今後も維持されるべきと考えます。これにより、音楽をいつも身近に楽しめる環境が確保されると思います。それゆえ、著作権者への補償措置は必要であり、力関係が影響する契約等で解決するのではなく、あくまでも補償金制度によって対応する事が望ましいと思います。</p>	<p>藤井祐子グループ</p>
<p>●110ページ以降「補償の必要性について」 全般を通して権利者が被る経済的不利益に関する再整理に、についての議論は一般消費者側の意見を十分に取入れた議論であるとは判断できない。</p> <p>この記述を一般消費者側から読むと 全体を通して権利者側の視点からのみ見ており、一般消費者一般インターネットユーザ携帯ユーザの行為すべてが権利者側に不利益であり、かつその行為により考えられる限り最大限の不利益が生じているという観点から論じられている。一般市民がすべてが権利者にとって不利益を生じさせる存在として取り扱っているという印象があり、非常に一方的で一市民としては強い違和感がある。補償の必要性やあり方/その方法については非常に重要なポイントであるだけに幅広く一般市民インターネットユーザ等諸々のコンテンツホルダではない人々も交えて議論がなされなければならない。</p> <p>権利者側の視点で論じられたものは一市民としてはそのまま受け入れられるものではない。</p>	<p>(有)コンピューターミュージックデザイン</p>
<p>著作権者は複製権を有しています。第30条の規定により、私的利用のための複製については、権利者は権利を制限されています。補償の必要性については、議論の余地なく必要と考えます。</p>	<p>株式会社セブンシーズミュージック</p>
<p>私はこの概要にある、「全体としては権利者の経済的不利益が生じている」と、書かれていることには御幣があると思います。音楽CDを録音したなどといったことで[全体として]不利益が生じるとは思えないからです。</p> <p>というのも、私としては、録音などで複製し、その作品が世に出回ること、世間への認知性がより大きくなり、そのためそれに関連した商品が売れていき、結果としてはそれなりに利益が生じていると考えているからです。</p> <p>もちろん、CDやDVDなどに補償金を付加するのは今までもやってきたことですし、廃止してくれとは言いません。</p> <p>私が言いたいのは、ダウンロード規制といった、なんでもかんでも規制規制というのを改めて、逆にそれを生かすことを考えてほしいということ。このまま法が改正されてしまうと、「YOU TUBE」や「ニコニコ動画」にさまざまな影響が出てくると思います。しかし、ニコニコ動画では「ニコニコ市場」といったものがあり、それにより権利者側にも相応の対価が払えているものもあると思います。ここで規制をかけてしまうと、利用者が減り、そのために権利者側の利益も落ちてしまうことになると思うのです。</p> <p>ただ、違法ファイルを上げること自体は犯罪でしょうし、それに対してはそれなりの措置をするべきなのでしょう。しかし、それに対してもニコニコ動画などで、削除やアカウント規制といった対処をとってあります。</p> <p>つまり、それなりの処置はされているのです。</p> <p>ですから、ニコニコ動画が違法化するというのもやめてほしいです。</p>	<p>個人</p>
<p>権利者の経済的不利益については、114ページ、「イ」とする考え方に賛同します。</p> <p>ただし、私的利用の補償の必要性については疑問です。</p> <p>抜本的に著作権法30条での「私的使用」の範囲を明確にし、補償は廃止すべきであると考えます。</p> <p>私的使用の範囲の明確化案としては、基本的には 88ページのイギリスに近い形で、次のようなものを提案します。</p> <p>a. 研究又は私的学習を目的とする著作物の公正利用は、著作権を侵害しないこと b. 非営利目的かつ家族内での利用に限り、著作物の複製および使用は、著作権を侵害しないこと</p> <p>これまでの私的録音録画小委員会の議論には、権利者、製造業者、消費者の3者のうち、とくに消費者の意見が充分に取込まれているとは思われません。</p> <p>検討対象とするコンテンツを、録音物や録画物に限定した考え方にも強い違和感を覚えます。</p> <p>テキストや画像も含め、デジタルデータになった以上、その扱いの利便性を犠牲にすべきではないし、また、著作物の保護もより重要になっていると思います。</p> <p>デジタルデータとしての複製は、コンテンツの利便性を伴う利用に對し必然的に発生します。</p> <p>これを制限したり、権利者の不利益が発生するという考えは、すでに時代遅れな考え方ではないでしょうか。CCCD で何が起きたかは、すでに経験済みのはずです。</p> <p>iPod や iTunes を見れば明らかのように、今後は、コンテンツを複製をしているということ自体が消費者に意識されない時代が来ると思います。この流れが止められない以上、著作物の保護は、その使用目的と範囲でしか守れないのではないのでしょうか。</p> <p>そのためには、権利者は、消費者のモラル向上に努めることが何より重要になるでしょう。</p> <p>今後の議論が、権利者の不利益だけではなく、消費者の利便性が損なわれないような検討がなされることを期待しています。</p>	<p>個人</p>
<p>著作権者の利益を害し、とあるが、どれだけ著作者に利益が還元されているのだろうか。</p> <p>その具体的な数値を出さずして論じる時点で、おかしいと思う。</p> <p>また著作権保護技術の普及、とあるが、果たしてそれは著作者に「ダメージを作らせない」以外の恩恵を与えうる物なのだろうか。</p> <p>例として挙げられているCDのコピーについてだが、具体的にどれだけ経済的損失が出ているのか、あるいは一回のコピーで発生する使用料等がもし存在した場合、それは著作者へ十分に還元される物なのかという説明が、本項目で全く説明されていない。</p> <p>(1)経済的不利益に対する利用形態ごとの評価、のなかでは「図書館から」「レンタルショップから」借りたCDも、友人から借りたCDと同様経済的損失をもたらしているとするが、ではそれが一体試算でどれだけになるのか。</p> <p>経済的損失があると見込まれているならば、レンタルショップが個人個人の生活圏内に浸透している今この時代に、わざわざ規制の対象として消費者から搾取を行おうという発想は如何なものだろうか。</p> <p>また、この節の冒頭で本来付け加えられるべきである「権利者」「管理団体」「保護組織」等の説明が全くされていない。権利者が困る、管理者が困る、では「彼らはどの様な保障を行っているのか」という事が全く読み取れ無いためである。</p> <p>著作権は著作者の保護であって、権利者や管理団体の保護ではない。</p> <p>もし個別に徴収が可能となれば、低所得者層からの反発は避けられず、映像関連、音声関連の産業におけるニーズの量は確実に低下すると考えられる。</p> <p>いわゆる娯楽産業が高所得者向け専門となる可能性があるという事である。</p> <p>この場合中～低所得者層はCD、DVDの借り控えを行う為にメーカーがレンタルショップ向けに販売するソフトの総量は低下するだろう。</p> <p>また、個人経営等比較的小規模の店舗は倒産の憂き目を迎えてしまう。</p> <p>ソフト内のデータそのもののコピーが不可能となれば、インターネットにおける個人のコピー音楽(耳で聞いて打ちなおしたもの)の配信が不可能となる。</p> <p>その結果楽曲の認知度、新たなクリエイターの育成にも支障が出る。</p> <p>音楽関係のみならず、映像関係でも同じような現象が出るだろう。</p> <p>果たしてそこまでの事態を想定して、この案件を通そうとしているのだろうか。</p> <p>反対の意見、是非ご熟慮願われない。</p>	<p>個人</p>

<p>権利者が被る経済的不利益とあるが、実際に売上が落ちている裏付ける根拠が見当たらない。 音楽業界は洋楽に市場を持っていけない限り、着うたやダウンロード販売などを含めて計算すると市場模様はそこまで言うほど変化はしていない。 アニメ業界は3年連続の成長で、06年においては過去最高規模の2415億円になっている。(メディア開発総研調べ) ゲーム業界も06年のゲーム市場は97年に記録した5332億円を超えて過去最高規模の6200億円以上の記録を残している。 全体的に、デジタルコピーがよい意味で販促効果と呼び、各ジャンルの市場拡大を促して、結果的に業界総売上が上がったと考えられ、一概に著作権侵害が権利者の被る経済的不利益に当たるとは考えられにくい。</p>	個人
<p>[補償の必要性について] 現行の制度においては、補償金制度と著作権法第30条による私的複製の自由とは、表裏の関係にあると思われます。 CDやDVDに代表される著作物を購入する際に、補償金を支払うことにより、その後の私的複製について(公衆送信権等に反しない限り)許されるものと考えます。 このシステムは、現在まで長いあいだ、国民のあいだで理解されてきたものであり、また現在でも機能しているものと考えます。 その意味で補償金の存在は、著作者に対する対価を払うとともに、私的複製の自由を担保するものとして、価値を有すると考えます。</p>	個人
<p>●「経済的不利益」? (該当ページおよび項目名:100ページ～、「第7章第2節著作権法第30条の適用範囲の見直しについて」、および110ページ～、「第7章第3節補償の必要性について」)</p> <p>○ 購入した音楽CDからのプレスシフト目的の録音や、タイムシフト目的の録画については、(1)②の立場から権利者が被る経済的不利益が充分立証されていないとの指摘があったが、一人の利用者が行う私的な録音録画はさまざまな形態があり、全体としては権利者に経済的不利益が生じていることについておおむね共通理解が得られる。 〈概要P6〉 「経済的不利益」の面ばかりを強調するが、録音録画による複製は「強力な宣伝」にもなりうる。 たしかに、「買うはずだった」客が買わなくなるという損害はある。 だがそれ以上に「買うはずのなかった」客がその作品に触れることになる。 結果、販売戦略にとってなによりも重要な「名」が売れる。 創作者(=権利者)が求めるのは「商品」が売れることより「名」が売れることだ。 そして「名」が売れば「商品」も売れる。 これほど「創作意欲」が高まることはない。 「著作権」とは「著作者」の「創作意欲」を高めるものであるはずだ。 よい作品であればあるほど録音録画による普及は利益に働く。 パッケージではなく中身で判断されるからだ。 これはさらに文化の発展をも促進する。</p> <p>また、ネットで配信してそこで広告料を稼ぐというビジネスモデルもできはじめている。 これら「経済的利益」を否定するだけの十分な根拠が報告書には見当たらない。 そもそも、規制を強化したところで本当に「権利者」の利益になるのか。 再度十分な議論を望む。</p>	個人(同旨4件)
<p>●110ページ「第3節 補償の必要性について」 著作者への不利益については検討されているが、私的複製のユーザー利便性があることで販売量が増えて利益が上がるケースを検討していないのは大きな問題である。また、議論された痕跡も無い。 今回対象にすべきとして検討されているポータブルオーディオプレイヤーは、新たな音楽ファンの獲得に大いに貢献しており、むしろ著作権者にとっては大きな利益となった側面がある。 私的複製による経済的損害が補償が必要なほどであるという考え方には疑問が残る。 また、私的複製の有無による著作者への利益不利益はDRMがある場合とない場合での売上の違い、CCCDやiTunesStoreのDRM無し楽曲の売上などから推測可能であるが、そのような調査が行われていない。 DRMの強化で売り上げ増加につながった有意な事例はなく、むしろ売上の減少につながるケースが多いと思われる。 複数の専門アナリストによる調査分析を行った上で再検討を行うべき。 また、2007年第11回会合にて主婦連合会副常任理事委員の河村真紀子さんは「そもそも補償金があるから私的録音録画が自由にできるというのはおかしい。 なぜ消費者は補償金を支払わなければならないのかをもっと議論するべき」と言っているのにこの点について議論がなされていないし、科学的なものでもない。 科学的でない議論であると判断できる理由としては、 ・1つの家庭で同じCDなどの著作物を2枚、3枚と買う可能性は極めて低い。 これは一般的に音楽レーベルも理解していることで、黙示の承認がある。 承認しているのであれば、CDの販売料金に加えてさらに料金を徴収するのは二重課金にあたり、現行制度自体が違法性が高い。 ・2つめは、そもそも私的複製ができないような措置を取っていない音楽レーベルにこそ問題があり、私的複製により権利侵害を被ったというのであれば、それを自らの手で技術的に防ぐべきで、それが可能な時代でもある。 それなのに、自ら製造販売している製品の不備をハードウェア会社に対して責任転嫁するのは無責任かつ自己中心的な姿勢で、それを法的に容認する必要は皆無である。 ・3つめは、補償金制度を携帯機器に対して導入しているのは僅か11カ国、全体の6%に過ぎず、国際的に見て標準的なものではない。 なのに、当委員会では曲解した解釈で説明し、その誤りを指摘されると、「あげあしとりだ」と補償金制度の必要性の根幹部分についての建設的な議論になっていないばかりか、専門家であるはずなのに、その誤りをしてきされた「あげあし」を引っ込めない厚かましさを閉口する。</p> <p>よって、本記載内容は、当委員会の一部の勢力による、我田引水・架空・想像上の議論展開と判断できるため、本項は議論は採用できない。</p>	個人
<p>■「補償の必要性の有無」(118ページ)について 確かに権利者が被る経済的不利益は存在するが、どの権利者がどの程度経済的不利益を被っているかを正しく調査することは不可能であり、その補償金を正しく分配するのは不可能である。 現在は著作権保護技術が発達しており、権利者は自分の著作を技術的に保護できるようになっている。 これにより、権利者は自分が被る経済的不利益をコントロールできる立場であり、どのようにコントロールするか権利者が判断すれば良い。 よって補償の必要性は無い。</p>	個人

<p>●DRMの強化については「根本的に意味が無い」と考える。</p> <p>AppleCEOスティーブ・ジョブズ氏が語っている通り(http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2007/02/07/14709.html)、DRMは、コンテンツの流通を阻害するのみであり、利益の還元者たる利用者に、何ら利益をもたらさない。むしろ、DRMの強化を図るあまり、SonyBMGのようなルートキットまがいの仕組みを生み出してしまふ。</p> <p>(http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0511/09/news061.html)このような、「利用者に害を与える」状態しか生み出していない現状のDRM技術については、その思想から否定する。特定の環境でしか再生できないコンテンツのために、いったいどれだけの人間がそれを見ようとするのか。「コンテンツの再生」は、可能ながぎり、安価に、誰でも可能な形で実現されるべきである。プロプライエタリな環境のみで再生可能なコンテンツなど、利用者の誰も望んではいない。</p>	個人
<p>(3)の項目 私は『反対』する。</p> <p>理由：そもそも著作権法第30条の立法趣旨は、著作権者の保護と著作物の利用の円滑化の観点との兼ね合いから、著作物の私的利用を例外的に認めたものである。よって、保護すべき対象者は、あくまで『著作権者』であって「販売、配信、放送等の事業者」ではない。</p> <p>ゆえに、経済的不利益の評価としては、111頁の「私的録音録画のために権利者の許諾を得る必要があるとすればそこで支払われたであろう使用料相当分が経済的不利益であるとする考え方(補償措置は権利制限の代償)」のみにすべきである。</p>	個人
<p>アナログ時代はテープに録音してもテープが切れたり、頭出しが容易に出来なかつたり、また音も悪く今に比べれば遙かに不便だったが、今のデジタル技術では自分でオリジナルCDも作ることが出来る。このような時代の創作者はまさに受難の時代であり、いくらい作品を創出しても1つのオリジナルがあればそれを元に全てタダで持っていかれてしまっている。そこにはメーカーが新開発の技術を投入して簡単に質のいい音や映像をコピーできる機械を消費者に大量に提供しているからであろう。技術の発展であらゆることが便利になることは大いに結構なことだが、それによって犠牲になる音や映像などを生み出す文化創造者がいることを忘れないでほしい。便利さばかりを追い求めている文化が枯れ果ててしまうことになる。消費者としては簡単に質のいい音や映像をコピーできる機械があっても、そこには元の制作者に対して敬意をはらい許可をもらって良い音や映像を手元に残しておきたい。これまでこのことを維持してきたのは正に「私的録音録画補償金制度」であり、僅かな補償金で自分のために簡単に質のいい音や映像を合法的にコピーできたのである。文化芸術立国としてこの制度をより充実した制度にして、消費者と創作者が互いにハッピーになるような環境を作るべきである。</p> <p>また、メーカーはこの制度は著作権保護技術の発達で、もはや制度は不要であるように言うが、実際にどのように保護技術が発達したのか具体的に消費者には全く知らされていないのが実情ではないか。さらに、ヨーロッパでは日本のメーカーは自己の負担で各国の法律に合わせ、私的録音録画補償金制度を受け入れている資料も見ている。それなのに日本では不要論というのは、日本における文化などが枯れ果ててもいいと言っているのか、全くもって創作者や消費者をあまりにも軽視しバカにした話ではないか。このような状況下、制度を維持し、早急にその充実を図るとともに、パソコンやiPodなども含めて補償金対象となる器械の政令指定を急がなければならない。</p> <p>世界中から非難されないうちに、日本の文化が枯れてしまわないように。</p>	個人
<p>補償は必要であると思います。</p>	個人
<p>著作権者は複製権を持っています。それを著作権法第30条で制限しています。そのおかげで、わたしたちは自分のために私的録音や録画を自由にできます。著作権者にその制限の対価を払うのは当然です。</p>	個人
<p>「p6 権利者の経済的利益を保護するため創設する」目的で制度を導入したことになっているが、現実には権利者の利益が侵害されているという状況が定量的に公表されていない。まず、すべての権利者について、どれだけの不利益を被っているかを数値で提示する必要があると考える。当然、権利者の実名を出す必要はなく、権利者Aがどれだけの作品を制作し、私的録音によってどれだけの損害がでているか、また、現行の制度でその損害に対してどれだけの補償が行われているかを公表することが第一と考える。</p> <p>また、その損害額については算出の理由も明記されなくてはならない。これによって損害額が申請されないのであれば、そこには損害は存在しないのであるから、即刻この制度を廃止すべきである。</p> <p>数年前に著作権保護処置をしたCCCDが販売され、他人からCDを借りても私的録音ができないという状況があった。</p> <p>この時の音楽CDの売り上げと、それ以前(私的録音により著作権者の権利が侵害されていたときの)売り上げとを比較すれば、どれだけの金額が私的録音により著作権者に対する不利益となっているかが算出できるのではないか。</p>	個人
<p>一利用者としては、私的録音に著作権者の許諾と使用料が必要であるのなら、是非申請し、支払いたいと思う。</p> <p>しかし、そのようなことを実際に行えば著作権者の負担はとてつもなく大きなものになるのではないか。</p> <p>その負担を軽減していることは著作権者にとつての利益の一部ではないかと考える。</p> <p>たとえば、一曲録音するにあたり、10円の使用料を支払うとして、全国から100万の利用申請があった場合、著作権者は1000万円の取入を得ることとなるが、100万の利用者に対して、利用許諾の旨を通知し、誰に許諾したかを管理しなければならないが、この作業にどれだけの費用が必要か。しかし、だからといって一曲の使用料を100円とか200円に設定することもまた現実的には不可能であると考えられる。このように考えれば、著作権者の不利益はほとんど存在しないか、ごくわずかな金額になってしまうのではないか。</p>	個人
<p>昨今、多方面におけるデジタル化の影響下で記録媒体機器の進化は目を見張る状況であるが、大量に無条件でコピーされる結果的として著しく著作権者への権利が阻害されている。</p> <p>ユーザーが更に多種の機器によって情報を得る状況にあって、権利者保護との両立を考えるなら私的録音録画補償金制度は必要不可欠の制度と考える。</p>	個人
<p>私的録音録画がほぼ自由にできるのは、著作者の権利を制限することによってであり、権利を制限されている著作者や著作権者に対して補償が行われるのは当然です。</p>	個人

<p>○116ページ～119ページの「第3節 補償の必要性について 3.補償の必要性の有無」この項目について、私は議論が尽くされていない現状で結論を出すことには反対します。理由は下記の通りです。</p> <p>・私的録音録画は他の権利制限のために必要な手段であるインターネットの普及と技術革新により著作物としてのコンテンツを消費するだけでなく、大量に生成する時代になり、かつ前述の通り国策として「一億総クリエイター」を勧めている状況でもあります。この状況下で著作物の創造は、何もないところから生じるものではなく、むしろ既存著作物の上に創作される事が多いことは当然の事として認識されています。</p> <p>そのような著作物の利用は、原作者の権利の及ぶものもあり、また、第32条の引用や、第41条の報道目的の利用など、権利制限されているものもあります。さらに、引用などのない形でも、著作物を批評・論評するといった形での著作物の創造もあります。第41条の適用は「市民ジャーナリズム」といった言葉が一般化しつつある現在、一般のネットユーザーを担い手とする著作物として今後のさらなる増加が見込まれます。</p> <p>このような利用は、147ページ～149ページ「参考資料2 ベータマックス事件の概要」において、米国の連邦控訴裁判所判決(148ページ)や連邦最高裁判所少数意見(149ページ)において「生産的利用」とされているものにあたると思えます(連邦最高裁判決は、非生産的利用にもフェアユースを及ぼしたものであり、生産的利用がフェアユースにあたることを否定するものではない)。</p> <p>配信コンテンツについて前述のような生産的利用を行う場合、それを録音・録画して固定する必要があります。利用の場合は、著作物全体の中から必要な箇所を切り出すために必要ですし、評・論評においても、特定箇所を繰り返し確認するなどの作業が必要になる場合があります。</p> <p>この様な、著作権が制限されるべき創作のための活動があるという事実を無視して、それらの前提となる私的使用複製行為を、著作権の制限対象外とするということは、事実上、引用や報道の自由を奪うということになります。</p> <p>この様な行為は放送出版等メディア産業者、職業的著作者(いわゆるプロフェッショナル)にとっては私的録音録画ではない、と一般に捉えられていると思えますが、一億総クリエイター時代においてこの産業者・プロフェッショナルと一般市民(一般ユーザ)を区別するべきものではありません。この様な「一般市民による創作」「一般市民による著作物の生産的利用」に類する私的録音録画は肯定されるべきであると思えます。</p> <p>しかしながら、本項目においては、メディア産業と職業的著作者の経済的利益にのみを対象に「補償の必要性」の有無について検討を重ねており、議論を尽くされているとは思えません。</p>	個人
<p>・ p118「(2)経済的不利益に対する全体的な評価」の項目</p> <p>本項目について、異議を呈します。</p> <p>p118に記述されている「以上の点から、(略)一人の利用者の行う私的録音録画の全体に着目すれば、経済的不利益を生じさせていることについてはおおむね共通理解があると考えられる。」について、この認識には、利用者側との間で大きくギャップがあるように思います。</p> <p>p99で「ア 昭和45年に現行法が制定され、権利制限規定の一つとして、『私的使用のための複製』(第30条)が定められて以来、私的領域において著作物等を録音録画し、音楽や映像等を楽しむことは社会に定着した現象となっている。」と述べられているように、私的利用のための複製については、既に社会に定着しており、これらの行為を極端に制限する形での新たな制度導入は、利用者側の視点を欠いたものと指摘せざるをえません。</p> <p>またCCCDがユーザーに受け入れられなかった(p46に記述)ように、著作権保護技術による過度なコンテンツの保護は、現時点で既に利用者が享受している私的複製の範囲を狭める事となり、利用者側の視点からすれば、これまで認められていた(と認識している)権利が奪われるということと等しく、極めて受け入れにくい内容であると思えます。これら行為を取り上げて、「経済的不利益を生じさせている」と指摘される事は利用者側の視点では正直、理解できません。</p> <p>またこれは、文化審議会著作権分科会からの問題提起にあった検討の留意点である「また『ユーザー』の視点を重視し、提案されるべき将来あるべき姿は、ユーザーにとって利用しづらいものとならず、かつ納得のいく価格構造になるよう留意する必要がある」ということからも大きく逸脱しているのではないかと思います。</p>	個人

<p>私的録音録画によって権利者が被る間接的な経済的不利益と補償の必要性は、常に若干程度は存在していると考えます。権利者の受忍限度は、本委員会での議論でも明らかのように権利者により異なるわけですから、根拠とするべきではないと考えます。損失と補償の必要性は基本的に客観的なものとして捉えるべきと考えます。そして、権利者は、法30条の主旨を尊重し、私的空間における著作物の享受を尊重するべきであり、利用者の個々の行為を監視して、あれはいい、これはだめということとはできないことを認識するべきです。</p> <p>6ページ(4)の「補償の必要性がなくなる場合の試案」中、②③は法30条の主旨に反しており、いかに権利者であっても、利用者の私的利用の範囲を一般的に縮小することができるのではないのですから、不適切であり、削除すべきと考えます。①は、著作権保護技術の効果により、私的録音録画が録音録画機器が発達する以前の零細な利用に戻った場合、ということであろうと考えられ、確かにその場合には、補償金制度は必要がなくなると考えられますが、著作権保護技術の運用は、権利者が取りうる政策であって変更しうるわけですから、このような状態になったら直ちに廃止しなければならない、ということにはならないと考えられます。廃止を目標にして、私的録音録画を抑制し続けるというのも不適切であり、むしろ、著作権保護技術の適切な運用については、権利者任せにできる問題ではないと考えて、権利者の意思を尊重しつつも、権利者任せにせず、折々に検討していくべきであると考えます。</p> <p>補償の必要性について、放送を例にとりて考えてみますと、利用者がある番組を録画したとします。放送の場合利用者は録画しなければ、この番組を見ることはできません。放送局はこれによって被る経済的な損害はほとんどなく、放送本来の仕事の一部として視聴料などに含まれた行為と考えるべきです。しかし、もしこの番組がDVDになって市販されていたり、市販されている番組を放送したのであれば、この利用者は録画できなければその商品を買った可能性が少しはありますが、必ず買うとは限らないし、市販商品は売り切れたり廃盤になっていることもあるので、必ず変えるとも限らない。微少な経済的損失に対して、微少な補償の必要があるということです。私的録音録画によって権利者が被る経済的損失はこういう形で存在しているので、常に若干は存在しているということではできると考えます。</p> <p>しかし、現在状況は、権利者は私的録音録画についての警戒心を強く持ち過ぎており、コピーガードは1枚もできないものが主流で、画質のコントロールもきめ細かく、利用者を直接監視させているのではないかとさえ思うほどで、補償金だけはたくさん欲しいと考えているように見受けられますが、このままでは、補償金制度は自然にどんどん縮小していきしか考えられません。1枚もコピーできないコピーガードは、補償金制度の外にあるもので、補償金の対象とならず、分配の対象にもならないと考えるべきですから、現状でも補償金制度はかなり縮小されており、権利者が、今後も私的録音録画を敵視する政策をとり続ければ、自然に縮小していくのも、いずれなくなってしまうのも、不思議ではないと考えられます。</p> <p>権利者は、法30条の主旨を尊重して、もう少し私的録音録画を許容したり振興する政策をとったほうがいいのではないのでしょうか。市販商品は1～2枚のコピーが可能でコピーガードを施す。放送は、放送を見る以外に見られない番組がほとんどですから、将来もコピーガードは施さない、などです。</p> <p>コピーガードは、簡単なわかりやすいものを、どの商品にも同じものを施すのが良いと考えます。100社100様のコピーガードでは、利用者の足は遠のきます。高齢化すればますますそうなると思われます。コピーガードは利用者にとってストレスであることは間違いないので、利用しやすくなければ、私的録音録画自体が行われなくなり、補償金制度が自然に縮小していくのは当然だといえます。</p> <p>補償金制度が縮小していかないようにするためには、どのサービスについても、コピーガードを施す場合には、一定数のコピーを可能にするコピーガードを施すことを義務付けるなど、私的空間における著作物の利用を振興する政策に、少し方向を転換する必要があると考えます。</p> <p>以上のとおりこの項についての意見を述べましたので、よろしくお願ひします。</p>	個人
<p>録音は行わないため、録画に絞って意見を述べさせていただきますが、116ページのイの意見に賛成です。</p> <p>私たちユーザは望みもしない不便な著作権保護技術を押し付けられています。これは権利者が自らの権利を守るために使用している技術であり、そういった観点で権利者に不利益は生じないはずで、そのため、録画機器に関しては遅くともアナログ放送終了時点で補償はなくすべきです。</p> <p>アナログ放送終了後も補償を継続しても良いのは、有料放送を除く全ての放送が著作権保護技術なしで番組の提供を行った場合のみです。</p> <p>なお、116ページに「現状における著作権保護技術の適用状況では経済的不利益があり、かつ補償の必要性があると判断できる」として、著作権保護技術は権利者を含む関係者の要望等を踏まえ機器の製造業者等が開発していることも事実であり、その開発過程に権利者がどのように関与していたか等の評価の問題はある」との記述があります。</p> <p>これは権利者が著作権保護技術にどの程度自分たちの意見を反映できたか評価して、十分な意見を反映できていないなら補償の継続をすすめると受け取っていますが、これには納得できません。</p> <p>私たちユーザは今まで録画する権利のために保証金の支払いという義務を行ってきました。著作権保護技術が適用できるデジタル放送については権利者側には保証金を受け取る権利の代わりに適切な著作権保護技術を施す義務があるはずで、自分たちが望む著作権保護技術が確立できていないとしたらそれは権利者側の怠慢であり、それを理由に著作権保護技術を施した上で保証金を受け取るのは到底受け入れられない行為です。</p> <p>なお、権利者側の望む著作権保護技術が現在の技術では実現不可能なものである場合は、保証金の請求を行うにしても少なくとも著作権保護技術なしで番組提供するのが最低条件だと思います。</p>	個人
<p>■110ページ「第3節 補償の必要性について」</p> <p>この節で議論されている内容について反対意見を提出する。</p> <p>1. 利便性によって生じる利益の検討が不十分である</p> <p>権利者への不利益については検討されているが、私的複製が可能など、利便性があることで販売量が増え、その結果として利益が生じるケースを検討しておらず、大きな問題であると言える。</p> <p>今回の議論において、補償金の対象にすべきとして検討されているポータブルオーディオプレイヤーは、新規の音楽ファンの獲得に極めて大きな貢献をしており、著作権者にとっても大きな利益となった側面がある。私的複製による経済的損害が補償が必要ほど大きなものであるとは言えない。</p> <p>2. 技術的に対応できる可能性</p> <p>これまでのデジタル著作権管理(Digital Rights Management, DRM)技術は、権利者の一方的な押し付けであり、消費者の利便性を損なわないDRM技術の検討がこれまでになされてきたとは言いがたい現状がある。このため、消費者の利便性を十分に考慮したDRM技術が開発されることで補償の前提条件がくずれる可能性がある。</p>	個人
<p>経済的不利益の有無に疑義を持つ委員から出された2つの意見に賛成で、私的録音録画による商品の売り上げ減の因果関係の説明、プレイスシフト・タイムシフトなどの経済的不利益を生まない利用の定量的評価、これらは補償の必要性の有無を決める重要な要素であり、この説明なしに「仮に補償の必要がある」という仮定は成り立たないからです。</p> <p>補償金制度の維持には権利者側、機器製作側、ユーザー側の三者が少なからぬコストを払っており、補償制度がなければこれらのコストが新しい創作、より便利な機器の開発、新しいコンテンツの購入に向けられることとなります。「仮に補償の必要がない」とした場合の経済効果などの評価も示してもらいたいと考えます。</p>	個人

<p>(114ページ～)</p> <p>わたしは、i-iiの立場をとるべきで、著作権保護技術が使われた場合には補償の必要はないと考えます。著作権保護技術(DRM)と私的録音録画補償金は排他的存在であるべきだと思います。なぜなら、権利者側は、そのDRMを使用して販売している以上、利用形態が特定できるからです。DRMを使えば、例えば複製回数を制限したり、利用できるメディアを制限したり、利用できる品質(音質、画質など)を制限したりすることができます。</p> <p>逆にいえば、この範囲であれば権利者側は複製を許可したとも考えられ、にもかかわらず経済的不利益を主張するのはおかしいのではないのでしょうか。</p> <p>以上のことからそのような結論に達しました。</p> <p>これにより、例えばDRMの施された地上デジタル放送の録画や、パソコン向け音楽配信サービスなどについては、私的録音録画補償金を課すべきではないと考えます。</p>	個人
<p>必要です。著作権法では私的な複製を認めた上で、デジタルで録音録画を行った場合は、代償として経済的対価を支払いなさいとあります。この法律の精神は文化を守るため、利用者の利便性のために、とても大事なことで理解しています。何故必要性が議論されなければならないのか、それ自体理解出来ません。</p>	個人
<p>著作権者は複製権を有しており、ベルヌ条約においても、その制限については厳格な条件を課しています。また、第30条の規定により、私的利用のための複製については、権利者は権利を制限されています。「著作権法逐条講義」で加戸守行氏が述べているように「補償金とは著作権者を制限する代償としての経済的対価、補償措置」であり、補償は議論の余地なく必要と考えます。</p>	個人
<p>補償の必要性については、必要だと思います。</p>	個人
<p>●「110ページ～、第7章第3節 補償の必要性について」に対する意見</p> <p>本来行政府に求めるべきことではないが、私が補償の必要性に関する法改正事項として求めるのは以下の事項であり、これ以外の方向性に反対する。</p> <p>1. 以下で引用する第10小委員会の報告書でも、はっきりと記載されているように、そもそも著作権法の様な私法が私的領域に踏み込むこと自体がおかしいこと等から、元々私的録音・録画は自由かつ無償とされていたのである。今現在、ないがしろにされているこの原則を再び法文上明確にすること。</p> <p>2. そして、それに加えて、この第10小委員会の報告書の記載では曖昧であるが、補償金については、私的録音録画を自由にすることの代償であることを法文上明確にすること。すなわち、私的録音録画の自由を制限するDRM(コピーワンスやダビング10)ほどに厳しいDRM)がけられている場合は、補償措置が不要となることを法文上明確にすること。</p> <p>この項目についても削除あるいは修正されるべき点について、以下に指摘して行く。</p> <p>・110ページの制度導入時の整理について、最終報告においては、第10小委員会の報告書からの引用は、より適切な以下のものに差し替えるべきである。</p> <p>「第4章 報酬請求権制度の在り方</p> <p>私的録音・録画問題とは、権利の保護と著作物等の利用との間の調整をいかに行うか、言い換えれば、現行第30条の規定している私的録音・録画は自由かつ無償という秩序を見直すかどうかという問題である。</p> <p>(中略)</p> <p>報酬請求権制度を我が国の著作権制度の上でどのように位置付けるかという問題については、私的録音・録画は、従来どおり権利者の許諾を得ることなく、自由(すなわち現行第30条の規定は維持)としつつも、一定の補償(報酬)を権利者に得させることによって、ユーザーと権利者の利益の調整を図ろうとするものであり、私的録音・録画を自由とする代償として、つまり、権利者の有する複製権を制限する代わりに一種の補償措置を講ずるものであると位置付けることが適当である。」</p> <p>・111ページの注釈で、タイムシフトは消去されなければならないことが最高裁判例で判示されたと記載されているが、私には確認できなかった。明確に記載を引用するか、あるいは、この注釈は削除されるべきである。</p> <p>・112ページで、第10小委員会での基本的考え方を勝手に決めてくれているが、これも正しくない。このような記載は元々私的複製の自由・無償の原則があったことを忘れている。上の引用でも分かるように、第10小委員会の報告書には、私的録音録画を自由とする代償ということもはっきりと書かれている。</p> <p>・112ページで、単に録音録画機器が普及したことをのみ強調しているが、これは一方的な見方である。技術の発展を受けて、既に複製の主導権がユーザーに移りつつある、コンテンツの利便性すなわち複製の利便性となってしまっている、情報アクセスすなわち一時的固定あるいは複製となってしまっている状況こそ真に考慮されるべきで、このような状況下で著作物を提供することの意味をもう一度とらえ直すべきである。</p> <p>・また、112ページで、もう一つの考え方を、新たな権利の付与としているが、元々原則は私的複製は自由かつ無償であったのであり、これを新たな権利の付与と称することは妥当ではない。このような誤解を招く語は、最終報告からは削除されるべきである。</p> <p>・115ページで、「ただし、著作権保護技術には、私的録音録画自体を厳しく制限するというよりは、通常の利用者が第30条の範囲内で必要とする私的録音録画の機会を確保しつつ、デジタル録音録画された高品質の複製物が私的領域外へ流出することを抑制するものという捉え方も可能なものもある。このような捉え方は、現行法でも複製物を使用しない者の複製を禁止し、私的複製に作成した複製物の頒布を目的外使用として原則禁止としていることも合致していると言える。」と記載されているが、コピーワンスやダビング10など、明らかに私的録音録画自体を厳しく制限しているものもあり、このような捉え方を一方的に現行法と合致しているとするのは妥当ではない。この文章は削除されるべきである。</p> <p>・118ページに、「一人の利用者の行う私的録音録画の全体に着目すれば、経済的不利益を生じさせていることについてはおおむね共通理解があると考えられる。」ということが記載されているが、各複製形態毎に経済的影響の評価をして、補償の要否を決めるべきとされているときに、このような全体的な記述を行うことは乱暴である。共通理解があるとしても疑わしい。</p> <p>また、その評価は事実上困難であることなどから、私的録音録画からの利益は否定できないかもしれないが、権利者が被る経済的不利益を上回るものではないという意見が大勢であったとも記載されているが、評価が困難であるにもかかわらず、不利益を上回るものでないとするは理解不能である。また、なぜ不利益の方のみを評価が困難でないと勝手に決めつけられるのかも不明である。困難なことは分かるが、利益不利益の両方をきちんと評価することが今まさに必要とされているのであり、この評価が不能であるとするなら、私的複製の元々の原則に立ち返り、補償は不要とされるべきである。</p> <p>したがって、この118ページの(2)の記載は全て削除されるべきである。</p> <p>・119ページの受忍限度と補償の必要性について、権利者の受忍限度のみを補償の必要性のクライテリアとすることは、そもそも公平の原則に反し、真の国民視点に立った検討を不可能にする、一方的かつ独善的な整理である。</p> <p>また、プレイシフトやタイムシフトについては補償の必要性は無い。このことは額の算定ではなく、制度の必要性・補償金の対象とするべきかどうかというところで、まず判断されるべきことである。</p> <p>したがって、この119ページの(3)の記載は全て削除されるべきである。</p> <p>・120ページで、「個々の権利者の意思とは関わりなく、厳しい制限が課された著作権保護技術が導入されることが一般化されることを想定しているが、現実には、社会全体がこのような状況になる可能性は少ないのではないかと考えられる。」と記載されているが、既に、地上デジタル放送については、コピーワンス制限がかかっており、ダビング10になったとしても厳しい制限がかかっていることに変わりはない。この記載は、特に、地上デジタル放送については、コピーワンスのような厳しいコピー制限が課され、一般化していると修正されるべきである。</p>	個人

<p>・120ページで、個々の権利者が選択権を行使できる場合についての記載があるが、既にネットではこのような状況となっていることが明記されるべきである。ネットにおいて権利者が自らDRMつきあるいはDRMなしのコンテンツの配信事業を行うことを妨げる要因は何一つない。</p> <p>・121ページで、「CCCD(コピーコントロールCD)の例のように、厳しい利用制限の選択肢があるとしても、市場がこの方法を受け入れなければ、そうした選択ができないこと、また著作物等の提供者の優越的地位により、権利者に自由な選択権が確保されない場合も想定されるので、権利者の意思にのみ補償の要否を委ねるのは問題である。」という意見が記載されているが、CCCDを市場が受け入れなかったのは、コンテンツの利便性すなわち複製の利便性となってしまっているために、CDの代金がほぼ私的複製の対価ととらえられていることの証左にすぎない。また、著作物の提供者の優先的地位の乱用は、独禁法で解決されるべき問題であって、補償金の積み増しで解決されるべき問題ではなく、このような全く妥当でない記載は、削除されるべきである。</p> <p>・122ページの、「仮に現状では著作権保護技術と補償金制度が併存する状況にあったとしても、著作権保護技術の影響度を補償金額に反映させることや、場合によっては対象機器等の特定に反映することについては、おおむね異論のないものと思われる。」という記載も、明らかに補償金制度ありきの文章であり、予断を与えるこのような文章は削除されるべきである。</p>	
<p>必要です。30条は私的な複製を認めた上で、デジタルで録音録画を行った場合は、代償として経済的対価を支払うとあります。この原則は文化を守るためにもとても大事なことで理解しています。</p>	個人
<p>音楽を携帯音楽プレーヤーで聴くことは普通のことになっています。そのためにパソコンを使ってダウンロードしたりCDからコピーしています。</p> <p>補償金制度がなくなって、これが違法なことになれば、これまでのように音楽を聴いて楽しむことができなくなってしまいます。もっとも、携帯音楽プレーヤーは、補償金制度の対象になっていないのですね。</p> <p>音楽を聴く楽しみを続けるために、今の実態に合った形に補償金制度を見直し、携帯音楽プレーヤーで音楽を聴くことを合法的にしていっていただくことを希望します。</p>	個人
<p>○私的録音録画は必要な手段であること</p> <p>本項目においては、もっぱら、職業的著作者やメディア企業の経済的利益のみに着目する形で、「補償の必要性」の有無について検討を重ねており、第32条の引用や、第41条の報道目的の利用など、権利制限されているものために録音・録画して固定するといった手段としての「私的録音録画」が想定されておらず、議論を尽くされているとは考えられません。</p>	個人
<p>○プレイスシフトとタイムシフトについての議論が尽くされていない</p> <p>プレイスシフトとタイムシフトについての補償の必要性の議論については、将来についての不確かな予測を交えたものとなっており、議論が尽くされているとはいえないと考えます。特にタイムシフトは、他の目的と区別しがたいことから補償の必要性を肯定するという議論になっており、強引さを認めません。</p> <p>そもそも、一般家庭の視点で評価するならば、TVを見られる時間に自宅に居る人に比べて、自宅に居ないから録画して見なければならぬという人が、特別に「経済的不利益」の代償として補償金を支払われるべきというのは、明らかに間違った結論です。結論が間違っているのであれば、前提ないし議論の過程が間違っているというより他にないと考えます。</p>	個人(同旨14件)
<p>○私的録音録画は他の権利制限のために必要な手段</p> <p>インターネットの普及と技術革新により、多くの一般の人々がネットユーザーとして、著作物としてのコンテンツを消費するだけでなく、大量に生成する時代となっています。</p> <p>著作物の創造は、何もないとどこから生じるものではなく、むしろ既にある著作物の上に生じることが多いことはよく知られています。そのような著作物の利用は、原著作者の権利の及ぶものも少なくありませんが、第32条の引用や、第41条の報道目的の利用など、権利制限されているものもあります。さらに、引用などのない形でも、著作物を批評・論評するといった形での著作物の創造もあります。第41条の適用は「市民ジャーナリズム」といった言葉が一般化しつつある現在、一般のネットユーザーを担い手とする著作物として今後のさらなる増加が見込まれます。</p> <p>このような利用は、147ページ～149ページ「参考資料2 ベータマックス事件の概要」において、米国の連邦控訴裁判所判決(148ページ)や連邦最高裁判所少数意見(149ページ)において「生産的利用」とされているものにあたるかと考えられます(連邦最高裁判判決は、非生産的利用にもフェアユースを及ぼしたものであり、生産的利用がフェアユースにあたることを否定するものではない)。</p> <p>配信コンテンツについて前述のような生産的利用を行う場合、それを録音・録画して固定する必要があります。利用の場合は、著作物全体の中から必要な箇所を切り出すために必要ですし、評・論評においても、特定箇所を繰り返し確認するなどの作業が必要になる場合があります。</p> <p>職業的著作者やメディア企業のみが著作物を創造するのであれば、このような作業全体はそもそも私的録音録画とはいえない、ということになると思われそうですが、前述のように今や一般の人々が著作物を生成するようになったので、生産的利用の前提としての私的録音録画は無視できない存在となっています。このような場合の私的録音録画は、創造のサイクルを促進させるためには欠かせない肯定的な意味を持っています。</p> <p>著作権が制限されるべき創作のための活動があるという事実を無視して、それらの前提となる私的使用複製行為を、著作権の制限対象外とするということは、事実上、引用や報道の自由を奪うということになります。</p> <p>しかしながら、本項目においては、もっぱら、職業的著作者やメディア企業の経済的利益のみに着目する形で、「補償の必要性」の有無について検討を重ねており、議論を尽くされているとは考えられません。</p>	個人(同旨13件)
<p>私は、補償金制度には、反対します。</p> <p>デジタル放送などの映像、音楽には、すでに、コピーできない、又はコピー回数に制限があり、利用者は不便を感じながら利用しているのが現状です。(録画、録音に使用するメディアには、概に課金されているのに、なぜ。)現在、デジタル技術の向上により、録画、録音時にコピーコントロール技術が確立しているのですから、私的録音録画に対する課金は反対します。</p>	個人
<p>補償金制度の改善、維持に賛成です。</p> <p>例えばパソコンには、CDを手軽にリッピングできるソフトが購入した時からインストールされ、大容量のHDDに収録できるとともに、ipodやCD-R/RW等に瞬時かつ大量にコピーできるのが現状です。小委員会ではいろいろ議論があったようですが、それによってCDが売れなくなるのは、やはりそのとおりだと思います。今の時代、簡単にコピー出来すぎなのかもしれません。そういった意味から、補償金というかたちで権利者に対価を還元することは当然だと思います。「経済的損失が具体的に発生していることを立証することが必要(P112)」などと繰り返し消費者委員やJEITA委員の主張は、議論のための議論であって、問題解決のための発言とは思えません。</p>	個人(同旨8件)
<p>小生は、DRMが掛かったコンテンツと、掛かっていない(コピー被害をコントロールできない)コンテンツに分けて、保証金の必要性を語論すべきだと思います。</p>	

<p>●権利者が被る経済的不利益に関する再整理(111ページ)</p> <p>小委員会におけるJEITA女性委員のタイムシフトやプレースhiftの考慮に関する執念深い発言を見ていると憤りを覚える。対象機器の範囲にしても額の決定にしても、現状の無法状態下で何度も持ち出して中間整理にまで盛り込ませるのは非常識である。「補償の必要はない」などと言って良い立場なのかどうか、よく考えたらどうか。</p> <p>メーカーが造る製品と違ってコンテンツは消耗品ではないのだから、クリエイターに対してもっと敬意を払うべきだ。メーカーが無節操にコピーできる製品しか造らないから、我々消費者がクリエイターの犠牲を払ってしまうのである。メーカーが、我々にそんな製品ばかりを押し付けておきながら「我関せず」の姿勢を貫いていること自体、その倫理観を疑いたくなる。</p> <p>プレースhiftを理由とした減額は、レンタルや友人から借りた録音録画源、ファイル交換による録音録画源、さらには不正ソフトによるDVDの違法コピーなどを一切不可能にする措置を講じた製品だけを普及させて初めて、考慮を求めるべきだ。</p> <p>タイムシフトにしても、今日における録音録画の規模や品質からすれば米国訴訟とは背景事情が大きく異なる。1週間分録り溜めるような機能まで搭載しておきながら、録画補償金の廃止を主張するとはどういうことなのか。JEITAの主張は、あまりに度が過ぎている。</p> <p>また、JRIAとJEITAの男性委員が、「補償の対価は消費者に転嫁する」と明言しているが、歪んでいるにもホドがある。そもそも各メーカーが独自に判断することだ。</p> <p>コピーできる商品でないと商売が成り立たないことをよく自覚して、消費者にもクリエイターにも負担をかけず堂々と商売する、気概あるメーカーの登場を期待したい。</p>	個人
<p>・120ページ「(2)経済的不利益に対する全体的な評価」</p> <p>プレースhiftやタイムシフトは技術の発展によりもたらされた恩恵であり、文化および生活の向上といった公益に大きく寄与している概念であると考えます。</p> <p>そのためこうした使い方に制限を加えるには、プレースhiftやタイムシフトの録音録画が、権利者に経済的不利益を与えているということを十分に立証する必要があります。</p> <p>これらの立証には自然科学的な調査分析が必要であり、十分な調査なしに結論を出すのは間違った方法であると考えます。</p> <p>また、以下の文章ですがあまりに論理の飛躍があります。</p> <p>-----引用ここから -----</p> <p>1(2)イの立場であっても、仮にプレースhiftやタイムシフトの録音録画が与えている経済的不利益が充分立証されていないとしても、利用者が行う私的録音録画は、一般的に特定の利用形態に限定されるわけではなく、例えば他人から借りた音楽CDからの録音などの形態や録画物の保存、更には他人(特定者)への録音物・録画物の譲渡が存在することは否定できないことから、一人の利用者の行う私的録音録画の全体に着目すれば、経済的不利益を生じさせていることについてはおおむね共通理解があると考えられる。</p> <p>-----引用ここまで -----</p> <p>私的録音録画が特定の利用形態に限定されていないことをもって、すべての私的録音録画が権利者に経済的不利益を生じさせているというのは、論理的に繋がりません。</p>	個人
<p>タイムシフト以外の録音録画や他人(特定者)への録画物の譲渡について述べられていますが、これは頒布目的の録音・録画です。そもそも第30条の適用範囲から外れているため私的複製に該当しません。</p> <p>ですから、私的複製に該当しないものについて私的複製補償金制度で補償するのは本来意図する適用範囲を逸脱しています。譲渡目的の複製は、確かに権利者に対して経済的損失を与えています。何らかの補償がなされるべきだと思います。仮に私的複製補償金制度で補償するのであれば、このような譲渡目的の複製をも第30条の適用範囲に含めなければなりません。</p>	個人

<p>●P111 私的録音録画から利益を得ているという項目は、支持する。</p> <p>●P118 (2) 経済的不利益に対する全体的な評価 宣伝効果の算出がされていない。 現在DVDを購入しようとして、必死に録画しようとするコアな映像ファンはアニメファンであるし、実際にDVD売り上げにおけるアニメの比率はとても高い。私もアニメファンであるので事情はよく知っている。よって、アニメを例にとる。 現在アニメは週に70本放送されていると言われていて、仮に、この中の30本程度を保存していると仮定する。すると、必要なDVDの枚数は、DVD1枚120分として、1ヶ月に30枚である。DVD1枚200円だとすると、6000円必要となる。 では、これと同額のセルDVDを購入したらどうなるだろうか？セルDVDの価格、特にアニメファンが購入するジャンルは、DVDパッケージ1個2話6000円である。すなわち、30本のアニメを録画保存せずに買うとなると、DVD60個となる。これは36万円である。これを全て購入するなど、当然不可能である。 では、仮にDVDによる保存が禁止、録画はタイムシフトのみとなったらどうなるであろうか？全てセルDVDを買うだろうか？それは前述の通り不可能である。では、どれだけ買うだろうか？ 人には当然生活がある。食費・光熱費・住居費を削ってまでDVDを買う者はそういないだろう。結論から言うと、DVD保存禁止によって浮いたDVD-RWやDVD-RAM購入費月6000円を当てることになる。それでセルDVDはどれだけ買うことができるだろうか？1枚しか買えない。すなわち、0.5本である。 すなわち、DVDによる録画保存による被害は、月にセルDVD1枚、0.5作品売れなくなる程度の被害と言える。 ただし、録画保存が出来なくなると、録画保存によるモチベーション、コレクション精神、ひいてはアニメを視聴するモチベーションまでもが低下し、そもそもアニメファンで無くなり、DVDを1枚も、TVの視聴もしなくなる可能性がある。</p> <p>そもそも日本の著作権者は異常に保護され過ぎている。 TV放送は、米国ではEPNで事実上のコピーフリー。しかし日本ではコピーワンス。 CDもDVDも、米国では返品自由。一度買って視聴して気に入らなければ返品できる。日本では例え再生できなくても返品は不可(CCCDの場合)。 日本において、音楽は再販制度に輸入権が認められている。再販制度なんて採用しているのは世界でも日本ぐらいである。そして定価も1.5~2倍近い高い。 輸入権導入の時、値段据え置きを努力をしようとて、現在CDシングルの平均価格は200円は上昇した。 日本より海外の方が手厚いのは、著作権が死後70~90年続くぐらいではないか？ これだけぬるま湯に浸かった商売をしていては、護送船団方式で脆弱になった銀行や、高い関税・非関税貿易障壁・莫大な助成金なくして運営できない農業と同じように、日本のコンテンツ産業は崩壊するだろう。 そもそもタイムシフトで満足するようぬるい人は、セルDVDなぞ買わない。 全話DVD-RWやDVD-RAMに保存するぐらいの情熱がある者だけがDVDを買う。 さらに、TV放送時のバージョンとセルDVDのバージョンは違う事が多い(シーンの追加や作画修正、たまにシーンのカット)ので、DVD-RWやDVD-RAMを全話保存した上でセルDVDを購入する。 TV放送をDVD-RWやDVD-RAMに保存する事が(セルDVDが売れなくなる)被害だというのなら、自分の著作物を録画するだけでなく、セルDVDを購入しても補償金を返還してほしいものである。</p> <p>録音録画補償金は自分の著作物を録音録画する際にも徴収される。例えば、自分が作曲した曲を録音し、レコード会社に持ち込む際にも徴収される。その徴収された補償金は、既存のプロに配分される。これではまるで、既存のプロが、これからプロになろうとする者に料金を取っているようなものである。 もっとも、補償金の筋から言うと、補償金の「返還」ではなく、著作者として、管理組合から「ギャラ」として支払われるのが適切であろう。</p> <p>著作者は機器メーカーを泥棒の共犯みたいと考え、圧力を掛け、文句を言い、果ては補償金を払えと言っている。しかし、CD・DVDはどうして売れるのか？それはプレイヤーがあるからである。プレイヤーが無ければCD・DVDはプラスチックと金属膜の板でしかない。ペラに吊して鳥が寄って来ないようにする位しか使い道がない。 レコードプレイヤーが発売され、それまでコンサートぐらいしか収入がなかった著作者に膨大な著作権料が入るようになった。CDはさらにそれを拡大した。DVD(ビデオ)プレイヤーが発売され、それまでTVと映画館でしか収入がなかった著作者に膨大な著作権料が入るようになった。 著作権料は機器メーカーに感謝すべきである。補償金徴収どころか、逆に感謝料を払っても良いのではないかと？ ゲーム業界では、ソフトメーカーはゲーム機メーカーにライセンス料を払っているのだから、おかしい話ではない。</p> <p>●P121 「市場がこの方式を受け入れなければ」と言うのは身勝手である。音楽・映像というのは生活必需品ではない。不便な思いをしてまで視聴したくないだけである。 「著作物等の提供者」が何を意味しているのか今一不明だが、これが放送局の場合、放送局は「権利者がEPNでの放送を認めないと言っているので、コピーワンスでなければ放送できない」と言っている状態なので、権利者の方が立場が上で、選択権が担保出来ていると言える。 確かに、権利者が本当にその様な要求をしたかは怪しくなってきた、放送局が勝手に権利者の代弁をしたつもりである可能性もあるが。</p>	個人
<p>補償金制度はユーザーにとっても良い制度だと思います。 私はデジタル放送のコピーワンスの件でずっとニュースを追ってきています。大好きなテレビがこれからどうなっていくのか、とても興味があったからです。 総務省の会議の場で、私たち消費者、メーカー、放送事業者、権利者が、それぞれ満足いかななくても合意したんですよね？その合意を崩そうとしているメーカーはひどいと思います。そんなことが許されるなら、何年もしていた話し合いが無駄だったことになってしまいます。 話し合いに加わっていた以上、一旦約束したことについて責任を持つべきです(その点権利者は偉いと思います)。 私は私的録音録画補償金制度をちゃんと機能するように手直しして維持することが、総務省の話し合いでの約束を関係者全員が果たすことになる、と思います。 これ以上私たち消費者が混乱しなくて済むよう、この話がいい方向で決着して、約束が果たされることを切に望みます。</p>	個人

<p>・116ページ「3 補償の必要性の有無」について</p> <p>著作権保護技術の適用に制限を加えることを条件に、私的録音録画補償金を維持することに賛成します。</p> <p>著作物利用の短期的・短期的な経済的利益を考えれば、著作権保護技術に制限をかけないことが好ましいと考えられ、強い著作権保護技術の適用を認め、私的録音録画補償金を廃止することが好ましいと考えられる。</p> <p>しかし、著作物を二次利用することで新しい作品や文化を生み出すことは、たとえば、シェイクスピア「ロミオとジュリエット」には種本が存在したといわれていることや、「ロミオとジュリエット」を元にジェローム・ロビンズら「ウエスト・サイド・ストーリー」が誕生したり、ホルスト「惑星」から平原綾香「ジュピター」が誕生したり、さらには現在、ニコニコ動画でMADビデオとされる編集作品に良質な作品が存在することからも、明らかである。</p> <p>そして、これらが新しい経済的価値を生み出していることも明らかであり、著作物は適切に二次利用される方が、長期的な視点で見た場合、文化的にも経済的にも発展を促すと考えられる。</p> <p>すなわち、著作人格権を侵害せず、著作財産権を持つものに適切な利益の還元があることを条件とすれば、著作物は、積極的に複製し、再利用されるべきであると考えられる。</p> <p>これが、コピーワンス、ダビング10や、ネバーコピーなどにより制限されるとすれば、文化の発展や継承を阻害する要因になると考える。</p> <p>著作権法第一条にもあるとおり、本法の目的は、文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することであり、安易な著作権者の保護ではない。</p> <p>本法の本来の目的を考えるなら、著作権保護技術の強化により複製や改変を制限して補償金をなくすよりも、複製や改変を権利として保証した上で、広く浅く補償金を負担することが好ましいと考える。</p>	個人
<p>私的録音とコピープロテクトは著作権を考えると永遠の矛盾だと思いますそのコピープロテクトの解除の方法がネットで公開されている以上、効果はないに等しいのではないのでしょうか。</p> <p>となると権利者の権利のみが侵害されていることになり、それを補填する「補償金」制度はまだ必要と考えます。</p>	個人
<p>著作権者は複製権を有しており、ベルヌ条約においても、その制限については厳格な条件を課しています。第30条の規定により、私的利用のための複製については、権利者は権利を制限されています。「著作権法逐条講義」で加戸守行氏が述べているように「補償金とは著作権を制限する代償としての経済的対価、補償措置」であり、補償の必要性については、議論の余地なく必要と考えます。</p>	個人
<p>著作権者は複製権を有しており、ベルヌ条約においてもその制限については厳しい条件をつけている。</p> <p>第30条の規定により、私的利用のための複製については、権利者は権利を制限されている。</p> <p>補償金とは著作権を制限する代償としての経済的対価補償措置であり、当然必要である。</p>	個人
<p>著作権者は複製権を持っています。それを著作権法第30条で制限しています。そのおかげで、わたしたちは自分のために私的録音や録画を自由にできます。著作権者にその制限の対価を払うのは当然です。</p>	個人
<p>著作者への不利益については検討されているが、私的複製のユーザー利便性があることで販売量が増えて利益が上がるケースを検討していないのは大きな問題である。</p> <p>今回対象にすべきとして検討されているポータブルオーディオプレイヤーは、新たな音楽ファンを獲得に大いに貢献しており、むしろ著作権者にとっては大きな利益となった側面がある。私的複製による経済的損害が補償が必要なほどであるという考え方には疑問が残る。</p> <p>また、私的複製の有無による著作者への利益不利益はDRMがある場合とない場合での売上の違い、CCCDやiTunesStoreのDRM無し楽曲の売上などから推測可能であるが、そのような調査が行われていない。DRMの強化で売り上げ増加につながった有意な実例はなく、むしろ売上の減少につながるケースが多いと思われる。複数の専門アナリストによる調査分析を行った上で再検討を行うべき。</p>	個人
<p>この項目に反対である。著作権保護技術は過度に私的録音録画を阻害、禁止している。私的録音録画の禁止するような著作権保護技術には罰則化を持って厳しく対処していただきたい。海賊版行為を行う犯罪者が悪いのであって、利用者が私的録音録画している分には何ら問題はない。海賊版を取り締まる余力に利用者に不都合を押し付けている。企業の傲慢としか言えない。</p>	個人
<p>●116ページ～119ページの「第3節 補償の必要性について 3.補償の必要性の有無」の項目について</p> <p>反対。</p> <p>中間整理は第30条による私的録音録画には権利者に対して補償が契約による対価の支払いを必ず伴うという考え方を前提としていると思われるが、プレイリストやタイムシフトが権利者に対する対価の支払いを要するものであるか否かは十分議論されておらず、利用者観点からの合理的な説明が不十分なまま何らかの対価の支払いが必要という権利者の利害に偏重した結論に至っている。</p> <p>特にタイムシフトの場合、中間整理では、タイムシフトは他の目的と区別したいことから補償の必要性を肯定するという強引な結論になっているが、利用者視点で評価するならば、TVを見られる時間に帰宅できず録画して見なければならぬという人がTVの放送時間以外の時間に私的録音・録画したのを見た場合に権利者に格別の経済的不利益が発生しているとは考えにくく(タイムシフトをしなかったのであればその人は当該TV番組を見なかったであろうから、そもそも権利者に経済的不利益が生じる余地がないと考えるのが自然ではないか)、経済的不利益が生じていることについておおむね共通理解があるというのは権利者側に偏重した拙速な結論といわざるを得ない。利用者視点からの検討も行ったうえで引き続き慎重に検討すべきものとする。</p>	個人
<p>形態別に補償の必要性を議論しているのは、評価できるが、不利益の具体的な統計データを用いるべきだ。</p> <p>権利者側は、われわれ国民が納得できるような検証可能なデータを提示した上で議論する必要がある。</p> <p>今までの議論を見ていると権利者側は、それすらちゃんと提示しない上に、過去の審議会で合意したといっばいばからない。正直、当時はちゃんとそういった議論していないからこそ、今の問題にされているのが、一向にわかっていないようだ。これではまともな議論できない。</p> <p>補償金制度は、一度廃止して、最初から議論しなおしてもらいたい。</p>	個人
<p>補償が必要な内容は、「イ 権利制限することによって、権利者の許諾を得て行われる事業(販売、配信、放送等)に与えた経済的損失が経済的不利益であるとする考え方」の方が正しいと思う。</p> <p>権利者は何で生活の糧を得ようとしているのでしょうか？ CDなどの売り上げで生活しているわけですか？</p> <p>私的複製により、そのCDが売れない分を補償するのが私的録音録画補償金でしょう。実質的な損失がないものに補償をする必要は認められません。それが普通の人の感覚です。</p>	個人

<p>●110ページ「権利者が被る経済的不利益に関する再整理」の項目について ラジオや生演奏でしか音楽が聴けなかった時代から、レコードで気に入った音楽を自宅でいつでも聞けるようになった。カセットによって移動中でも聞けるようになった。 聞く時間が増える事で、コンテンツの利用時間が増えるに伴って、レコードが売れた。CDになってから、それはさらに進んだ。しかしながら、人間の耳は有限である。 いくら私的録音をしてコンテンツを増やしても消費出来る時間は1日24時間。 そして、携帯電話やゲーム機などのライバルの出現。音楽機器が人間の耳を利用出来る時間はちよっと昔と比べて短くなっている。したがって、コンテンツの売り上げが減るのは当然の事であって、デジタル化による私的録音によってコンテンツホルダーが不利益を被っているわけではないと考える。 また、プレースhiftを否定するようであれば、音楽を利用する時間が減るのであってそれによって音楽産業が被る不利益の方が遥かに大きいと考える。</p>	個人
<p>個人で購入したCD等をその個人(その個人の家族などを含む)がどのような媒体に複製して利用するとしても、追加の費用が必要でないことは私的録音として保証されていることから明白です。例えば、CDのまま自宅で100回聞くのと、MD等にコピーして自宅と車で100回聞くのとは同じで、著作権者の不利益になることはありません。が、現行の制度では後者の方は補償金を徴収されるため費用がかかることになります。これは、デジタルで録音してもアナログであっても同様です。これはおかしいといえないでしょうか。よって、購入者が私的利用のためにいかなる複製をしても、音質・画質の劣化の如何に関わらず補償金を支払う理由はありません。</p>	個人
<p>中間報告においては委員間の意見の隔たりが大きく、結論を持ち越すこととされている私的録音録画補償金制度であるが、本年10月12日付の内閣官房知的財産戦略推進事務局名義文書「平成20年度 知的財産関連予算の概算要求等の概要」においては「検討中の法案」として「○著作権法の一部改正(私的録音録画補償金制度見直し等)」と記載されているが、この記述は政府として中間報告の記載内容如何に関わらず、著作権法第30条2項について改正を行うことを前提にしているのか否か、文化審議会事務局は見解を明らかにすべきである。また、当該文書の「見直し等」の「等」には具体的に、どのような内容の改正案が含まれる予定なのか、詳細な説明に説明すべきであると考えます。</p>	個人
<p>音楽をパソコンなどでコピーすることは日常的に行われており、補償金制度がなくなると、個人的にコピーに許諾が必要になり不自由になる。実態に即した形で補償金制度を見直し、私的なコピーの自由と著作権者の権利保護との調和を図るべきである。 コピーコントロールと私的複製の問題の本質は、メーカー自らの責任回避し、権利者と消費者との契約補償の問題にすり替えようとしていることに他ならない。消費者からすれば、メーカー販売価格に補償金が転嫁されることなく、不自由を感じずにコピーできることが最大かつ唯一の願望である。</p>	個人
<p>補償金制度の維持に賛成。 そもそもコピーコントロール(著作権保護技術)と私的複製の問題の本質は、メーカー側が自らの責任を回避し、権利者と消費者との間の契約、補償の問題にすりかえようとしていることに他ならない。消費者からすれば、メーカー販売価格に補償金が転嫁されることなく、不自由を感じずにコピーできることが最大かつ唯一の願望である。</p>	個人(同旨12件)
<p>補償金制度の維持は必要です。 私は三枚のアルバムを出す歌手です。最近コピーコントロールしてリリースしたアルバムは売れ行きが悪くなりました。私自身もダウンロードを楽しむ消費者の一人です。 コピーコントロール、私的複製の問題の本質はメーカー側が自らの責任を回避し権利者と消費者の間の契約、補償問題にすりかえようとしていることに他ならないと思います。メーカー販売価格に補償金が転嫁されることなく、不自由を感じずコピーできることが最大かつ唯一の願望です。</p>	個人
<p>必要です。30条では個人の家庭内の限られた中での複製を制限していますが、2項ではデジタルで録音録画する場合は政令指定された機器から政令指定された媒体に録音録画する場合は対価を支払うことになっています。この法が出来てから15年が経っており、機器媒体の様変わり目覚ましいものがあるので対象機器媒体を今様に即す必要が生じただけです。様々理屈はあっても補償制度の必要性がなくなった現状はありません。</p>	個人
<p>総務省の会議において、放送番組の私的録画の回数について、メーカー、権利者、消費者が議論をし、やっと「ダビング10」という合意にたどり着きました。「ダビング10」と「権利者に私的録画補償金が支払われること」はリンクしており、切り離せない関係であったにもかかわらず、このたびJEITAが「私的録画補償金は不要」との見解を発表したことに大変驚いております。 JEITAが「ダビング10でも私的録画補償金支払いは不要」との見解であったならば、総務省の会議において明確にしておくべきでした。「ダビング10」が正式に諮問されたことを見届けてから「私的録画補償金は不要」との見解を発表することは、会議の成果を無にする行為であり、信義則に反するといわざるを得ません。権利者と消費者は、一体何のためにここまで議論を尽くしてきたのでしょうか。JEITAは、即刻「私的録画補償金は不要」との見解を撤回すべきです。また、私的録音録画小委員会は、議論の蒸し返しであるとの理由から、JEITAの見解を審議で取り上げるべきではないと思います。</p>	個人

<p>「ア」とおり、補償措置は権利制限の代償と解するのが相当である。我が国では、家庭内における録音録画に対してクリエイターは本来有する「複製権」が制限されているが、デジタル複製の場合には補償金制度によって補償を受けられるのである。その制度が機能していないから問題が起きている。JEITAは、「DRMが補償金制度に代替する」と言っているが、これは明らかに消費者を欺瞞する発言である。</p> <p>何故なら、将来においてもDRMは、現に最も多く行われている音楽CDからの私的録音においては全く機能し得ないからである。</p> <p>「イ」の「新たな権利の付与」というのは制度趣旨を取り違えたうえでの主張であって、根本的な理解が欠けている。このような主張が正論と同列に記述されることを疑問に思うし、そんなレベルで制度の見直しを行おうとしていること自体、危険である。JEITAや消費者団体の一部が場外で「議論が尽くされていない」などと主張しているが、税金を使ってこのレベルの議論を続けることなど論外だ。国務大臣の諮問機関である審議会場で発言する以上は、制度趣旨や過去の議論の経緯などは、ある程度は身につけたうえで発言してもらいたい。</p> <p>一方的に「補償の必要はない」などと言っている一部の委員の神経も心解りできない。生業を続けるために相応の「生活の糧」が必要であることは、どの委員にも当てはまる話であるはずなのに、「クリエイターは給料を貰う必要はない」と言っているのと同じである。その影響で私たちが、新たな創作物を楽しむ機会を失うことになり、延いては文化が失われていく、ということを理解できない人物が、どうして文化審議会場で発言しているのか、と思う。</p> <p>どんな理屈を並べても、他人の財産を「当然にタダで利用できるべし」と言うこと自体、乱暴というものだ。「技術が発達して誰もが模倣しやすくなったから、これを正当化しろ」というのが無茶苦茶な論理であることと同じである。自分では魅力的なコンテンツを創れないから、自分には創作に打ち込む時間がないから、私財を投じることができないから、他人の創作物を使いたいのではないのか。利己的な主張が蔓延することによって、文化の使い捨てが横行することを危惧する。国民全体がもっと、クリエイター（くれぐれもコンテンツホルダーではない）を尊重すべきである。</p> <p>さらに、JEITAはタイムシフトだのプレースhiftだのと言うが、メーカーが複数台の機器を販売して儲けている点はどう説明するのか。補償金制度は、私的録音録画による権利者・消費者・メーカーの利益バランスを調整するための制度である。1つの商品がコピーされて2つになること自体おかしいし、そこに何らの対価も発生しないこと自体、異常・異質であることを、もっと注視すべきである。著作物だからそれで良い、というのは理屈になっていない。メーカーは、自分達の商品の模倣品が出たときに手放して放置しているとも言うのか。</p>	個人
<p>補償は必要と考えます。</p> <p>なぜならば、技術の進歩、発達により、劣化なしに無限のコピーが作られる機器が各家庭の個人レベルにまで普及されたことに対し、なんらかの処置を対応させなければ、権利者にとって多大な不利益が生じるからです。</p> <p>このままでは、無形知的財産を生む気力もなくなってしまう恐れがあります。</p>	個人
<p>保証金制度は、ユーザー、メーカーも共通認識として合意した「コンテンツへのリスペクト」をわかりやすい形で具現化した制度であり、将来のわが国のコンテンツ産業の底辺を支える大事な権利を保護する制度なので、実態に見合う形で存続すべき。</p> <p>総務省情報通信審議会情報通信政策部会「デジタルコンテンツの流通の促進に関する検討委員会」の第4次中間答申において、権利者、放送事業者、JEITA、通信事業者、消費者の各団体の代表の共通認識として合意したのは、第1章3節に「コンテンツに対するリスペクト」、「利用者の利便確保」、「デジタル化との関係」という基本的な考え方が定義されている。</p> <p>中でも「コンテンツに対するリスペクト」として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツを尊重し、これを適切に保護すること ・その想像に關与したクリエイターが適正な対価を得られる環境を実現すること <p>がコンテンツ大国にふさわしいわが国の方向性のひとつであることが明記されている。これは出席した各自が議論を重ねた上で「三方一両損」の発想で合意したものと解釈する。その考え方と、消費者の利便性、デジタル化の推進は同列に御せられるべきであり、その基本的な考え方の元に、チューナー内蔵型HDD/DVD録画機器のコピー制限、いわゆる「コピーワンス」を枚数制限つきCOG、いわゆる「ダビング10」の方向で答申に盛り込まれたものと解釈する。</p> <p>しかし、会議の場が変わるやいなや、メーカー、消費者団体は「私的録画保証金制度」そのものの撤廃を掲げ始めた。ダビングはたくさんしたい、お金は払いたくない、そう思うのであれば具体的に「コンテンツに対するリスペクト」の方法を示すべきではないか？私的録音は保証金制度存続で私的録画が何故廃止なのか？DVDやMDIには保証金をかけるが、ブルーレイやHDDIには保証金をかけないのは何故か？論理が支離滅裂になっている。</p> <p>これらの新しい録画媒体も保証金制度の対象にするならいざ知らず、家庭用ビデオでは10回もダビングすることを許容させておいて、録画保証金撤廃とは論理が逆と言わざるを得ない。メーカーも消費者も未来を見ていない。木を見て森を見ずだ。放送番組の政策環境は年々悪化しており、若者が映像コンテンツ分野に夢や将来に希望を持って就職しようとする人数が激減している。</p> <p>コンテンツ大国を目指す国としてはお寒い環境にあるにもかかわらず、論拠の乏しい「私的録画保証金の撤廃」が20年後、30年後の日本でどういう結果をもたらすか、想像してから利便性や、企業の収益と言うものを考えてほしい。</p> <p>「テレビはただで見るもの」「ただで見るものをいくら録画してもタダ」という未成熟な権利意識はそろそろ捨てないと、すでに日本と同様の私的録音録画保証金制度を導入しているヨーロッパ諸国から嘲笑されるだけでなく、今後台頭してくる中国、韓国、インド周辺の高成長国に抜かれても仕方ない。</p> <p>日本は中国や韓国のコピー商品や違法ダビング製品にはうらやまの、肝心の自国内ではコピー天国と言われても仕方ない。代案がない以上、私的録音録画保証金制度の存続が望ましいと考える。</p>	個人
<p>日本に於ける、著作権意識は、ヨーロッパ、諸外国に比べて非常に低いと言う事が、様々な国際的データで語られています。これだけ、録音する事が容易になって来た、今日、著作権者が被るダメージは計り知れないほど大きくなって来ています。嘗て、実演家が氾濫する録音録画機の出現によって、働く職場を失い文化的な発展の妨げになった事は、旧知の通りです。意見は、それぞれの立場によって、二分三分するのは、止むを得ないとしても、資本のルールによって、この国の経済が支えられているとしたら、大きな、資本家が発明と英知によって生み出した機器を誇ると同じ、この国の文化をも育む義務があるでしょう。様々な意見の成果の中で生まれた「ダビング10」をここで、もう一度論議のやり直しは、明らかに経済の合理化だけをテーマにしたものと思えません。</p> <p>一方では 芸術、文化を貧弱化させる切っ掛けにならない様に、結論を手練り寄せるべきです。去る、10月に新聞紙上に発表された、「私的録音録画補償金」の見直しなるコラム記事を読んでも、両者の意見の隔たりが多く、特に、亀井氏の意見には、経済の軸論ばかりで、情操の問題が置き去りにされている様な気がします。企業には文化を育むメセナがありますがこの様な、視点からディスカッションを展開する必要があるような気がします。権利者もこのシステムの享受から、生まれるコアリティの高い新文化を育成する義務があり、被害者意識だけに捉われるのではなく、消費者も意義を正しく理解し、文化育成の担い手としての自覚をするべきではないでしょうか？</p>	個人
<p>著作権者は複製権を有しており、ベルヌ条約においてもその制限については厳格な条件を課しています。第30条の規定により、私的利用のための複製については、著作権者の権利が制限されています。「著作権法逐条講義」(加戸守行氏著)で述べられているように、「補償金とは著作権を制限する代償としての経済的対価、補償措置」であり、補償の必要性については、議論の余地なく必要と考えます。</p>	個人
<p>119ページについて意見。</p> <p>ほんの少し払えばこれまでどおりなんだから、補償金は必要でいいと思います。こういうのにムキになるのは欧米に遅れを取っているみたい。</p>	個人

<p>118ページ、「(2)経済的不利益に対する全体的な評価」について</p> <p>【反対】</p> <p>権利者としての考えは理解できるが、消費者の立場から言えば、コンテンツの利用自由度も含めてそのコンテンツの価値である。自由な形態やコミュニケーションの中で利用できないなら、大局的には別のコンテンツを選択することになっていくだろう。実際、不利益を重大視し権利行使に最も積極的であった音楽業界は、著作権料の徴収は高くても、他のメディアよりはるかに市場全体が落ち込んでいる。著作権の目的は文化の発展であって、一部の権利代行業者の保護ではないはずである。全体のバランスと時代の進む方向性を見極めた上で、消費者の希望に即した著作権のあり方を目指して欲しい。</p>	個人
<p>現在、CDを音源にPCに一旦録音し、色々な媒体にコピーし、音楽を楽しんでいます。例えば、携帯電話、iPod等の録音機器...さまざまな形で録音することが可能です。私自身が持っているSONYの機器はコピー制限があるのですが、制限のない機器もあります。</p> <p>タダで無制限にコピーできる、これは権利者に対して損害を与えているのではないかと思いますので、一定の金額を支払うことについてはやむを得ないと考えています。</p> <p>ただし、その都度課金されると、手続きが煩雑になりますし、支払いが気になって、楽しむこともできなくなってしまいます。つきましては、補償金制度によって対応できるようお願いしたいと思います。</p>	個人
<p>意見:この整理アは、利用者側からすると、不可解な論理であると感じられる。</p> <p>直前のように、私的録音録画についてはその目的の殆どがタイムシフト、プレイシフトであると考えられる。著作権法は非常に強大な権利を権利者に与えるが、それは利用者の試聴方法ならびに視聴時間を拘束するものなのであろうか？</p> <p>もしそうであるならば、余りにも権利主張が強すぎると言わざるを得ない。</p> <p>また、各家庭にこれだけデジタル録画・録音機器が普及した現在において、逐一の許諾申請を必要とし、実施に移せば事務処理が破綻することが明白であり、それは利用者のみならず、権利者への利益をもたらさし得ない。奇しくも108ページにレンタルCDからのダビングが「結果的に違法状態を放置するだけ」であるとして30条適用除外に慎重意見を見たように、これもまた「違法状態を放置するだけ」である。</p> <p>従って、権利者の許諾を逐一得る必要が仮にあるとしても、それが著作権者への不利益をもたらしていることと直結するわけではない。実際には著作権者にお金を支払われる状態にならないことは、上記の通り明白だからである。</p> <p>無論、これを違法であると明記することは立法上可能であるが、それは法の死文化を招くのみならず、違法状態を広く野放しにする結果を招来するだけであり、何らの益を伴わない。</p> <p>よって、この意見を採用する場合は、そのような権利形態を設定することそのものが、現実的に無理があると思料する。</p> <p>なお、直截的には関係がないが、これは複写権についても同様のことが言える。複写機がプリンタ複合機というかたちで各家庭にまで普及しつつある現在、逐一の許諾を前提とする複写権についても、再考が必要であると附言する。</p> <p>これらの権利は、設定してもそれを守ることが不可能になりつつある。そのような権利を現行のまま残しておくことは、違法状態の放置を助長するだけであり得策ではない。</p> <p>意見:著作権ビジネスにおける経済的不利益は、権利者とその著作物を市場に供し、また消費者もそれを対価を支払って購入できる状態になっている時にのみ発生することが、前提である。</p> <p>絶版本を図書館で借りて、全ページをコピーしたとしても、誰に経済的不利益も発生しない。廃盤CDをレンタルしてきてダビングしても、経済的損失は発生しない。同じ事は他の著作物にも言える。一度の放送きりで二度と再放送もされなければ、映像コンテンツとして販売されることもない放送番組については、これがどの様に二次利用されようが、経済的損失はやはり発生しない。</p> <p>以上の観点から、現実に損失が発生し得ない状況下での空論は、改めるべきである。また、その点を改正著作権法では考慮し、明文化すべきであると思料する。</p> <p>意見:現状購入できるデジタルコンテンツパッケージのうち、DRMがないと言えるものはCD程度である。DVDソフトは言うに及ばず、オンラインでのダウンロード販売/ストリーミング試聴の殆どはDRMによるコントロールがなされているのが現実であり、119ページのアは実現されていると、利用者からは思える。</p> <p>また、デジタル放送はそもそもB-CASカードがなければ試聴することも適わないのであり、かほどに強固なDRMを施しているおいて、その上さらに補償金を要求することは、視聴者から見て、権利者の過剰な要求であると言わざるを得ない。</p> <p>DRMを施すならば補償金は不要であり、補償金を要求するならばDRMを施すべきではない。</p> <p>第5節にあるように、デジタル機器の多様化により範囲を定めての私的録音録画補償金の徴収は、現実問題としてかなり困難である。また、補償金の還付システムが実際に機能していない以上、指定によって行われる徴収は「税」に近いものとなり、受益者負担が原則である著作権使用料とは一層かけ離れたものになっていく。</p> <p>税であるなら税であると思える公平性を備えるべきであり、そうであるなら、DRMなし、もしくはEPNなどによるより自由なコンテンツの移動・複製を認めることが望ましく、また分配方式についても国民の合意が得られる形へと転換していくことが望まれる。</p>	個人
<p>先日、スポーツ報知の湯川れい子・都倉俊一・船村徹の対談記事を読んだ。驚いたのは、国民一人当たりの支払う著作権使用料が欧州の先進国と比較して、日本が非常に低額である事実である。日本国は知財立国を目指し始めて久しいが、欧州に比較して数分の一程度しか権利者に対して費用負担してない状態で、私的録音録画の補償金制度自体を廃止することを前提に議論していること事態が信じられない。本当に日本は知財立国を目指しているのか？私的録音録画補償金制度の継続は当然のことであり、欧州レベルまで制度自体を引き上げるべきである。そうしないと知的財産の国際競争力が備わらない。またそれがユーザーのためになることである。</p>	個人
<p>・113ページ～、「2著作権保護技術と権利者が被る経済的不利益の関係」</p> <p>意見:著作権保護技術と補償金は独立して検討すべきである。また、補償金の廃止を求める。</p> <p>理由:著作権法第30条の認める私的複製は、その複製における著作権者への影響がないか、極めて小さいために認められているとされている。したがって、技術的保護手段の有無にかかわらず、この複製の範囲においては、補償金を必要とするほどの経済的不利益は存在しないと考えるべきである。また、録音補償金、録画補償金ともに、それぞれの対象となる分野のビジネス規模(数千億～数兆円)に比べて、補償金の額が極めて小さく(十数億円)、権利者が十分な補償を受けていると認定できるほどの規模にはなりえない。一方で、録音録画補償金とも、有料の著作物でない個人的な目的での録音録画にとどまる場合でも、その対価が課せられることになり、これを個別に回復することはコスト的に見合わないという問題点もある。記録メディアの違い(CD、DVDとハードディスク/フラッシュメモリ、など)によって補償金の有無に違いがある点も問題といえる。前述のとおり、著作権者への補償金分配は限られており、このような不整合を甘受してまで維持すべき仕組みではない。</p>	個人

<p>私的録音録画補償金について</p> <p>私的録音録画補償金は、複製に対する制限を行っていない場合に権利者が適正な対価を得ることが困難であることから、その補償として払うものであると考えるのが現実的であると考えられる。それに対し、著作権保護技術により複製回数を制限した場合は、複製数の上限が明示的に解る事から、適正な対価を得ていると考えらるべきである。したがって、著作権保護技術により複製回数を制限した場合は、二重取りを回避するため、私的録音録画補償金の支払いを免除すべきである。また、目的が私的使用のため等のフェアユース、かつ、私的録音録画補償金の支払う場合は、複製数の上限を超えて、または、技術的保護手段の適用の有無に関わらず、複製をできる様にすべきである。</p>	個人
<p>110P第7章3節補償の必要性1権利者が被る経済的不利益</p> <p>メーカー側は競って、録音できる容量を拡充し利益の拡大を図っている。生産数の増加を鑑みれば、その機器を購入した上で私的録音の回数を増やしている消費者も、増加の一途を辿っているのは自明の理であり、メーカーの利益、消費者の利益が拡大する中で、権利者だけが置き去りにされている実態を、「権利者の不利益」と呼ばずして何といえるだろうか？</p>	個人
<p>平成3年に3,000人を対象に私的録音実態調査が行われ、同年12月の著作権審議会第10小委員会報告に調査結果が反映された。その結果を報告書は、『現在では私的録音録画は著作物等の有効な利用形態として、広範且つ、大量に行われており、ベルヌ条約等との関係規定に示された国際基準との関係においても何らかの対応が必要であることを示している。』と締めくくっている。調査では私的録音の動機をタイムシフト要因である「放送時間に聞けない」23.8%。「放送を更に繰り返して聞く」32.3%。プレイシフト要因と考えられる「カーステレオやヘッドフォンタイプのプレイヤーで聞く」41.5%。好きな音楽を抜き出して編集して自分で聞く」32.8%。という数字と共に、注目すべきで一番数字が大きいのが「録音済みCD・テープを買うより安く済む」45.1%である。この調査は家庭内録音がタイムシフト、プレイシフトを可能にし、何時でも何処でも繰り返し音楽や芸能を楽しむ文化が国民生活に遍く定着していることを実証すると同時に、その録音実態の膨大さが、ベルヌ条約9条に記述された「著作権者の正当な利益を不当に害する」ものに該当するとして、諸外国で既に導入が進んでいた私的録音録画補償金制度を我が国でもスタートさせる根拠の一つとなったのである。</p> <p>昨今、補償金制度の廃止論が飛び出している。私的録音録画がなくなったのなら制度を廃止するのは当たり前だが、制度のスタート時よりも盛んに大容量の私的録音録画が行われているのが実態である。同一音源の私的な録音は1回が圧倒的に多く、このようなユーザーの為に著作権が制限される代償として補償金が設けられている。技術的制限を施す目的は私的録音録画の範囲を超えたグループ・教室・その他の違法な録音録画を制限するためにあり、補償金制度とは全く次元の違う違法行為への対応なのである。</p> <p>現行私的録音録画補償金制度に見直すべき点はあるものの、ベルヌ条約加盟国として、制度スタート時の精神を基本的に護らなければならない。何より制度対象外の録音録画が私的録音録画の大半を占めるようになった現状を放置している事が極めて異常に思える。</p>	個人
<p>消費者が私的録音録画を通して文化に親しむ習慣を制限することは、メディアを通じて公衆に伝達される特に音楽・芸能の衰退に直結し、これらの分野の権利者の経済的不利益に直結することが懸念される。また、著作権保護技術で補償の必要がなくなる事例として以下の2つが考えられる。</p> <p>1. 権利保護のため私的録音録画が出来ないように、または録音録画を厳しく制限する技術を採用する。2. 私的録音録画等著作物の利用に課金を行うDRM等の技術を採用し、権利者に報酬が還元される技術を採用する。</p> <p>1. 私的録音録画が出来ないように、または録音録画を厳しく制限する技術の採用。消費者は音楽・芸能を楽しむ生活の大きな部分を失うことになる。個人の範囲では自由に録音録画が出来、自分の物として蓄え何度でも楽しむことができるのが消費者の希望である。このような欲求を満たすための適正な補償金であれば支払を是とする消費者は多いだろう。私的録音録画を厳しく制限すれば録音録画機器の購入を消費者は控えるだろう。このことにより芸能文化が衰退すれば権利者にとってもマイナスになる。消費者・権利者・メーカー3者にとって、適正な家庭内での録音録画を厳しく制限することは好ましくない。</p> <p>消費者に適正な補償金で大いに録音録画を楽しんで貰う。録音録画が適正に出来る機器・記録媒体も売れる。権利者も経済的な補償が得られる。この三つ巴の著作物の循環を護る事が必要なのである。</p> <p>2. 私的録音録画等著作物の利用に課金を行うDRM等の技術の採用。</p> <p>著作権法30条の廃止が前提となる。消費者は、利用の都度、課金され、ヘビーユーザーは経済的負担に耐えきれず減少するだろう。一般ユーザーも一々お金がかかるのでは利用を制限するだろう。DRM・課金システム導入・インフラ整備に要する費用負担も結果的に消費者が行うことになるだろう。結果として芸能文化の衰退に繋がっていくことが懸念される。</p> <p>著作権保護技術は、不正行為を取り締まる事に重点をおいて研究を進めていただきたい。</p>	個人
<p>●118ページの(2)の「経済的不利益を生じさせている」理解について</p> <p>同意できず、理解については反対です。</p> <p>共通理解があるとしているが、ここに利用者の理解は含まれていないと考える。</p> <p>プレイシフトにおいて、音楽CDを正規購入し携帯デジタル機器へ私的複製において場合、経済的不利益を与えているとはいいがたい。</p> <p>消費者は、CompactDiskそのものを買っているわけではなく、音楽を聞きたいから購入しているわけであり、再生する機器ごとにフォーマットが異なるからといって同じ音楽を機器ごとに購入することは、まずあり得ない。</p> <p>音楽を提供する、音楽を消費者が聴くという形でのやりとりであり、そこに再生機器を変更することによって、経済的不利益があるとは考えづらい。</p> <p>さらに言うと、フォーマットを変更することはフェアユースであり、権利者が権利を制限されるべきである。</p> <p>その観点からすると、フォーマットを変更し、携帯デジタル機器へ私的複製を行っている善意の一般利用者に対し、保証金制度による課金を行うことは一般利用者に対し、不当な対価を要求している事となる。</p> <p>また、不正利用をする可能性が有るからと言って、正当な利用を行っている利用者に対し、一律の保証金制度による課金を行うことは不公平であり、受容できる物ではない。</p>	個人
<p>私的録音録画補償金制度は、私たちがユーザーにとっての利便性と権利者の方の著作権の保護とをバランスさせる良い制度だと思っている。</p> <p>パソコンやiPodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて格段に簡単になったし、コピーをすることが音楽を楽しむ方法の一つにもなっていると思う。このことに対して、著作権者に何らかの補償をすることは当然だと思うし、補償金によって私的なコピーが許容される今の環境を守ってほしい。補償金制度は必要だと思う。</p>	個人(同旨2件)
<p>私は趣味で運動系のDVDを視聴したいと思い、友達から借りてダビングしました。しかし、この報告書を読んで改めて、自分のしてきた行為を反省して、自分が好きなものには確かな代償を払うべきだと思い、著作権による秩序ある社会を望み次第であります。</p>	個人

<p>反対。 「権利制限(第30条)がなければ使用料の支払いをしなければならない」「本来個別に許諾を求めた場合は使用料の支払いが必要」との主張があるが、前提が偏っている。 ××が無ければ、と言う仮定で比較を行う事が許されるならば、「著作権法が無ければ」「ベルヌ条約を批准しなければ」と言う仮定で、そもそも私的複製を制限する合理的な根拠についての議論からやり直すべきで、この様なごまかしを経て「経済的不利益があるかの様に偽る」議論は看過し難い。以降の「不利益の程度が権利者の受忍限度であるかどうかという判断」へと議論を進めるには前提が不十分である。</p>	個人
<p>●補償金の必要性があるとした仮定による議論方法についての疑問 この項目では、補償金の必要性があると仮定して議論していますが、これには重大な問題あると考えます。例えば、「積極的に契約しようとするインセンティブに欠ける」という点がありますが、これは補償金制度があるからインセンティブに欠けるのであって、例えば、補償金制度が存在しなければ、インセンティブが上がることは容易に予想できます。このように、補償金の必要性があるという仮定をおいた議論からの結論には大きな疑問が残ります。さらに、補償金制度を導入している国は数ヶ国しか存在しておらず、ほとんどの国では導入されていないため、補償金制度は非常に珍しい制度と言えます。諸外国の状況から判断する限り、そもそも補償金制度が日本で必要かどうかを逐一議論すべきだと思います。</p>	個人
<p>●「権利者と録音源・録画源提供者との契約による対応」への問題点への疑問 課題イに「民間同士の契約に任せても権利者の要求が実現できるかどうか疑わしい」とありますが、私的録音による経済的不利益がどれだけ存在するのかが経済原理を元に決まるのであって、もし契約により要求が実現できないのであれば、経済的不利益はないものと判断すべきで、経済的不利益がないのに補償を要求することはできないと考えべきです。 課題ウはそもそも経済的不利益を権利者へ補償すること自体の必要性に対する問題を示しています。本問題点の議論としては不適切です。</p>	個人
<p>「上記のアからウの状況はある日突然実現するわけではなく」とあるが、アナログ停波までには数年ある事を考えると、それまでに実現可能と考えられる方式を提案したい。</p> <p>■提案する方式の視点 複製物が容易に蔓延し、それを不特定多数の他人が自由に再生できることが問題となる。 逆に言うと、複製物を他人が容易に再生できない環境を整えられればよいことになる。 また、複製時に対価を支払うことを同時に導入できることが望ましい。</p> <p>■概要 1.複製を行う個人に複製管理ID(CUID)を発行する。CUIDはインターネットなどのネットワークで接続可能な登録センターで一括管理を行う。CUID自体の提供方法についてはいろいろと考えられるがここでは割愛する。 2.複製機・再生機にはCUIDをひとつだけ登録可能とし、CUIDの異なる映像・音声は再生できないようにする。複数のCUIDを登録できる装置を作ったメーカーについてはペナルティを科すようにする。 3.CUIDが含まれない著作物(原本)を複製する際には、CUIDにより暗号化を行う。 CUIDにより暗号化を行う機器は、ネットワークを通じて登録センターと通信できることを必須とする。 CUIDにより暗号化を行う際には、その複製機は登録済みのCUIDが有効であることを登録センターに確認し、同時にCUIDに紐付けされたクレジットカードなどで複製対価を支払う手続きを行う。 4.CUIDを含まない複製は認めない。複製機内部の取り出し不可能な記録装置に対してであっても認めない。 5.すでにCUIDを埋め込まれた複製物は複製対価なしで同じCUIDを埋め込んだ複製物の生成ならびにレート変換などができるようにする。</p> <p>■解説 これまで複製物は原本と同じものであることを前提に考慮されていると思われるが、個人を特定するCUIDとそのCUIDを使って複製物を暗号化することを組み合わせると、これまでとは違った視点で考えることができる。</p> <p>最初に私的利用の範囲を厳密化することができ、これにより権利者・利用者双方にメリットをもたらすことができる。 利用者は、私的利用範囲を個人に割り当てられたCUIDを利用することで自らその利用範囲を自由に設定できる。暗号化された複製物は本人所有の装置すなわち複製者のCUIDの登録された装置であれば再生でき、他人の装置すなわち異なるCUIDが登録された装置では再生できないことになる。この方式によれば複数世代の複製も制限する必要がなくなり、個人のライブラリ収集や編集、バックアップやメディアの変更などを利用可能にしても問題は起きない。 権利者にとっても不当な範囲で複製物を再生されることが無くなるといえる。</p> <p>次に複製対価という考え方を導入しやすくなる。 複製する際には必ずCUIDが必要になる。登録センターにクレジットカード情報などを登録できるようにしておけば、複製ごとに対価の徴収が可能になる。原本も特定することができるので、複製対価を適切な権利者に支払うことも可能になる。原本の入手方法によらず、複製の際には一定の複製対価が支払われることを意味している。 また複製対価という考え方は、原本の商品価格の考え方を変える。商品価格は視聴の権利に対する対価となり、複製の対価が含まれていないことになる。利用者は、複製する必要がある場合にのみ複製対価を支払う事になり、個人の使用方法に沿った商品価格になるといえる。</p> <p>暗号化についてはCUIDという鍵があれば、再生時には大きな負荷になるとも言えないと考えられる。</p> <p>以上の説明では十分ではなく細部について検討の余地があると思われるが、大筋として多くの人々が賛同できると考えられ、またすでに実在する技術で実現可能な方式であると考えられる。</p>	個人
<p>●私的録音が可能であることによる経済的利益が考慮されていない点 利用者がある音楽ないし映像物を購入する際の決定には、購入物から私的録音することが可能かどうかという点も考慮するのが普通です。このことは、私的録音が制限されたコピーコントロールCD等が最終的に販売されなくなった点からも伺い知ることができます。つまり、私的録音できることで直接権利者が利益を得ている場合があり、それによる利益も少なくないということが予想されます。よって、私的録音による経済的利益を無視して経済的不利益のみを考慮して議論を行った場合、その結果得られた結論は妥当性を欠くと考えます。著しい経済的不利益の有無を議論する際には、私的録音による権利者の経済的不利益のみを考慮するのではなく、私的録音による権利者の経済的利益や、私的録音録画補償金制度の適用により、私的録音していない利用者が受ける経済的不利益をも合わせて考慮し、権利者の利益と不利益の差が見過ごすことができないほど甚大であるかどうか、私的録音していない利用者の不利益がないかどうかについて議論すべきであると考えます。</p>	個人(同旨1件)

<p>●損出の立証の必要性 本中間整理では、具体的な経済的不利益(損出)の発生を立証する必要がないとしています、具体的にどの程度の不利益が発生しているのかという見積りをすべきだと考えます。このような見積りがなく不利益が甚大であるとの主張があっても、この主張には説得力がなく補償金制度を維持することに対して疑問を感じざるをえません。また、補償金制度の主旨は権利者の不利益分を補償することであり、不利益分を越えて徴収することは認められるべきではないにも関わらず、見積りがなくことから、不利益分よりも過剰に補償金を徴収されているどうか判定できない現状には非常に大きな問題があります。以上から損出の立証は仮に本制度を維持するとしても必須であると考えます。</p> <p>○家族から借りた音楽CDからの複製に著しい経済的不利益があるとの主張への疑問 本パブリックコメント中でも述べた通り、家族から借りた音楽CDからの複製に対して、権利者に著しい経済的不利益があるとする考えは同意できるものではありません。家族内については別に議論すべきです。</p> <p>○レンタル料に私的録音の対価が含まれていないという認識への疑問 本パブリックコメント中でも述べた通り、対価が含まれていないという認識だったことを確認できる材料はありません。よって、「レンタル業者から借りた音楽CDの場合も同様である」という結論は導かれませんが。</p> <p>○番組録画が経済的不利益を与えているとする点への疑問 まず、タイムシフト録画以外の保存を目的とした録画実態が多いとしている点に疑問があります。アンケートにおいて回答者が保存とタイムシフトとを区別して回答しているかどうか疑問が残ります。デジタル録画機では従来よりも多くの番組を録画することができるため、視聴の時間が取れず結果的に保存されているような場合も多いと考えられ、この状態を「保存している」とみなして回答者がいることは容易に想像できます。このことから、本アンケート結果を保存を目的とした録画実態が多いことへの根拠とすることには疑問があります。</p> <p>また、タイムシフトに比べて保存の方が大きく経済的不利益に繋がるという主張には根拠がありません。タイムシフトも保存も操作や録画物の扱いに違いがあるとは考えにくく、タイムシフト録画よりも不利益が発生する理由が見あたりません。また、保存することに別途費用が発生する場合に、費用を払ってでも保存しようとする人物はそれほど多くないと予想でき、大きな経済的不利益になるとは考えられません。</p> <p>さらに、映像作品はごく少数の録音録画でも権利者に与える不利益が大きいといわれているとのことですが、この根拠を示すべきです。</p> <p>以上から番組録画が経済的不利益を与えているとする結論には強い疑問があります。</p> <p>○121ページの「イの場合」の箇所について、認識に誤りがあると考えられます。 「市場がこの方法を受け入れなければ、そうした選択ができないこと」とありますが、市場が受け入れなかったのは、そのような販売形式で買いたいと思う利用者が少なく、経済的に成立しなかっただけであり、このように利用者が買おうと思わない方式が選択できないのは市場原理から考えて当然だと思います。このことを持って選択権が確保されないとする議論には妥当性はありません。</p>	個人(同旨1件)
<p>現在当たり前に行われている家庭内の複製や友人間での複製物の貸し借りなどについて、その数字をどのようにカウントするのか？経済的損失が具体的に発生していることを立証するのは不可能であるが、それによって権利者の経済的利益が奪われているのは明らかである。 補償金制度はそもそもそのような「目に見えない」不利益を解消するためのものであって、具体的に立証できるような性質のものではない。補償金制度がますます充実していくことが知財立国を標榜する日本の今後のあり方であり今回のような議論をすべきであるのか非常に疑問である。補償金制度の存続はもちろん、益々の充実を望みます。</p>	個人
<p>著作権者への不利益については検討されているが、私的複製のユーザー利便性があることで販売量が増えて利益が上がるケースを検討していないのは大きな問題である。 今回対象にすべきとして検討されているポータブルオーディオプレイヤーは、新たな音楽ファンの獲得に大いに貢献しており、むしろ著作権者にとっては大きな利益となった側面がある。 私的複製による経済的損害が補償が必要なほどであるという考え方には疑問が残る。 また、私的複製の有無による著作権者への利益不利益はDRMがある場合での売上の違い、CCCDやiTunesStoreのDRM無し楽曲の売上などから推測可能であるが、そのような調査が行われていない。 DRMの強化で売り上げ増加につながった有意な実例はなく、むしろ売上の減少につながるケースが多いと思われる。複数の専門アナリストによる調査分析を行った上で再検討を行うべき。</p>	個人
<p>CCCD失敗の反省を生かして欲しいです。 技術的保護手段には向き不向きがあります。 例えばメディアファイルをオンライン売買する場合においては便利な鍵であることは間違いありません。しかし、それをあまねく私的録音に対して適用するのは、利便性をそぐ物に他なりません。鍵ではなく足枷です。 また、技術的保護手段を違法回避した者だけが、利便性を確保するというアンバランスな物になりかねません。残念ながら技術的保護手段と、その回避はイタチごっこ状態であり、万能な物ではないことは周知の通りでしょう。一度回避された物は、事実上永遠に止めることは出来ません。</p> <p>よって権利者にとって技術的保護手段が補償の代わりになるとは思えませんし、私は適法利用者として、補償金の支払いの代わりに技術的保護手段を受け入れたくはないです。</p> <p>補償に代わるものとして技術的保護手段を議論するのであれば、技術的保護手段の有用性を厳格に判断していただきたいと思えますし、個人的には現状を見る限り、補償金制度を支持いたします。</p>	個人
<p>複製手段の開発・普及がかなりの速度で進み、私的録音・録画は、予測し得なかった実態を超えて、誰でもが容易に複製できるようになり、音楽を録音して楽しむことが当たり前ようになり、高品質の録音が可能であることから、権利者等の受けるべき利益を害している。あまりにも簡単に高度に、録音・録画できるようになってしまったのかもしれない。補償金といった形で対価をはらうのは当然のことといえましょう。</p>	個人
<p>保証金制度は世界的スタンダードです。維持出来ないようでは日本の文化度が問われます。 消費者委員やJEITA委員は「経済的損失が具体的に発生していること立証が必要(P112)」と言いますが、それは圧倒的な現実を見ない、机上の空論です。通用しません。</p>	個人
<p>そのお金がアーティストにちゃんと還元されるなら補償金に賛成です。少なくとも、アーティスト達のためになる使い方になってくれるならいいと思います。誰かが単に儲けるということにならないようにして欲しいなら、多少高くてもいいと思うくらいですが、コピーするアーティストが特定できないからそのへんはどうなのでしょう？ でも、補償金みたいなものがなければアーティストと一緒に動いている人達にはなんにも還元されないですよ？それはやっぱり納得いかないです。アーティスト達のためになるよう運営するという条件で、補償金はあるべきだと思います。</p>	個人

<p>(補償金制度賛成) 著作物を創作する意欲は権利者によって違うと思いますが、少なくとも自分自身が一権利者になり補償金制度の有無を考えた場合、これはあって当然の制度だと考えます。</p> <p>つまり、「著作物の創作→それによる対価を得る→さらに創作する意欲が湧く」という良い循環の一端を担っている制度であると思います。</p> <p>メーカーは目先の利益ばかりを追っていてこういった根本にある文化の振興・発展という部分に全く目を向けていない。このまま文化保護制度の発展途上国になっていっても良いのでしょうか？私は反対です。確かに補償金制度自体を時代に即した形に変えていくべきですが、利用者の録音や録画の自由と権利者の創作物に対する利益を保護するというこの2点を両立させているこの制度維持していくべきです。</p>	個人
<p>(1)権利者被る経済的不利益について</p> <p>マル1、マル2に関して、権利者の許諾を得る手段、ネットワークなどの技術的な部分は既に持ち合わせていると思います。問題は、「事業者の方々が権利者の許諾を得る動きをする意思があるかどうか」と考えます。</p> <p>現状として、マル1、マル2の考え方共に、「権利者の許諾を得ない方が利益が増える」といった考え方をする事業者が多数存在する原因になっていて、その影響をうける権利者(利益が得れない)が多数増えていると考えます。</p> <p>「なるべく、権利者の許諾を得ないようにする」(うやむやにする。なるべく知らせない。)などの動きに繋がっているかと。</p> <p>(2)著作権保護技術と権利者が被る経済的不利益について</p> <p>マル1、マル2に関してはこちらも、保護技術が機能して効果がある上での案に写ります。</p> <p>しかし、実際には一度正規の手順を踏めば、後は保護技術があってもなくても変わらない(簡単にコピーが出来る)、現状を加味する必要があると考えます。</p> <p>保護技術の精度がもつと上がって、機能するようになったとすれば、私自身マル1の案に賛成です。</p> <p>(3)補償の必要性の有無について</p> <p>「(2)マル1の見解にたつた上で～」のA に同感です。I については、受忍限度といったあいまいな言葉(どうとでもいえる)なので、上記でも述べましたが、「なるべく、権利者の許諾を得ないようにする」(うやむやにする。なるべく知らせない。)ようにしたい事業者を助ける項目になると思います。</p> <p>結果として、権利者に経済的不利益が生じると考えます。</p> <p>「諸外国のようにメーカーを支払い義務者にする」のはおおかた賛成です。どこの会社であろうと、誰であろうとはっきりと確定できる事が必要だと思います。うやむやですむのであれば、経済的利益が多い事を理由にうやむやにする著作物の提供者、が後をたたないと考えます。(結果として権利者に支払いが行われない。経済的不利益を生じる。など)</p>	個人
<p>「A私的録音録画のために権利者の許諾を得る必要があるとすればそこで支払われたであろう使用料相当分が経済的不利益であるとする考え方(補償措置は権利制限の代償)」</p> <p>この論で、私的録音録画は経済的不利益であるとみなすのは無理があるように思います。</p> <p>(1)私は、プレイスシフトできるからCDを買うのであり、プレイスシフトできないCCCDは買いません。</p> <p>(2)私は、観たい番組が重なったら、一方をビデオに録って観ます。タイムシフトできなければ、どちらかは観ません。</p> <p>いずれも、私的録音録画が経済的不利益になるどころか、経済的利益になっています。</p> <p>私的録音録画が経済的利益になっている例がある以上、すべての私的録音録画が経済的不利益になるわけではありません。</p> <p>よって、どのような種類の私的録音録画が経済的不利益になるのか、その定義が必須であると考えます。</p> <p>そして、補償金は、経済的不利益となる私的録音録画行為の行為者からのみ徴収すべきです。「徴収が困難」なことは、経済的不利益を与えていない利用者から金銭を徴収する理由にはなりません。現在の補償金制度は、犯罪行為を行っていないにも関わらず、反則金を取られているのと同じことで、どうも納得できるものではありません。</p>	個人
<p>私なら我が家の子供たちに言うだろう。</p> <p>”対価を払いなさい”</p> <p>私的とはいえ 作った方への対価(分配方法は別として)は当たり前。</p> <p>我が子がクリエイターやミュージシャンを目指したいと云ったら・・・</p> <p>”対価の無くて 食べていけるのか？”と云わなければならない。</p> <p>そんな時代は来てはならない。</p>	個人
<p>「利用者」の立場であれば、コピー回数制限が厳しく制限されるのは不便な気がします。一方、コンテンツを「商品」として考えた場合、同等の「商品」が簡単に作れてしまうことに違和感を覚えます。昔は時間、手間をかけてダビングしたものの、同等の「商品」としての価値があったとは思えません。</p> <p>現在、技術が進歩したでとても便利になりましたが、「権利者」に対する道徳的な気持ちは忘れたくありません。しかしながら、複数同じ「商品」を購入することは「利用者」の経済的負担が大きくなります。そう考えると、これまでの補償金制度のようなものが「利用者」としては安心して利用することができると思います。</p>	個人
<p>そもそも消費者ニーズを無視した「コピーアットワンス」が総スキャンを食らった結果、10回コピーとなったはず。</p> <p>著作権保護技術がいくらすすんでも、消費者に受け入れられなければ、ハードもメディアも売れない。自由なコピーができなければ、買う気は失せる。そうなれば、メーカーもクリエイターも共倒れである。</p>	個人
<p>・117ページ 「(1)経済的不利益に対する利用形態ごとの評価」の項目に関して</p> <p>他人から借りたCDを私的録音した場合その正規品を購入することはないというのだが、ある程度の宣伝効果をもつこともある。そのCDからの利益はないにしても同じアーティストのCDを購入する可能性もある。宣伝効果と権利者の経済的不利益の差は権利者が対策を出すことである程度は埋まると思う。</p> <p>また放送の録画に関して別に興味ある番組やその一部を保存するためにデジタル録画をしているわけではないと思う。これはアナログ放送から同じことをしているだけでデジタルになったから録画しているわけではない。調査には出ていないがデジタル放送になり録画をやめた人も数多いと思う。コピーワンスにより放送録画あきらかに不便になりそれがテレビ離れを促進している部分もある。まして二次利用しようにもコピーワンスがありユーザーによる利用ができない。これでは放送局による二次利用あるいは放送局から直接購入したものによる二次利用のみになってしまいユーザーは放送局へのパロディの意味をこめた作品の製作をすることができず放送局の発言力が増してしまう。</p>	個人

<p>これだけ録音が簡単かつ大量に出来てしかも劣化しないという時代にあつて、日々より性能の良い製品が生産されているのであれば私的録音・録画補償金制度があつてその義務を負うのは当たり前である！！今払っている税金を考えれば微々たる金額にすぎないのであるから、この制度は(メーカーが負担するのがベストと思うが…)絶対必要である。</p>	個人
<p>議論が尽くされていない現状で結論を出すことに「反対」します。議論において以下の視点が抜けて落ちています。</p> <p>著作権法の目的はその第1条にも書かれているように文化の発展です。著作物を創造した人に一定の権利を認めることは文化の発展に寄与できるという発想です。そもそも言葉や風景は国民の共有財産であり、言葉の羅列や風景画像に権利を認めること自体異常なことです。</p> <p>しかし、あえて異常な権利を認めることで、文化の発展に寄与できるなら目をつぶりましょうということです。文化を発展させることで、それにまつわる技術・経済を発展させ、ひいては国家の発展を図るのです。これは特許法にも言えることです。発明は基本的には人類共通の財産です。共通財産の発明に特許権を認めることで産業の発展に寄与することが特許法の目的(特許法第1条)です。産業の発展のために特許権には大きな権利が与えられている反面、かなり制限(出願等の手続きが必要、期間が20年以内など)もされています。</p> <p>産業の発展のためには制限もやむを得ないという考え方です。著作権を強くするか弱くするかは、文化の発展、技術・経済の発展、国家の発展のためにはどちらが良いかを十分に考慮して決めるべきです。一時的な利益のために金の卵を生むニワトリを殺してはなりません。</p>	個人
<p>ページ 全般(特にP116~119 第3節3項, P123~125 第4節)</p> <p>意見 どの程度の経済的損失があれば、私的録画補償金で補償すべきかの議論が全く尽くされていない。また、「補償金」と言う以上、「これだけの経済的損失がある」と明示できるものに対して補償すべきであり、重大な経済的な不利益が生じているものについて、代替の補償手段が無い場合のみに私的録音録画補償金で補償すべきである。権利者側で複製枚数を制限する手段がある(例えばデジタル放送)、あるいは制限する手段があるにもかかわらず、旧来の制限できないメディア(例えばCD)でのコンテンツ提供を続けていて、自らの権利を守ろうとしない場合などには補償する必要がないと考える。「テレビ番組を録画されて何度も視聴されると、露出度が増えてタレントの価値が下がる」などと言う主張をされた権利者がおられたが、その様なものまでに私的録画補償金を支払う必要などないと思う。</p> <p>河村委員からの再三の要求にもかかわらず、具体的な「損失金額」はいまだに提示されていない。</p> <p>放送は電波と言う公共財を利用しての企業活動であり、さらには、広告により成立している民放は、タイムシフトやプレースhiftを否定することは無いと考える。「その時間に自宅でテレビを見ることができない」のでタイムシフト、プレースhiftするのであり、その為に「私的録画補償金が発生する」といわれなくても納得しがたいし、放送局にコンテンツを提供している方々が「放送はリアルタイムで見られるのみと考えている」と言われても納得できない。放送局にコンテンツを提供した時点で、タイムシフトやプレースhiftの為に録画に加えて、アーカイブ作成の為に私的録画も含めて、視聴者によって録画される事を了解されていると考えるべきである。ダビング10になったから、これまでの10倍複製ができるし、その為に使うHDD録画機も私的録画補償金を支払えと権利者側は主張している様だが、そもそも放送番組はコピーフリーであったし、HDD録画機はあくまでもコンテンツの仮置き場であつて、コンテンツを保存する場合にはDVDなどにダビングするのであり、その為のDVD録画機(部分)はすでに私的録画補償金の対象機器で、10枚のDVDの複製を作ったら10倍の私的録画補償金をお支払いするのである。</p>	個人
<p>私はデジタル放送のコピーワンスの件でずっとニュースを追ってきています。大好きなテレビがこれからどうなっていくのか、とても興味があつたからです。</p> <p>総務省の会議の場で、私たちユーザー、メーカー、放送事業者、権利者が、それぞれ満足いなくても、補償金制度による対価の還元ということ前提に「ダビング10」という形で合意できたんですね？それなのに、録画補償金制度を廃止するべきだと主張して合意を崩そうとしているメーカーはひどいと思います。そんなことが許されるなら、何年もしていた話し合いが無駄だったことになってしまいます。話し合いに加わっていた以上、一旦約束したことについて責任を持つべきです(その点権利者は偉いと思います)。</p> <p>私は私的録音録画補償金制度をちゃんと機能するように手直して維持することが、総務省の話し合いでの約束を関係者全員が果たすことになる、と思います。これ以上私たちユーザーが混乱しなくて済むよう、この話が正しい方向で決着して、約束が果たされることを切に望みます。</p>	個人
<p>議論が尽くされていない現状で結論を出すことに反対。</p>	個人
<p>e.116ページから119ページの「第3節補償の必要性について3.補償の必要性の有無」の項目</p> <p>この項目について、私は、現在のところ結論を出すに至るほど十分に議論が尽くされていないと感じています。なので、反対いたします。</p> <p>一旦自分が所有したコンテンツは、どう使おうと自分の勝手だ、というつもりはありません。しかし、あるコンテンツに対して、すべての人が同じ感想や感情を抱くのではないように、その楽しみ方も多様化しつつあります。今までは、時間的に地理的に楽しむことが不可能であつたコンテンツが、技術に支えられてプレースhift、タイムシフトが可能になつたのは、自分にとってはとてもありがたいことだと思っています。</p> <p>しかし、そうやって自分のライフスタイルにあわせてコンテンツを楽しむことが違法だと言われると、ちょっと寂しい思いがします。もしそれで、コンテンツ制作者が悲しい思いをするのであれば、私も考えなければならぬと思いますが…。プレースhiftとタイムシフトを、どこまでどれだけ許すか、といったことについて、まだちゃんと議論が尽くされていないような気がします。</p> <p>私は、自分の見たいテレビが放送される時間帯に家にいられることが減多にありません。たいていは録画しておいて後で自分の見られる時間に見ます。それが、「経済的不利益」になるので補償金を支払いなさい、というのは、納得できません。</p>	個人
<ul style="list-style-type: none"> デジタル時代になり、私的録音録画が拡大し、権利者の利益損失が拡大しているのは明らかであり、必要ならば国による実態調査を重ねるべきである。 現状では、すべての著作物等をすべての権利者が契約関係やDRMでコントロールすることは不可能であり、補償金制度は存続させる必要がある。 	個人

<p>1. 著作権保護技術を利用して提供されているコンテンツは、コピー不可能であるので、「補償」は必要ないと思います。</p> <p>2. また、プレースhift及びバックアップ保存についても私的録音録画の範囲内とすべきであり、「補償」は不要とすべきです。</p> <p>3. 放送されたコンテンツについても、私的利用を目的とした録音録画は認められるべきだと考えます。</p> <p>P119のア コピー回数制限に反対です。</p> <p>この方式では将来著作権保護期間が切れた後のコンテンツの経代保存が阻害され、コンテンツの将来への継承が不可能になるからです。</p> <p>P120のイ のように、著作権保護技術の選択肢が増えることが望ましいと考えます。</p> <p>著作物により自分の思いを表現することは、時に著作権の行使の手段にも及びます。その選択肢の多様性は確保されるべきです。</p> <p>なお、P121には、イのシステムについての意見、 「CCCD(コピーコントロールCD)の例のように、厳しい利用制限の選択肢があるとしても、市場がこの方法を受け入れなければ、そうした選択ができない」について。</p> <p>CCCDは、本来PCでの再生を拒絶するはずの技術でありながら、従来のCDプレイヤーで再生できず、プロテクトを解除するソフトを導入したパソコンで再生できるという問題を抱えていたため市場に受け入れなかったのであり、利用者の意識の問題にすりかえるのは不当です。</p>	個人
<p>「現状では権利者が主体的に、かつ自由に著作権保護技術を選択できる場合は少ない」のは、一般的に権利者よりも法的・技術的知識が豊富なコンテンツホルダー側が、権利者に選択肢を示していないことによるのではないのでしょうか。だとしたら、それを以て「補償が不要な状態にはならない」とは言えないと思います。そのため、この場合は、イと同様に、基本的に補償は不要だと思います。</p>	個人
<p>「権利者の受忍限度に基準を決めるのは困難」だとすると、権利者が「なんかムカつくー」とでも言えば限度を超えていることになり、負担する利用者(＝顧客)としては納得しがたい物があります。たしかに、たとえば数値目標などの、明確な基準を決めるのは難しいと思います。権利制限の代償として経済的不利益が発生していることも、その通りだと思います。しかし、なんの根拠もなく設定されるとしたら顧客として納得できないのも、当然ではないでしょうか。参考として、推定される経済的不利益額や、権利を害されたと感じる事項などを挙げていただくと、「受忍限度を超えているか否か」を理解しやすいと思います。</p>	個人
<p>補償金制度を維持すべきです。</p> <p>今現在は楽曲音源の購入および再生方法がCDからインタラクティブ配信へと移行する、まさに過渡期であると思います。メーカーはインタラクティブ配信という新業務に着手したばかりで、まだ十分な収益を上げるには至っておりません。しかし小中学生のパソコン所有率が今後上がって行けば近い将来その収益は飛躍的に上昇することは目に見えています。なので今、補償金制度を打ち切りしてしまうと、メーカーは潤う一方、商品を提供する音楽家は分配を受けられないという、はなはだ理不尽な状況に陥ることになります。補償金制度は今後も維持、存続されるべきです。</p>	個人
<p>ハードウェア面のデジタル化という進化によって、音楽や映像のソフトウェアが誰でも簡単にコピーできるようになったのは事実であり、現実です。</p> <p>そのようなハードウェアを売って利益を得ているからには、補償金を払うのは当然のこと。</p> <p>ソフトウェア(コンテンツ)なしでは意味をなさないハードウェアなのだから、ソフトウェア(コンテンツ)存続のために寄与すべきだと思います。</p>	個人
<p>私的録音保証金額の、年度別に表したグラフと報告書を読みました。</p> <p>ひと昔前はカセットテープやMDなどにコピーをしていたのがiPodに変わり、やっていることは同じなのに機械を売るメーカーばかりが儲けるのはおかしいと思います。</p> <p>コピーが出来る品物、或いは車の中で再生したCDが自動的にコピーされてしまうカーナビを売っているのはメーカーで、ならば当然それに見合うだけの保証金制度は続けるべきだと思います。</p>	個人
<p>補償金制度の維持に賛成です。</p> <p>CD、I-PODなどパソコンを使って、いくらでもコピーが可能であることは、すでに一般的な事です。コンテンツを制作するメーカーは、著作者に対してその分を見越した、補償をするのは当然ではないでしょうか。補償金の諸外国との比較資料を見れば、日本国の国内アーティストに対する処遇レベルの低さは、一目瞭然です。これでは今後良いアーティストは生まれません。日本の文化の世界的評価の高さは周知のとおりです。誇り高い日本の文化の火を消すようなメーカーの今だけよければ、というリサイクル費用を消費者が負担することにも似た、無責任な経営体勢にはもう、うんざりです。補償金がアーティストに対して支払われるシステムの定着こそが良いアーティストの育成につながるのです。</p>	個人
<p>意見: 中間整理で説明されている通り、私的録音録画補償金制度が導入された経緯、理由また権利者が被る経済的不利益がなくなっていない現状からしても当該制度における補償の必要性は明らかである。</p> <p>補償がなくなるのならば、第30条の私的複製は録音録画機器を用いない複製のみに限定するべきである。</p> <p>科学技術の進歩における恩恵を享受するのであれば、それに報いるべき感謝の気持ちとして何らかの対価を支払うのが当然である。</p>	個人

<p>・110ページから111ページにかけての「(2)権利者が被る経済的不利益に関する再整理」の項目についてこれについて以下の意見を提出します。 タイムシフトやブレイクシフトについては経済的不利益があるとはおよそ考えにくいと思います。 購入した音楽CDを自宅以外にカーステレオやポータブルオーディオで聴きたいと考えるのはごく自然な発想です。 しかし仮にタイムシフトやブレイクシフトが禁止されているとしても、多くの人がその目的のために同じ商品を購入するとはとても考えられません。 その場合は音楽CDをそのまま使えるような装置をカーステレオ等に求めるのが通常の考え方だと思います。 それによって不利益が発生しているという考えは著しく権利者側に偏った考えであり、利用者の利便性も損なうもので、多くの権利者もそこまでしたいとは思っていないでしょう。 元々商品の購入に繋がらないのですから、同じように購入に繋がらないタイムシフト・ブレイクシフトが行われたからと言って不利益が発生しているとは言えませんし、不利益が発生しない以上補償の必要もないと考えます。 不利益が発生する場合というのは概ね権利者が許可を与えていないアップロードであって、これは送信可能化権により十分規制することが可能であることから、やはり補償の必要を感じません。</p> <p>・126ページから140ページにかけての「第5節私的録音録画補償金制度のあり方について」の項目についてこれについて以下の意見を提出します。 私的録音についてはそもそも経済的不利益が発生しているかについて、特にタイムシフト・ブレイクシフトについて十分議論がなされているとは思えず、まずはそこからだと考えます。 特に汎用機器について補償金を課すことについては、経済的不利益を被っている可能性があるからという非常に乱暴な意見であり、とてもバランスの取れた案とは言い難いと考えます。</p>	個人
<p>現段階での見直しについて反対します。 違法掲載された著作物を取り締まることのできる送信可能化権があるにもかかわらず、コンテンツホルダーはその権利を行使しておりません。これらを行なった上で、なおも海外サイトやファイル共有ソフトなどで掲出が止まらないと言うことであれば見直しもやむを得ませんが、現時点ではコンテンツホルダーがそのような権利を行使して掲載者を取りしめる行為を十分に行っているとはいえません。このため適用除外の見直しについては時期が早すぎると判断します。</p>	個人
<p>ここで権利者の被る経済的不利益のことに触れていますが、消費者として著作権保護の仕組みを入れたことに対する不利益というものについて触れていないのは何故なのでしょう？ 補償金が含まれているということだけではなく、使い勝手が悪くなった、もしくは自由に私的複製ができない、保護の仕組みを実装したことによる価格対価を消費者は支払いを余儀なくされているということです。 海賊版(違法行為)に手を出していない消費者もその不利益を被っているわけで、それについて全く触れていないというのはどうしてなのでしょう？</p>	個人
<p>放送番組～増加～商品化等とありますが権利者ががちに規制した場合、流通促進になるのでしょうか？、もう少し自由に扱えるようになって初めて利用が増加すると思うのですが。</p>	個人
<p>DRM設定を権利者がすればいい、という主張もあるが、CCCDの際に、実際には、ユーザ側がNOと言ったに等しい状況であり、それであれば、ipodも対象としたうえで、音楽の円滑な利用の観点からも、現在の制度を維持していくことが妥当なのではないだろうか。</p>	個人

<p>平成19年10月12日付「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下「本中間整理」と言います。)中、第7章第3節「補償の必要性」について、以下のとおり意見を申し述べます。</p> <p>【1】録画禁止の著作権保護技術が用いられている場合の権利者の不利益 「本中間整理」114頁では、「権利者が複製禁止を選択した場合、そもそも私的録音録画ができないので権利者の不利益も生じていないものと考えられる。」としています。 しかし、権利者の不利益の有無は有るか無いかの事実問題であり、複製禁止の著作権保護技術の有無から推測すべき問題ではありません。複製禁止の著作権保護技術が用いられていても、それが回避されて複製されるならば、権利者の不利益は存在することになります。 しかも、本「中間整理」は、技術的保護手段とは別に「著作権保護技術」という概念を設けたのですから、技術的保護手段に該当しない著作権保護技術が存在することは明らかです。著作権法は技術的保護手段を回避して複製することを禁止していますが、技術的保護手段に該当しない著作権保護技術を回避して複製することは、著作権法30条1項柱書で許容しています。 また、技術的保護手段の回避についても、著作権法は「その事実を知りながら行う」複製行為を権利侵害としています(30条1項2号)から、あるコピーツールが技術的保護手段を回避しているかどうかを知らない場合、そのようなコピーツールを使って録画禁止の著作権保護技術が用いられている著作物を複製することは、著作権法が許しています。 そうすると、権利者が複製禁止の著作権保護技術を用いることを選択した場合でも、著作権法が許している私的複製を行うことができるのですから、権利者に不利益も生じていることがありえます。</p> <p>ところで、社団法人日本映像ソフト協会の「DVDビデオの消費実態に関する調査研究報告書」(2007年3月)73頁によれば、DVDソフトを録画源とする人は16.2%と、デジタルTV放送を録画源とする人よりも多くなっていますから、複製禁止の著作権保護技術が用いられているDVDビデオについても、著作権法の複製権制限規定によって、権利者の不利益が生じている疑いが濃厚です。 したがって、単に複製禁止の著作権保護技術が用いられているだけでは補償の必要性を否定できず、補償の必要性を否定するためには著作権保護技術の実効性が確保されることが必要です。そして、実効性が確保されうるといえるためには、次のいずれかの状況にあることが必要だと考えます。</p> <p>(1)著作権保護技術により、現に複製が行われていないこと (2)複製禁止の著作権保護技術の実効性が不十分で複製が行われているが、その複製を著作権法が禁止していること</p> <p>DVDビデオの現状は上記のいずれの状況には至っておらず、補償の必要性を否定できないと思われます。 そして、補償の必要性を否定しうるに足る著作権保護技術の実効性確保のためには、次のような措置が講じられる必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>(1)実質的に複製を制御する著作権保護技術を無効化して複製することを著作権侵害とすること (2)いかなるコピーツールを用いた複製が著作権侵害になるのか、周知されること</p> <p>そして、あるコピーツールが技術的保護手段を回避しているかどうかは、技術的保護手段を開発したメーカー等、専門知識がある人でなければ鑑別できないのですから、技術的保護手段を開発したメーカー等がその技術の実効性確保に努めなければ、補償の必要性がなくなるような状況には至ることはないと考えます。</p> <p>【2】著作権保護技術の範囲内の録画と権利者の不利益について 複製を制限する著作権保護技術が用いられている場合の補償の必要性については、録画禁止の場合と同様、その実効性が確保されているかどうかの実態をみる必要があると思われます。</p> <p>(1)著作権保護技術が実効性を欠いている場合実効性を欠いている場合には、補償の必要性は否定できないと考えます。</p> <p>(2)著作権保護技術の範囲内での複製について著作権保護技術の許容する範囲内での複製については、具体的事案に基づいて判断されるべきものと考えられますが、現在、主として想定されているのは、地上デジタル放送の録画であろうと思われます。地上デジタル放送のコピーワンスを緩和する「コピー9+1」の技術は、補償の必要性を否定できる技術ではないと考えます。それは、以下の理由に基づくものです。 (a)「コピー9+1」の実効性が確認されていません。 (b)CPRMは暗号化技術ですから、著作権法がその回避を禁止している技術的保護手段に該当する保証がありません。 (c)「コピー9+1」に反対している権利者にとっては、「権利者の意思に従い付されている」(「本中間整理」116頁)著作権保護技術ではありません。 (d)「コピー9+1」は、それまで不可だったアナログ出力からのコピーを無制限に可能とするもので、その複製は「限られた範囲・回数」にとどまるものではありません。 (e)限られた範囲・回数で、複製により、単に放送を視聴するのでは得られない利便性等の効用が生じるのですから、複製権制限の代償措置は必要です。 (f)「本中間整理」120頁では、「タイムシフトのための録画に必要とされる回数を更に制限するかどうか」を補償の必要性がなくなる目安としていますが、「ベータマックス訴訟」米国連邦最高裁判所判決は、タイムシフトを「一度視聴した上消去すること」と定義しています(「本中間整理」111頁脚注59)。 「コピー9+1」はこれをはるかに超えるのですから、補償の必要性は否定できません。 したがって、「本中間整理」116頁のイ-iiの見解は失当です。</p> <p>【3】経済的不利益に対する利用形態ごとの評価について(「本中間整理」117頁) (1)タイムシフトについて (a)「タイムシフト」概念について「本中間整理」では、タイムシフトを「放送時間とは別の時間に視聴するための録音録画」と定義しています(111頁)が、この定義は無意味です。 番組を視聴しながら録画する場合でも、録画したものの視聴は放送時間とは別の時間に行われますし、保存目的の録画も、保存したものは放送時間とは別の時間に視聴するのですから、このタイムシフトの定義に該当します。 したがって、この定義によれば、「タイムシフト」は「録画」と同義であり、あえて「タイムシフト」という用語を用いる意味は無いように思われます。 「本中間整理」117頁は、「タイムシフトにより別の時間に視聴したからといって、録音録画物が視聴者の手元に残らない限り放送番組等の二次使用に支障が生じるとは考えにくい」と述べていますが、「タイムシフト」に「録音録画物が視聴者の手元に残らない限り」とさらに限定する文言を付加しなければならないことは、この定義による「タイムシフト」概念が無意味であることを示しています。 また、「本中間整理」119頁は、タイムシフトが「他の利用形態に比べて経済的不利益が相対的に低いことに異論はなく、これらの点は、補償金の額の設定に当たって考慮事項とすることが考えられる。」としています。が、「放送時間とは別の時間に視聴するための録音録画」以外の「私的録音録画」は視聴目的のない、録画のための録画しかありません。 したがって、放送時間とは別の時間に繰り返し視聴し保存する私的録画も「タイムシフト」に含まれるのですから、経済的不利益が相対的に低い利用形態ということではできないと思われます。</p>	<p>個人</p>
--	-----------

<p>(b)「タイムシフト」による経済的不利益について「本中間整理」では、他の利用形態に比べて経済的不利益が相対的に低い場合(119頁)や補償の必要性が無くなる目安として(120頁)、「タイムシフト」の用語が用いられていますが、このような意味を持ちうる概念としての「タイムシフト」は、「ベータマックス訴訟」米国連邦通常裁判所判決の定義による「タイムシフト」だと思われます。この判決では、「放送番組を録画して別の時間に一度視聴した上で消去すること」(「本中間整理」111頁脚注59)をいうと定義しています。この意味での「タイムシフト」であっても、視聴者は、録画することで自分の好きな時間に視聴できるという利便性を獲得するので、録画という著作物の利用に価値が存します。そして、その価値は複製権の制限によって得られるのですから、複製権制限の代償措置は必要だと考えます。</p> <p>(2)広告収入と経済的不利益「本中間整理」117頁には、「放送時点で広告収入により投資回収は完了していること」から経済的不利益の存在に否定的意見があった旨記されています。 放送番組は、著作権者が放送事業者から対価を取得しているものばかりではありません。しかも、広告収入は著作隣接権者である放送事業者の収入であり、著作権者の収入ではありませんから、広告収入によって著作権者の投資回収が完了するというのは事実誤認です。</p> <p>(3)二次利用は進んでいないので経済的不利益はないとの意見について権利者の許諾が得られず二次使用ができない番組も一部あるようですが、放送番組の二次使用が進んでいないというのは事実と反すると考えます。 もっとも、二次使用が進んでいるかどうかと著作権者の経済的不利益の有無は無関係です。米国著作権法が「潜在的市場への影響」もフェアユースの成否の判断要素としている(米国連邦著作権法107条)ように、二次利用が進んでいないことをもって経済的不利益がないという見解は採りえないと考えます。</p>	
<p>現在では、ipodなど音楽をデータとして収集し、コピーし、楽しむことが一般的になってきており、音楽は入れないという利用の仕方が出来るという企業の言い分は言い逃れでしかない。コピー出来ることを売り文句に私たち消費者に商品を買わせようとしているのだから矛盾している。</p> <p>無制限にコピーが出来ようになれば権利者は獲得できたはずの利益を失うことになり、この損失は誰が補うのかと思う。また、一定の保証金を払うことで利用者が安心できるのなら双方にとって良い。</p> <p>著作権保護技術が向上することが権利者を不利益から守ることになるかは、今までの利益先行の企業を観察するにつけ、イコールではないと思われるし、現実的ではないと考える。</p> <p>消費者として、一定の保証金を払うことは当然である。</p>	個人
<p>どれだけの技術的保護が掛けられたとしても、それらは必ず破られるものです。 また、一般の人でも大量の複製が可能な機器が購入できることを考えると、私的使用目的とはいえ、その複製により弊害が生じないとは言えないのではないのでしょうか。 現在は、様々な情報がデジタル化され、そのデジタル情報の中には単独で取引できるものもあります。デジタル機器の普及によって、私的な複製が商業的に利用される可能性がアナログ時代よりも高くなり、他人の創作物を利用し儲けをあげる人間が消えない以上は、創作者に何らかの補償をしなくてはならないでしょうし、補償制度は守っていきたいと思います。</p>	個人
<p>メーカーが補償金を払いたくないというのなら、コピーできない製品を販売しろ。誰も買わないだろう。コピーできる性能を競い合い、盛んに宣伝しているが、コンテンツの権利を持つ人に許可を得ず勝手に開発・販売している。私的録音・録画補償金制度は、まさにそれをガバーする制度であり、メーカー、消費者、権利者の三者に資する唯一の制度であるから、支払義務者をメーカーと改めて維持すべきである。</p>	個人
<p>私的録音録画補償金制度について、本年10月12日に自由民主党本部で開催された同党知的財産戦略調査会において内閣官房知的財産戦略推進事務局が配布した文書「平成20年度知的財産関連予算の概要要求等の概要」で「検討中の法案」として「〇著作権法の一部改正(私的録音録画補償金制度見直し等)」と記載されていることが、中間整理で議論を継続する旨が記述されているか否かに関わらず著作権法第30条2項については来年度の通常国会で改正案を提出することが内閣官房知的財産戦略推進事務局と文化庁の間で合意されているのではないかと一部で指摘されているが、それが事実であるとすれば余りにも審議会を軽視した姿勢ではないかとの批判が生じることも予想されるものであり、この点について分科会場で事務局より公式に説明を行うべきであると考えます。</p>	個人
<p>私は補償金制度がなくなるというのは極端な気がします。 著作権保護技術が行き過ぎても、私的録音録画が野放しになっても、良くないと思います。補償金制度には中途半端な部分もありますが、より実態に即した制度にさせることが日本的な解決策として良いと思います。</p>	個人
<p>補償金制度は必要です。</p> <p>様々な理屈や日々変化する電化製品の技術進化、構造の変化、あると思いますが、それでも我々音楽を作り生活をする者にとって最近のコピーし放題の社会は問題があり過ぎます。 ほとんどのパソコン 音楽プレイヤー、がコピー出来る事を売り物にしている以上、正規に売っている音楽CDDVD等の売りあげに影響が無いわけが無いのです。 現場の人間はそれを嫌というほど感じています。仕事が出来なくなる人間、会社、後を絶ちません。 皆 ぎりぎりの状況の中、活路を見だすべく頑張っていますが、なかなか良い状況は見えません。 そもそも諸外国と比べても何故日本は文化的な事に対して無関心なのでしょう? 報告書を見ましたが、とりわけヨーロッパなどではコピー商品、技術の普及に対してその補償を国(というか制度)が手厚くしている現状を見るにあたり、そのような気持ちをおさせられません。</p> <p>どうかメーカーの身勝手な理屈で補償金をなくさないでほしいのです! お願いいたします!!</p>	個人

<p>補償金制度の妥当性を考える上で、補償金の必要性の考え方だけを論ずるのではなく、補償金制度を考える上で最も重要である権利者が被ったと主張する経済的不利益の絶対額と補償金制度による補償金収入の絶対額と比べてみる必要があると考えます。</p> <p>a)前者に比べて後者が著しく大きければ補償金の算定がおかしいと言うことになります。 b)前者に比べて後者が著しく少ないならば、補償金制度は名目的にあるだけで、実質的には機能していないことになります。 c)金額的に見合っているならば、その点はよいとして、さらに、そもそもその金額は補償金制度を導入にして得るに値する金額なのか否か論じ、補償金制度事業の価値を金額面から再考すべきと考えます。</p> <p>今回の中間報告では、経済的不利益の絶対額と、補償金の収入額との比率を論じているところがなく、これは、重要な視点の大きな欠如と考えます。</p> <p>たとえば実態がb)すなわち、補償金が経済的損失の補償という意味で金額的に機能していないならば、その目的や考え方のみを延々と論ずるのは時間と労力の無駄であり、いっそ廃止してしまった方が、無用な概念がなくなるぶん、次世代に向けての新たな考え方が発展することが期待できます。</p> <p>まとめますと、単なる考え方だけでなく、その絶対金額を明らかにし、補償金制度の目的や必要性を実態面からより深く再考するための重要な指標とすべきと考えます。</p>	個人
<p>中間報告の中では、私的複製によって権利者が被る経済的不利益について、さまざまな立場での意見が述べられていますが、私は、権利者が被る経済的不利益を論ずる以前に、著作物を販売する者と一般消費者との間の良質な関係について、考える必要があると思います。</p> <p>紙の本は、どこへでも持ってゆけ、どこでも読むことが出来ますし、いつでも読むことが出来ます。それに比べて、音楽CDは、特定の装置のあるところでしか楽しむことができませんし、装置と鑑賞したい複数のCDを、何時も持って移動させるわけにはいかないのは明らかです。旧世代のメディアたる本と、電子的な著作物であるCDの大きな差といえると考えます。その欠点を消費者が自ら時間と労力をかけて解決しているのが私的複製の最大の目的だと考えます。競争条項におかれた善良な事業者は一般的に、ユーザーの利便性を向上させながら他者との差別化を計り、競争に打ち勝ち、結果的に、ユーザーの利便性は向上してゆきます。しかしながら音楽CDは規格化された段階でもはや利便性の向上は凍結され、ユーザーはあきらめて、自ら時間と労力をかけて私的複製によってその欠点を補っています。つまり、欠点を補うという努力を、権利者側が損失を被る行為と考えることは、法的な複製の権利の主張以前に、事業を行う者の理念として、良識を欠いていると言わざるを得ません。社会の公器としての事業者が取るべき姿勢ではないと考えます。</p> <p>しかしながら、私的録音録画によって、権利者が経済的損失を被っていないとはいえないと考えます。つまり私的録音録画補償金制度が100%間違っているとはいえないと考えます。</p> <p>残念ながら、第一義的にはメディアの欠点を補うためのブレイク・タイムシフトのための私的録音・録画物が、その目的を越えて、第3者(友人関係といったグレーゾーンも含む)の流出している現状は否めません。</p> <p>これは、権利者が被る経済的不利益と考えて間違いないと思います。</p> <p>以上をまとめますと、</p> <p>1. CDの音楽などは、ひとたびエンドユーザーに販売すれば、購入したメディアを24時間何度プレイしてもよいものである。私的録音録画は、エンドユーザーが自らの時間と労力をかけて、それに近づこうとする行為であり、良識ある販売事業者ならば、エンドユーザーの利便性のために、本来自らが便宜を図る努力をすべきことである。したがって、たとえ権利者は法的に著作物の複製について対価を要求できる位置付けであっても、エンドユーザーの自助努力に対して、それを私的録音録画の対価を得るべき行為と考えるべきではないし、補償金の目的とすべきではない。このような考え方に立てば購入者自らが行う私的録音録画の範囲では、技術の進展による私的複製の量の拡大も、そもそも問題ではない。</p> <p>2. 補償金はあくまで、権利者が認めたエンドユーザーの私的録音録画物が「流出」する危険性や、現実に流出している実態に対する補償金であると考えべきである。すなわち補償金の目的の解釈を、明確に改めるべきである。そして、私的録音録画がその領域を超えて流出しなかったら販売につながったであろう金額を経済的損失の算定の基準にすべきである。</p> <p>以上、補償金の目的という観点で、コメントさせていただきました。</p>	個人
<p>デジタル放送のコピーがやりやすくなるという話を聞いて喜びました。そのために、権利者の方々に補償金を支払うことに賛成します。映画が好きなのですが劇場に見に行く時間がないし、子供がいるとゆっくり観ることができないので、有料放送に頼ることも出来ません。いつも録画してから観ているので、録画が出来たら本当に困ります。それに面白かった映画はDVDで残しておくので、お金がかかることはしようがないと思います。むしろ、私達がわずかな補償金の支払いさえも拒んだために無料の映画放送が無くなってしまいうようなことにならないように、皆で、今の環境を大切にしたいと思っています。</p>	個人
<p>「購入した音楽CD等からのブレイクシフトや放送のタイムシフトについて経済的不利益があるか疑問である」という意見に賛成です。音楽CD等は、中に収録されているコンテンツが聴きたい(見たい)から購入するのであり、CD等の媒体の購入が主目的ではない。(音楽等の聴取権を購入していると思っているユーザーが多いのではないか?)音楽CD等からのブレイクシフトを行なっているユーザーからすると、権利者が経済的不利益を被っているとは考えにくいのではないかと?</p> <p>放送のタイムシフトについても、見られない時間の番組を別の時間に見ているだけであり、これも権利者が経済的不利益を被っているとは考えにくいのではないかと?</p>	個人

全体として、利用者サイドの利益が考慮されていると言いがたく、また、プレイスシフトとタイムシフトについての議論が尽くされていないと考える。	個人
JEITAの「回数にかかわらず補償は不要である」という発言は、はっきりとおかしいと思います。確かに複雑な思いはありますが、私にも好きなアーティストがいるので、彼らが嫌な思いをせずこれからもずっと素敵な曲を作れるようにあってほしいです。	個人
現在の録音技術においては、私的録音録画の著作権について何らかの補償が必要である以上、補償金制度を存続させざるを得ないと考える。消費者の立場を盾に、購入価格への上乗せに不満を持つ向きもあるが、先進国である諸外国の例を鑑みると、現在の日本の補償金はそれほど高額なものではなくむしろ安いくらいである。	個人
ハードウェア面のデジタル化という進化によって、音楽や映像のソフトウェアが誰でも簡単にコピーできるようになったのは事実であり、現実です。そのようなハードウェアを売って利益を得ているからには、補償金を払うのは当然のこと。ソフトウェア(コンテンツ)なしでは意味をなさないハードウェアなのだから、ソフトウェア(コンテンツ)存続のために寄与すべきだと思います。	個人
メーカー側は勘違いしていると思います。素晴らしいコンテンツがあってこそハードですから、目先の利益を追うばかりで著作権を軽視することは、結局自分達の事業に跳ね返ってくることとなります。今更補償金制度の不要論を述べる神経を疑います。消費者としては、使いやすいハードを求める以上に、素晴らしい音楽をいつまでも楽しみたいと思っています。そのために、作者に還元される補償金制度は必要だと考えます。補償金制度を否定する意見は、一見もっともらしく、わかりやすいのかもしれませんが、物事の本質を見落とさない消費者も少なくないということをお伝えしたいと思い、意見として提出させていただきました。冷静かつ先を見据えた議論と結論を期待しています。	個人
私的なコピーをしている今、補償金制度は必要だと思う。補償金を支払うことによって音楽を作った権利者に少しでも還元することができる。利用者は支払うべき制度だと思う。	個人
今やデジタル機器の発展はとどまることを知りません。時代の流れとともに、便利に、より手軽に誰でもが製品商品を手にして、個人個人でアレンジし、活用をしていける世の中になってきたということは素晴らしいことでもあります。しかしながら、そうした製品商品が手に入りやすい反面、心を込めて作った大切な作品たちが、制作者側の意図に反して制限なくやたらと流通されつつある現状には残念さを覚えます。コピーが普及していくと、近い将来、レコードはなくなってしまうかもしれないと噂されておりますが、私たち音楽を制作、配信していく者の立場として、CDレコードというものはただ音を提供していくためのものではないと思っております。録音・録画された作品たちはどれも、制作者の『主張』であり『芸術』であり、人々の心を多様な意味で突き動かしていく使命にあるものたちです。ゆえに、安易にたれ流されて消えてゆくものであってはなりません。容易にコピーされ配信され、誰かに渡され、ただまわっていくだけの作品の未来像では悲しすぎます。その為には少しでもなんらかの補償によって守られることも一つの方法であるように思います。	個人
メーカー側は勘違いしていると思います。素晴らしいコンテンツがあってこそハードですから、目先の利益を追うばかりで著作権を軽視することは、結局自分達の事業に跳ね返ってくることとなります。今更補償金制度の不要論を述べる神経を疑います。消費者としては、使いやすいハードを求める以上に、素晴らしい音楽をいつまでも楽しみたいと思っています。そのために、作者に還元される補償金制度は必要だと考えます。補償金制度を否定する意見は、一見もっともらしく、わかりやすいのかもしれませんが、物事の本質を見落とさない消費者も少なくないと思います。冷静かつ先を見据えた議論と結論を期待しています。	個人
補償金制度はヨーロッパではデジタル機器だけでなく早くから導入されていると初めて知りました。さすが文化を大事にする国柄は立派だと感じます。やはりPC等でのコピーや録音が膨大になれば作家に対価をきちんと支払うべきだと思います。ただし、リスナーとしては自由に録音もしたいわけで、リスナーと作家の利益の調整を図る制度として補償金//。	個人
クリエイター創作意欲のためにも補償金制度が必要だと思います	

<p>近年興ってきたコンピュータや電磁氣的記録全般を含むデジタル技術の不可逆的な発展は、著作権というシステムに対して根本的な改革を迫っているように思われる。</p> <p>私はその事に関して、著作権の侵害が複雑化しそれに対応した複雑な法制を以て処すべきだという意見に単純には賛成できない。逆に、技術的な視点から「社会に公表すること事態の重みが増した」と捉えている。社会に公表したものは著作権者の手を離れて流通する時代になっていくという見方である。</p> <p>これは現在の著作権者にとって大変厳しい認識であると思う。しかし、これは現状の確認であり今後更に加速するであろう技術進歩の中で、文化と著作権を保護していく為に必要不可欠の認識でもある。</p> <p>過去に有効だった手段は現在以降に有効とは限らない。この基本を確認する必要がある。状況が変われば新しい手段が必要であり、状況を手段に合わせてようとする事は必ず失敗を招き、混乱の度を増すことになる。</p> <p>しかし、近年の著作権行政では、旧来の経済論理が優先して構造の設計が行われているようにみえてならない。著作権法は集金システムではない。そこにあつて経済はあくまで結果である。関係者は今一度基本に戻り、収穫を焦る前に土を耕す事を考えるべきではないだろうか。</p> <p>また、それを社会的に行っていく為に著作権法とその構造の周知も不可欠である。この点に関して文化庁には大きな期待を寄せたい。</p> <p>「文化審議会著作権分科会 私的録音録画子委員会中間整理(s18500028402.pdf)118頁(2)1段落内で「一人の利用者の行う私的録音録画の全体に着目すれば、経済的不利益を生じさせていることについてはおおむね共通理解があると考えられる。」とあるが、これは単体では問題のない見解であるように思う。しかし、この経済的な統計論による視点がそのまま法律に及ぼされる事には大きな疑問がある。想定によって先回りを考える法運用は慎重に慎重を重ねて決定されねばならない。また、同様の運用は事例ごとの細かい判断を排除する為に、法と実態の乖離に鈍感になり、結果として法構造の周知を阻む結果に陥りやすい。</p> <p>著作権法は周知され常識化されて生きる法である。重ねて目先の利益を追い求める事があってはならないと主張したい。</p> <p>この意見の本質は抽象的なものである。同時に、無闇と報告書の揚げ足を取ることに何かの価値もあるとは思えず、数を重ねても主張の本質は変化しないので一例のみを挙げるに留めた。無駄な増量は業務の妨げにもなるように思う。</p> <p>以下は資料を作成した担当者宛の文面である。一読して頂ければ幸いに思う。</p> <p>全体として順序に則った良くまとめられた資料であると思う。しかし、使用されている図について二点ほど不満を覚えたので伝えておきたい。</p> <p>42、43項で使われているカラーイラスト入りの図が、私の環境(XPsp2/AdobeReader 7.0.9)では判読が不能であった。他の図からは問題が見受けられなかったため、次回以降、形式・解像度などに留意をお願いしたい。</p> <p>72～74項の図ではグラフ中に色つきで強調した箇所があり、出典との兼ね合いもあろうがこれも遠慮頂きたい。価値ある統計にあつて要点は自ら顕在するはずであり、 unnecessaryな装飾は判断の妨げでしかない。率直に言わせて頂くと、公的機関の書類ではなく新しい保険のパンフレットに見えてしまう。</p>	<p>個人</p>
---	-----------

<p>○複製技術の変遷が恣意的に解釈されている</p> <p>そもそも私は、現在の著作権法は、複製技術の位置付けについて、根本的な問題をかかえているように思います。それは、デジタル技術を特別視しようという、誰かに刷り込まれたかのような発想のこです。デジタル技術は、複製行為を、作成や変更などといった作業と同様、簡単にしています。これは、人類の生産性が向上する歴史と似ています。複製が以前と比べて簡単になっているのは問題で、代償を払うか以前と同じくらい不便であるべきだ、という発想は、ラダイト運動に近いものがあります。</p> <p>コンテンツ・オーサリングの側面から見れば、デジタル技術が普及することによって、作成者と利用者のパワー・バランスが変わっているとは到底考えられません。同様に、コンテンツ・ディストリビューターもネット配信技術によって大幅なコストダウンと生産性向上を実現しており、利用者とのパワー・バランスが変わってきたとは言えません。</p> <p>すなわち、デジタル技術が普及したから複製が簡単になった、だから補償金が必要である、という議論は、そもそもおかしいのです。クリエイターが大量に生産するのですから、ユーザーが大量に消費するというのは、デジタル技術という共通のインフラの上で動いている以上、当たり前のことです。デジタル情報が否かという区別は、著作権法には不要であると考えます。</p> <p>逆に、メディア媒体がほぼデジタル化し、特に2011年以降地上波TVがデジタル化する予定である現在、デジタルであることを理由に従来の著作権法に上乗せして権利を拡大するというのは、実質的には無差別に著作権を拡大しているのとはほぼ同義です。米国では地上波デジタル放送に対してDRMを施すことが違法となっているようですが、これと同様の法理が日本についても考えられるべきかと思えます。</p> <p>同様のことが、技術的保護手段を用いた複製についての特別扱いについても言えます。立法時の見解では、技術的保護手段を用いているということは特別な複製防止措置が求められているということだ、ということになっていました。しかし、本当に複製防止措置が必要かどうかは、本来的にはコンテンツ提供内容や目的を中心に判断されるべきことであり、著作権あるいは頒布者が技術的保護手段を用いているか否かは、判断要素に含まれるべきではありません。音楽配信においては、DRMを施したものと、そうでないものがあり、それらのDRMは、複製防止のためというよりはむしろ特定フォーマットの市場独占のために用いられています。そういったものを、著作権法で特別に保護する必要があるとは、考えられません。保護すべき流通形態等が特別にあるのであれば、たとえば映画に関する規定のように、別途流通形態等に基づいて規定すべきなのです。</p> <p>本来であれば、著作権者の利益を害しない範囲において、著作権法第38条の営利を目的としない演奏等に関する規定のようなものが、インターネットの世界についても同様に存在すべきなのです。具体的には、営利を目的とせず著作権者が自ら公開するコストに見合う利益が認められない著作物について、公衆への提供を、著作権の制限項目のひとつに追加すべきであると考えます。このデジタル化時代に、著作権法改正において著作権の制限の拡大は著しく遅れています。</p> <p>そのような規定は、しかし現行法に単純に追加しただけでは、おそらく機能しないでしょう。その理由は、平成15年法改正で導入された損害額のみなし規定(第114条第3項)にあります。現行法では、公開しただけでそれが利益のもとであると見なされることになり、それでは実質的に非営利であっても、形式的には「利益にならない」かたちで公開されるという事態が生じることはなくなってしまいます。この条文を根本的に見直すか、あるいは旧法的な「利益」概念を別途復元し個別の条文に適用する必要があるように思います。</p> <p>今回提示されている中間整理は、上記のいずれにも逆行する発想に基づいており、到底支持することはできません。</p>	個人
<p>パソコンやiPodなどで私的なコピーが大量に行われるようになった現在、著作権者が補償金によって一定の対価を得られる仕組みの補償金制度は今後も維持すべきだと考える。これによって、音楽をいつも身近に楽しめる環境が確保されているのだと私は思っている。その意味でも著作権者への補償措置は必要であり、力関係が影響してしまう契約などで解決するのではなく、あくまでも補償金制度によって対応することが望ましい。</p>	個人(同旨10件)
<p>機器を開発するメーカーは、消費者が利用しにくいDRM技術を開発し、その開発費を消費者に負担させている。開発費も公表されおらず(されているかも知れないが、見たことがない)不透明。DRMの開発は、個人や家庭内で楽しむためのコピーを制限して余計な機能のついた機器を購入させられるだけ。自分は、ある程度のコピー制限は必要かもしれないが、適正な補償金を支払って個人で楽しむための複製はできるようにしてほしいと思う。</p> <p>また、世の中で沢山の著作物がコピーされているにも拘らず、著作権者に全く対価が支払われないのは私的なコピーであっても問題だと思う。補償金制度が無くなると、特をするのは他人の著作物をコピーできることをウリにして機器を販売しているメーカーだけで、消費者、著作権者は損をするだけになってしまう。</p>	個人
<p>今の自分の生活を考えれば、CDをはパソコンで再生することが圧倒的に多い。パソコンで再生すると、自動的にハードディスクに音楽がコピーされていて、次回以降はいちいちディスクを挿入せずとも再生ができる。そうやってPCに保存された曲を好みに編集して、「お気に入り」を集めたCDを作り、友人に配るのも簡単だ。音楽を聞いて楽しむにあたって、複製を行うことは欠かせない。多くの人が無意識にでもそう思っていると思う。一方で、著作権法で認められている「私的複製」の範囲を正しく認識していない人が世の中の大半であることも事実である。先に述べたような、作成したCDを友人にあげることも実は私的複製の範囲を超えている、と聞けば驚く人も多いだろう。そんな状況で、一般人ができるだけ法を犯さないようにするには、法律そのものを変えるか、先手を打ってコピーに関する機器の購入の時点で補償金を払っておくことが最もシンプルではないかと思う。個々人が行う複製行為をすべて把握し、それが私的複製に当たるかを判断し、「私的」の範囲を超えていたらそのつど権利者に許諾を求める、などというのは煩雑でありナンセンスだと思う。私がそれをしなければならぬ立場だったら正直面倒だし、どうせばれない、と思って黙って複製してしまうと思う。そのような事態を避け、現状の権利の侵害を少しでも緩和するために私的録音・録画の補償金制度の続行が、現時点でのベストな選択肢だと思う。</p>	個人
<p>私的録音録画制度があることでコピーを自由に出来ることを知りました。こんな便利な制度の廃止議論がでるのは疑問です。メーカーも消費者が自由にコピーできる環境づくりをすることはメーカーにとっても利益になるはずです。安価な補償金で自由にコピーできるシステムは廃止すべきではありません。強く制度の継続を希望します。</p>	個人
<p>補償金をなくすということは結局のところ無許諾利用を増発させ、なしくず的に著作権を軽視する社会を作ることになると思います。</p>	個人

<p>119ページ～第7章 第3節 補償の必要性について 4著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案</p> <p>私的録音録画補償金制度は、ユーザーにとっての利便性と権利者の方の著作権の保護とをバランスさせる良い制度だと思う。パソコンやiPodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて格段に簡単になったし、コピーをする機会が増えていることを否定する人はいないだろう。このことに対して著作物を創作した人たちに何らかの補償をすることは当然だと思うし、補償金によって私的なコピーが許容される今の環境を守ってほしい。補償金制度は必要だと思う。</p>	個人
<p>メーカーは外国では私的録音録画補償金を支払っていながら、わが国では制度そのものに反対しているかは疑問です。補償金制度がなくなり、権利者の個別の許諾を得るなんて煩雑であり、そんなことしていたらコピーができません。制度の継続を望みます。</p>	個人
<p>これ以上、一般消費者が迷惑を被る事だけは避けて下さい。 お願いします。</p>	個人
<p>全く理解できない。私的複製等(フェアユース)により制限される権利は、権利が制限されている以上経済的不利益(権利なければ利益なし)もなく、それに対しての補償金の必要性は皆無であり、補償金制度は撤廃すべきである。</p>	個人
<p>いわゆるダビング10は、コピーワンスから権利者側の譲歩により暫定合意されたわけだが、そもそもそこまでの回数が必要だろうか？実際に10個分を家庭内で必要とするのか、少々考えにくい。仮に必要だとしても、それを「著作権保護技術」と捕捉して「補償金は不要」とするメーカー側の主張は受け入れがたい。1個分の購入金額で10個分の高品質な製品を得られるようなものであるから、補償金なしというのはさすがに権利者が経済的不利益を被るのは明らかである。「itunes」もほとんどフリーに近い複製範囲だと思う。 また、外国ではDRMを施さずに配信するという会社があるようだが、これが日本で普及すると底なしにコピーされるわけであり、保護技術と権利者の不利益の関係性を考える議論は終わってしまい、補償金制度は当然に必要なものとする以外に無いのではないか。</p>	個人
<p>そもそも、ポータブルオーディオで著作権者の利益が損なわれるというのは、全く根拠のない意見ではないか？ 従来のレコード演奏では、利益が損なわれず、圧縮で音質も劣化し、イヤホン程度でしか視聴できないi-PODなどの携帯機では、利益が損なわれるというのは理解できない。そもそも、既に購入しているCD、DVD等は、こうした利用も考慮してのことであり、もし、携帯機器への録音保証金を導入するならば、返品返金処理を義務付けるべきである。</p>	個人
<p>119ページ～第7章第3節補償の必要性について4著作権保護技術により補償がなくなる場合の試案 CCCD時の事があるので、メーカー側の著作権保護技術が信用できません。ipodに色んな音楽を入れて楽しんだりする時に、変に足枷がかかるのは嫌です。それだったら、録音機器を買う時に少し位多いお金を払っても補償金制度で我々一般人の自由を確保したいです。</p>	個人
<p>高額ならばいざしらず、廉価で、しかも機器購入価格に組み込まれているのであれば、消費側としてはさほど気にならないし、それで私的録音について違法合法と気にせずに行えるようになるならば、補償金制度はあってしかるべしだと思います。私的利用の範囲とはいえ、音楽を消費する以上、消費側は一定の対価を支払うべきであり、著作権者に対して一定の敬意を支払うべきであると私は考えます。</p>	個人
<p>そもそも、私的利用によって、著作権者の利益が侵害されているという前提自体が疑問。例えば音楽を聴くときに、ウォークマンやiPodなどの携帯機器を利用することもあり、家庭でオーディオシステムを利用することもあり、と場面ごとに様々に使い分けられているのが現状であろう。 私が音楽CDを購入したときに、利用者としての私にとっては音楽CDの中に入っている曲を聴く権利を購入したのであって、利用形態まで規定されるいわれはない。どの機器を用いても聴いているのは私自身なのだから、そこに著作権者の利益が侵害されているというのは納得できる話ではない。 機器毎に著作物の利用料を支払うべきとか、その機器が故障した際にも新たに利用料を支払わなければならないとか、そういう話であるならば、私はそのような著作物には利用する対価があまりに高すぎるため、そもそも利用することを考慮しないであろう。現状の補償金制度では、上記のような直接著作権者の利益を阻害しないであろう利用形態の場合でも補償金が支払われることになっており、利用者にとっての利益が侵害されている。 また、著作権保護技術については、機器を更新した際に不当に保護技術が働いてしまい改めて購入し直す必要があるなど、技術的に不十分な点が多く、こちらも容認しがたい。 そもそも、「著作者、実演家、レコード製作者の経済的利益が不当に害されている」とあるが、何が「不当な」利益侵害なのか不明瞭。 それぞれのビジネスモデルの限界や破綻の言い訳を利用者に押しつけているだけではないか。 ラジオを付けてみれば、似たような音楽ばかり。テレビを付けてみれば同じような番組ばかり。CDも同じく。その限界を引き延ばすために利用者に負担を求めても、わずかな延命策が得られるだけではないか。</p>	個人
<p>(119ページ～第7章第3節補償の必要性について4著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案) 一購入またはレンタルしてきたCDを自分のPCやMDIにコピーすることは、誰でも行っていることだと思います。いちいちそのコピーについて権利処理が必要になるのは断固反対です。補償金制度がなくなることによって権利処理が必要になるなら、補償金制度を継続すべきだと思います。 コピー可能な記録媒体があるのに、補償金が支払われていない記録媒体があるとは正直言って驚きです。</p>	個人
<p>技術的な保護技術を異常なまでに高めていくより、現状のままコピーOKで補償金を支払う形の方が、ユーザーにとってもわかりやすい形だし、簡単でいいと思います。</p>	個人
<p>パソコンやアイポッドなどで私的なコピーが大量に行われており、著作権者が補償金によって一定の対価が得られる仕組みの補償金制度は今後も維持すべきだと思う。これによって音楽を身近に楽しめる環境が整っているのだと思う。よって、今後も補償金制度は、続けられるべきだと思う。アイポッドは、確かに音楽以外の利用もできるかも知れないが、所有者のほとんどは音楽を聴くために購入し、利用しており、補償金の対象になっていないのはおかしいと思う。消費者としては、少しでも安く購入したいと思うが、この制度によって著作権者に創作意欲が湧くのであれば良いことではないか。</p>	個人

<p>現在の私的録音・録画のハード面・ソフト面におけるコピー追跡の技術は相当のレベルで進んでいる。やる気になれば損失額の推定などは容易にできる。 また、数十年来、コンテンツコピーが前提の機器の企画・製造販売を行う日本メーカーは、日本のコンテンツホルダーにこそ補償を行う道義的責任がある。</p>	個人
<p>自由にコピー出来ないと、iPodに音楽を入れられなくなってしまい、困ってしまいます。自分で続きとか出来ないのも、iPodが使えなくなってしまいます。この制度を続けて欲しいです。</p>	個人
<p>私的録音録画小委員会中間整理について意見を述べさせていただきます。 本年度の私的録音録画小委員会は、昨年より懸案課題となっていた問題に付き、抜本的に検討するものとして開催されたものでありと認識しております。しかし、大きな問題であった「そもそも補償金とは何を補償するためのものなのか?」「補償に値する経済的損失とはどれほどのものなのか?」といった根本的な点についてはほとんど議論が進まなかったように思えます。 本年度の議事録を追っていきますと、途中何度も「仮に補償金の必要性があるとした場合」という言葉が出てきます。つまり、「そもそも補償金の必要はあるのか?」については議論されていない、と判断せざるを得ません。 そもそも必要がないのであれば、補償金制度を続ける必要がありません。もちろん、現在補償金を受け取っている方々にとっては収入が減るわけですからなんらかの配慮が必要であると思いたいところではありますが、そもそも補償金の配布状況についても明確でないことから、例えば「ある作曲家の年収はいくら減るのか?」「ある演奏家の年収はいくら減るのか?」といったことが分かりません。 つまり、一人一人の生活への影響を考慮しようにも、判断材料がないのです。はっきりしているのは、現在存在している社団法人私的録音補償金管理協会にお勤めの方のお仕事なくなるだろうということ位です。 この補償の必要性について書かれた節は、実際の委員会討議を反映したものととはそもそも考えにくく、多分に誘導的な意図を持って書かれているように見えます。 よって、「そもそも補償金の必要はあるのか?」という根本的な問題について明確な結論に至らない内は、少なくとも制度は「現状維持」に留めるべきであり、この点を飛ばしたままで私的録音に関する法律改正を行うべきではない、と思われれます。 ぜひ来年度の委員会では、昨年度課題で本年度も議論が進まなかった諸問題について、拙速でない検討を進めていただければ幸いです。</p>	個人
<p>■権利者の受忍限度について更なる調査とガイドラインの作成が必要であると思います。 音楽CDの売り上げが下がっても業界の効率化などが行われなければ、相対的に受忍度が高くなり、より厳しい課金を権利者は求めてくるものと思います。 たとえば、人間も音楽を聴き・歌うことができる録音・再生機器であるという考えで、鼻歌にすら課金するとか、鼻歌がわずかでも聞こえる場所に人がいれば公衆での再生だから課金するとか、そのような極端な事にならないという歯止めが一切ありません。 現状で権利者団体に対するユーザーからの信頼が全く無く、邪悪な組織であるという認識が広がっている中では、そのような歯止めがなければ懸念だけが先走り、コンテンツの流通や消費が萎縮する結果となりかねません。 したがって、権利者の権利主張の根拠となっている「受忍限度」については、利用者の立場からは明確化しなければ、とても将来についての明るい見通しは持ちえません。</p>	個人
<p>賛成です。 何故なら、自分が楽しむのなら、その分の対価は払わなければいけないという教育をすべきだと考えているからです。</p>	個人
<p>■3 補償の必要性 著作権保護技術の範囲内の録音録画と権利者が被る経済的不利益の関係(113ページ)についての意見を述べます。 私的録音録画補償金制度は、原則的に私的録音録画が完全に可能な機器または媒体において適用されるべきものであり、私的録音録画が技術的手段を用いて権利者の意思によって制限される機器または媒体については特段の理由が無い限りは補償金制度の適用は一定の制限をされるべきと考える。 上記の「一定の制限」について以下に記述する。 技術的保護手段を利用した私的録音録画の制限範囲は様々な形態が考えられるため、それぞれの制限範囲に応じた柔軟な制度適用が必要になると考えられる。 すなわち、現在のようにあらゆる機器・媒体全てに1種類の補償金制度システムを適用させることはこのネットワーク時代・デジタルコンテンツ時代において不適切であり、各機器・媒体が保持しうるコンテンツ形態とその著作権保護技術に対して制度を複数に分けるべき時期が来たと考えられる。 例えば大ざっぱな分け方として以下のような3種類がある。 (1)私的録音録画対象機器・媒体その1:著作権保護技術を全く導入していない (2)私的録音録画対象機器・媒体その3:著作権保護技術を導入しており、2世代以上または限定的複製を許可しているコンテンツを扱う(例:iPodなどのオーディオプレーヤーやVHSビデオなど) (3)私的録音録画対象機器・媒体その2:著作権保護技術を導入しており、ムーブのみまたは1世代のみの複製を許可しているコンテンツを扱う(例:現在のコピーフンス型HDDレコーダーやMDなど) もちろん、この後の『4.著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案(119ページ)』にもあるように社会情勢や技術的手段の普及度など判断基準は多岐に渡っており、上記のような区分については権利者と機器メーカーと消費者の継続的な対話と詳細な検討が必要であるの明らかとも言えます。</p>	個人
<p>気軽にコピーができる世の中であってほしいが、何らかのかたちで著作権等の権利も守られるべきだと思う。そういう意味で補償金制度はあっていいと思う。返還制度など改善の必要がある面もあるが、少なくとも、この制度がなくなることによってコピーするたびにいちいち許諾を得なければならなくなる世の中になるのだけは勘弁してほしい。</p>	個人
<p>「音楽の保護」「技術の進歩」どちらが大事なのでしょう。私は音楽の保護が一番大事だと考えます。 現代は「こんなに小さいのに〇〇曲入る」とか「デザイン性」など、多くを求めすぎている。 とくにipod。何千曲も入る媒体なんて必要でしょうか。もっと、作曲者がどのような思いで曲を作ったのかを考え、消費者は1曲1曲を大切にすべきです。 そのためには、曲や周辺機器の媒体を売る側も買う側も平等に、補償金を負担する必要があると思います。 音楽は個人で楽しむものです。ばれないからといって、配信したりコピーして渡すものではありません。</p>	個人

<p>私は、自分で購入したCDからMDに音楽を編集して持ち歩いています。最近主流になっているiPod等も、MDと同じことだと思います。(小型化、短時間で編集が可能などでも便利です)それに関わらず、MD異なり、補償金の対象になっていない事の方が不思議です。もし、補償金制度が無くなれば、自分で購入したCDから好きな曲だけをピックアップして、自分が楽しむために編集を行うことも違法行為になると聴いて大変びっくりしています。いったい、それを誰が取り締まることができるのでしょうか？全てを取り締まることは不可能でしょうか、たまたま捕まった人が不運ということになるのでしょうか？</p> <p>パソコンや携帯電話等は確かに「音楽の録音や再生」を専門とする機器ではありませんが、「音楽ケータイ」などと銘うって「音楽が聴けます」という特徴を声高に謳っているメーカーは少なくありません。にも関わらず、「補償金制度は不要」と主張するメーカー側は無責任ではないでしょうか。世界に誇れる技術を持つ各メーカーが、自社や業界の目先の利益だけにとらわれている感じがしてとても残念に思います。企業である以上利益を追求するのは当然のことですが、それだけでなく文化・芸術・教育等をも支える姿勢を持ってもらいたいと思います。</p>	個人
<p>第7章第3節1「権利者が被る経済的不利益」 【P.110】</p> <p>権利者が私的録音・録画から受けるとされる「経済的不利益」について、「総体として」というレトリックを用いることをいい加減にやめるべきである。こうした考え方は「塵も積もれば山となる」との結論を導き出したがために導入されたものに過ぎず、現行著作権法30条が設けられた当時から「零細」とであると判断された私的使用目的の複製について、これを有償・自由とすべき理由とは直接結びつかないものである。</p> <p>むしろ私的録音・録画の個々の態様に着目し、その複製が著作物(複製物)購入の代替となっているか否か(同一著作物の初めての入手に対価が支払われているか)によって補償の必要性を判断していくべきである。</p> <p>私的録音録画小委員会の中間整理においては複数の考え方が併記されているものの、実際の小委員会での審議では私的録音・録画イコール経済的不利益として強引に進められているのが実態であった。これも結局は「総体として」云々のレトリックによるものであり、ユーザーの理解を得るに十分なものは到底言えないものである。</p> <p>もっと根本的なことを言えば、著作権制度によって著作権者(著作隣接権者)のどのような利益を保護すべきなのかというところまで考えるべきなのであって、すなわち同一の著作物について何どもユーザーから対価を得ることを法によって保護する必要があるのか否かをしっかり見定める必要があるのである。</p> <p>同一の著作物で何ども対価を得ることを肯定するとするならば、具体的な例で判りやすいのは複製物の中古流通の度に権利者へ対価を還流させるべきか否かであるが、そうした制度が社会通念からかけ離れたものであることは明らかである。同じ著作物を何ども買うかと言えばそれは普通考えられず、仮に買うことがあったとしても、メディアが新しくなっているか何らかの付加価値(リマスターやボーナストラック等)がある場合に限られるのである。文化的に豊かな状態を目指すのであれば、こうした付加価値を模索するインセンティブを確保することが合理的であり、補償金制度のような同一著作物が金を生む制度(改良や二次的著作を抑制した方が儲かる仕組み)は抑制的に考えるのが妥当と言える。</p> <p>※なお著作物の商業利用についてまで「同一著作物が金を生む」ことを否定するのではない。ここはやはり、どこまでの著作物利用から対価を得られるようにするのが公正なのかという判断によるべきものであるが、商用利用については利用者になくはない経済的利益が発生しているのだから、そうした利益の一部を権利者に渡すのは当然のことと考えられる(非商用利用の場合には慎重な議論を要する)。しかし私的領域においては、その私的領域に初めて入ってきた瞬間のみに対価を支払うものと考えるのが経済的に合理性があるのであり、同一の私的領域内で同一著作物を複数購入することを前提に制度設計することは社会通念からかけ離れた結論を導いてしまうおそれ強くなる。</p> <p>現実問題として、私的録音録画補償金制度を含めた私的録音・録画問題の議論の多くはこうした「社会通念からかけ離れた結論」を量産しているものと言わざるを得ない。</p> <p>【P.112】</p> <p>私的録音録画小委員会の中間整理では、私的録音・録画にかかる権利者の経済的不利益についての考え方をアとイとで2つ挙げているのだが、このうち伝統的な考え方であるアについてはユーザーとして納得できないというのが正直なところである。</p> <p>私はイの「権利制限することによって、権利者の許諾を得て行なわれる事業(販売、配信、放送等)に与えた経済的損失が経済的不利益であるとする考え方」の立場を取る。「私的録音録画は本来無償で自由にできるものであり、補償金制度は権利者に新たな権利を付与するのと同じであるから、権利付与の前提となる経済的損失が具体的に発生していることを立証することが必要である」と考える。</p> <p>ここで明確にしておきたいのは、著作権の伝統的な考え方における「複製権」とは、まだ社会全般に複製機器が普及していなかった時代に商業利用のみを前提として打ち立てられたものだという点である。すなわち、この理論では誰もが複製機器を持ち複製することが可能だという世界は想定されていない。</p> <p>演奏権や上映権については、非商用・無償の利用行為には権利が及ばないよう制度設計されているが、これは例えば曲を口ずさんだり鼻歌を歌ったり何人もでテレビを見たりすることが広く行なわれるために、こうした著作物利用にいちいち権利行使できるようにすることは社会生活を混乱させかねないという意味で妥当な設計と言える。</p> <p>こうした場合と同様に、複製についても、誰もが複製利用が出来るのだという前提の下で私的使用目的ないし非商用・無償の複製について権利を及ぼすべきか考え直すべきである(逆の言い方をすれば、権利者の権利をどこまで及ぼすべきかを考えるということ)。</p> <p>※もちろん私的領域内での無償複製を無制限に認めよという話ではない。中には「通常の使用」を脅かしかねない複製態様も現実に存在するのであり、これの中で権利を及ぼすべき態様と、補償金で処理すべき態様と、無償・自由で認めるべき態様を切り分ける必要がある。</p> <p>具体的には、同一家庭内において同一の著作物に何ども対価を支払うことは通常考えられないことを基本として、正当な対価を支払って入手した著作物については私的複製を「公正」な利用として認め、無償・自由とする(補償金の課金対象から外す)べきものとする。すなわち購入したり有償レンタル・有料放送を受けたりした場合に、その複製を無償で認めるということであり、かつそれ以後の(私的複製の範囲内の)孫コピーも無償で認めるとすべきである。</p> <p>誰もが複製を可能とする世界においては、ユーザーは私的複製できる利便性を込みで著作物(複製物)を購入するのであって、この時に支払われている対価には私的複製分も加味した上で購入の可否を判断しているというのが妥当な認識である。著作権制度が現実に即したものとなるためには、この改善は避けて通れない。</p>	個人

<p>第7章第3節2「著作権保護技術と権利者が被る経済的不利益の関係」 【P.114】</p> <p>中間整理では、「技術的保護手段」の付されたコンテンツがユーザーの私的複製を前提として市場に提供されているのかという観点について、「一般にある録音録画制限手段を施したシステムに権利者が著作物等を提供するということは、当該要件（引用者註：権利者の意思に基づき技術的保護手段が施されること）を満たす限りにおいて、著作権法上の技術的保護手段に該当し、権利者は、当該技術的保護手段の下でどのような録音録画が可能化について一定の予見は可能である」としている。</p> <p>しかしながら、この論点は「技術的保護手段」を「権利者の意思」に基づいて施した場面のみに限定するのは妥当でない。著作権法上の技術的保護手段には当たらないが権利者自身がそうした制限技術を標榜するもの（中間整理における「著作権保護技術」）や、すでにコピーフリーであることが充分知られていながらも市場で利用し続けているもの（CDのようなパッケージメディア）についても、ある程度の私的複製が行なわれている実態を権利者が把握しながら市場で活用しているという現実がある。いわば「ザル」の状態であるメディアを自らの意思で選択しておきながら、私的複製されるとは知らなかったなどと主張するのは現実を反映していない。</p> <p>とりわけCD・SACD・DVD-Audio・DVD-Video・HD-DVD・Blu-rayDisc・各種音楽配信等々、さまざまな選択肢がある上で権利者自らが選んだコンテンツ仕様である。一部サービスについて選択的にコンテンツ提供を拒否するようなことをしている実態を考えれば、CDのような比較的制限の緩い仕様での市場提供についても権利者の意思というものを認めることは可能だ。つまり購入ユーザーの私的複製を明確に意識した上で流通しているのである。</p> <p>なお同ページにおいて、音楽CDと映画DVDとの扱いをわざわざ変えるような記述「現状でも、著作物の性質上繰り返し視聴する必要性が少ない、ごく少数の複製であっても権利者に大きな被害が生じる可能性があるなどの特別な理由があるもの（例えば劇映画のDVD）」が掲載されているところであるが、実際問題として音楽だから繰り返し聴かれ、映画だから繰り返し鑑賞されないとの考え方は実態を反映しているとは言えない。なぜなら、映画もまた繰り返し鑑賞され得る著作物のひとつであり、またユーザーは同じ映画に何度も金を払うとは考えられない（すなわち一度買えば充分であって私的録画する必然性が高い）からである。これは私的録画が「権利者に大きな被害が生じる」というのではなく、もともと期待できない利益まで著作権によって保護しようとしているのに過ぎない。</p> <p>今ではiPodを始めとした携帯プレーヤーで映画等の動画も視聴できるようになってきている。“先進的”なユーザーとなると、自己で所有するDVDから映画を私的録画（変換）することで持ち歩きを可能にするという視聴方法を選択する者も少なくない。こうしたことを考えると、もはやDVDを複製禁止されたものとして扱うのは実態と乖離しており、ここで採用されている著作権保護技術が技術的保護手段に当たらないことも踏まえプレシフト目的の私的録画という観点から検討し直す必要がある。</p> <p>よって自らが正当な対価を支払って入手した映画著作物（DVD等）についてもプレシフト用途の私的複製を認めるべきであり、これを無償・自由とすべきである。</p>	個人
<p>パソコンや携帯オーディオ機器の発達で私的コピーの量は激増しています。町や電車内ほか至る所で携帯オーディオを聴いている人がたくさんいることは誰が見てもわかるでしょう。それだけ私的コピーが増えているのだから、権利者にも相当の補償があつて然るべきです。現行の制度は、部分的な欠陥があるにせよ、総体的には最適な制度と思うので、基本的枠組みは維持し、改めるべきところは改めるという方法で対処すべきです。ユーザーの多くは、これだけ手軽に音楽を楽しめるなら、現行程度の補償金を支払うことには何ら不満は抱いていないはず。</p>	個人
<p>○117ページ最後の部分(また119ページ2段目) ●「映像作品はごく少数の録音録画でも権利者に与える不利益が大きいわれられていること」の根拠が示されていない。その次の「映画や放送番組……」も同様。</p> <p>また118ページの注について言えば、放送番組の放送終了後のアクセス可能性が担保されていないのは大きな問題と考える。たとえば放送番組も著作物であるから引用が可能であるが、単に番組中の発言をテキストとして引用するだけであつたとしても、正確な引用をおこなうためには録画が必要であり、またその引用の正当性を検証できるのは同じ番組の録画を持つ者に限られるという問題がある。このように、放送番組を分析・研究する者にとっては放送番組の録音録画は必須の行為であると考えられる。この点に関してはアクセス可能性を放送局に義務付けたり国として支援したりといった方策が必要であり、私的録音録画に対する制限を強くするならばその必要性はさらに高まる、と考える。</p> <p>○119ページ、4著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案 ●保護技術により、配信事業等で録音録画をコントロールできる・対価が得られるようになった場合、対価と補償金の二重取りの状況が発生する。もちろんその場合は補償金制度を見直すことになるのだろうが、その完了までにはタイムラグが発生する。それにより逆に、二重取りになることをおそれて保護技術の開発や配信事業でのコントロールに萎縮効果が発生したりはしないだろうか。</p>	個人
<p>自分のCDから携帯音楽プレーヤーに音楽をコピーして楽しむことができなくなるのは我慢できない。補償金制度のおかげで合法的にコピーできると理解している。現状の補償金制度が時代にあっていない機器ばかりを指定しているならipodなど指定して現状に合う形に見直して、これまで同様に、合法的にコピーをして音楽を楽しめる環境が続くことを求める。</p>	個人

第7章第3節3「補償の必要性の有無」

個人

【P.117】

他人から借りた音楽CDからの私的録音について、権利者への不利益が認められるとの趣旨でまとめられている。しかしこれを受けて「レンタル料金には私的録音の対価は含まれていないという認識に立てば、レンタル業者から借りた音楽CDの場合も同様である。また図書館等から借りた場合も同様である」としており、この論理飛躍は看過できないものである。

「レンタル料金には私的録音の対価は含まれていないという認識」については確かにレンタル業界からヒヤリングにおいて当事者が認めている旨が確認されているが、実際問題として著作権法で貸与権が創設された際にはレンタルレコード(レンタルCD)からの私的録音が大前提となって国会審議が行なわれている事実がある(著作権法改定による貸与権付与の前段階として、貸レコード暫定法の存在も忘れてはならない)。こうした経緯を考えれば、レンタル料金に私的複製分の対価が含まれているとの解釈も十分に可能であり、当該複製による権利者への不利益を単純に認めることは出来ない。

また、図書館から貸し出されたCDについても、国民の知る権利を保障する最低限のサービスとしての性質を考えるのなら、既に入手不可能となった著作物を入手できる機会である場合も含め、貸与(および利用者の私的複製)によって権利者へ不利益を与えていくとは考えるべきではない。限られた予算内で購入された僅かなCDが貸し出されているに過ぎず、比較的長い貸出し期間が設定されているなど著作物利用として極めて軽微である点をむしろ考慮すべきである。

※図書館からの貸出しについて安易に結論を出すことは慎まなければならない。なぜなら、こうした図書館サービスによる「不利益(あればの話だが)は公貸権の議論とも密接に関わってくるからである。現実問題として公貸権は私的複製とも密接に結びついており、私的複製だけ独立で議論することは妥当でない(状況変化如何によっては公貸権にかかる報酬と補償金とが二重で課金される可能性すらある)。

著作権法において貸与権は無償貸与に及ばないこと、レンタル事業者への使用料請求に正当性があるのはこの事業が商行為であって僅か数日単位で頻りに貸し出されるためだということ、そうした違いを無視してあっさり「同様である」などとしてしまう杜撰さには呆れる他ない。

タイムシフティング用途の私的録画についても、杜撰極まるまとめである。

「放送時点で投資回収は完了していること、放送番組の二次利用は進んでおらず、録画によって正規品の購入や再放送の視聴が妨げられるとはいえないこと等から、権利者が経済的不利益を被っていることに疑義を示す意見もあった」と妥当な意見を紹介しておきながら、後段で「タイムシフト録画以外の録画実態も多いと思われ、両者は区別し難いこと、映像作品はごく少数の録音録画でも権利者に与える不利益が大きいといわれていること、映画や放送番組の録画は前述の意見にかかわらず二次利用に影響があると考えられること」などという根拠にならない根拠を出して否定している。

しかしながら、映像の方が(音楽よりも)不利益が大きいと主張などは業界関係者の勝手な論理であって、同一家庭内で同一著作物を購入することは一度だけ考え得ること、そして同一著作物を何度も購入させるためには常に付加価値を付ける努力が求められていること(そしてそれは著作物流通を豊かにするために資すること)を考えると、映像についても音楽同様の保護にとどめておくのが妥当なのである。

また、放送番組においては、それがDVD化される保証が一切なく、かつ吹替版洋画のように制作のたびに差異が生じてきて録画保存が望まれる(パッケージとして流通する見込みが全く立たない)ものが多く存在することも考慮すべきである。端的に言えば、放送で流れている番組がそのままDVD化されることなど(追加映像が用意されることも含めて)ごく稀なのである。

【P.118】

対価を支払って入手した(CM視聴と引き替えに受信する放送番組も含む)コンテンツをブレイクシフト・メディアシフト・タイムシフトすることについては権利者の経済的不利益を認めることができない。また、私的録音録画小委員会の中間整理ではこれを否定するだけの有力な根拠を示すには至っていない。

しかしながら中間整理では「仮にブレイクシフトやタイムシフトの録音録画が与えている経済的不利益が充分立証されていないとしても、利用者が行う私的録音録画は、一般的に特定の利用形態に限定されるわけではなく、例えば他人から借りた音楽CDからの録音などの形態や録画物の保存、更には他人(特定者)への録音物・録画物の譲渡が存在することは否定できないことから、一人の利用者の行う私的録音録画の全体に着目すれば、経済的不利益を生じさせていることについてはおおむね共通理解があると考えられている」としている。これは噴飯ものであり、認めることはできない。

なぜなら、たとえば多くCDを所有する者はわざわざCDを借りてきて私的録音する必要は無いからである。年に何十枚から数百枚のCDを購入していくようなユーザーは、自分で所有するCDをブレイクシフトして聴くだけで可処分時間を費やしてしまう。レンタルCDや他人から借りたCDを聴くようなユーザーであれば、購入するCDもそれなりの数であって、おのずと借りたCDの視聴割合が(多く購入するユーザーに比して)大きくなるのである。

中間整理でのまとめは、多くCDを購入するユーザーにも補償金を課したいがための言い訳を捻り出したものに過ぎない。こうした恣意的なまとめ方をしたところで、ユーザーの理解を得られるとは到底考えられず、かえって私的録音録画補償金制度に対する反発を招くだけの結果に終わるものと確信する。なぜなら、現時点においてもiPod等のハードディスク内蔵型録音機器等への課金が理解されない最大の理由は「自分で買った音楽をiPodで聴くだけなのに何故「補償」を求められなければならないのか」という根本的な疑問だからである。

こうした疑問に対する答えは、実は単純に導き出すことができる。自己所有のCDからのブレイクシフトは補償金対象から外するのである。具体的には、一定数のCD(たとえば数百枚から千枚ほど)を所有するユーザーについてはMD(あるいは将来課金される可能性のあるiPod等)の補償金が返還されることとする。もちろん返還にかかる諸費用は補償金管理協会が負担する。こうすることで、補償する必要のない態様に多く利用される機器については課金しないという選択性が生じてくる。何にでも課金するような身勝手な制度運用は許されず、よりユーザーに理解されやすい形となろう。

※このように返還制度を駆使した制度にすれば、たとえばユーザーが補償金を支払ったまま置いておくという選択をすることも可能となる。自分の利用態様を考えながら自らの判断で補償金を支払うという形だ。支払いに納得できなければ(一定の証明の後に)返還を受ければ良い。

つまりところ私的録音録画小委員会の中間整理は、ブレイクシフト・タイムシフトについて何とか課金すべく理屈にならない理屈を捻り出しているのであって、決してこのような制度設計を正当化できるような内容にはなっていない。

ブレイクシフト・タイムシフト用途で購入された機器でもっとも他用途で使用されたのであれば、その都度記録媒体等で課金する形を取れば良いのであって、権利者へ経済的不利益を与えない私的録音・録画にまで無理に補償金を課す必要など無いのである。

こうした具体的な制度設計にまで議論が進まない時点で、私的録音録画小委員会での議論がまだまだ深められていないことが判る。ただ事務局と権利者が自らの進ませたい方向へごり押しするだけでは決して補償金制度の将来は確かなものとはならない。

<p>●110ページ～ 第3節「補償の必要性について」について <意見> この小委員会の目的が、私的録音録画補償金制度の「抜本的見直し」であることから、この第3節の議論をもっと深めて頂くことを希望します。</p> <p>●110ページ～ 「1. 権利者が被る経済的不利益」について <意見> 「抜本的見直し」という観点から、私的録音録画による「経済的利益」や「経済面以外の利益・メリット」についても、より深い議論を行って頂きたい。</p> <p>その上で、利益と不利益とを比較して、補償金が必要と言えるほどの不利益が生じているのか否かを明確化して欲しい。</p> <p>私的録音録画による利益を論ずるに当たっては、コンテンツホルダーだけでなく、コンテンツクリエイターの意見をもっと収集することが望ましいと考えます。</p> <p>著作権法の目的は「文化の発展に寄与すること」から、単にコンテンツホルダーの利益・不利益を論ずるだけでなく、コンテンツクリエイターの創作意欲の促進を「利益」と捉えるといった柔軟な議論をお願いします。</p> <p>コンテンツクリエイターの方々の中には、オーディオルームやホームシアターをもつような熱心な(優良な)ユーザーも多数いらっしゃいます。</p> <p>是非ともコンテンツクリエイターを小委員会に招いて意見聴取するなど、アクティブな活動を望みます。</p> <p>クリエイターとユーザーの両方の立場から、バランスのとれた有意義な意見が聴取出来る期待があります。</p> <p>●117ページ 購入したCD、放送番組からの私的録音録画について <意見> これについては、1(2)イの立場が最も自然で納得性が高いと感じます。</p> <p>●117ページ 借りたCDからの私的録音について <意見> 106ページ又は108ページの”b”の議論から、本来的には違法な行為であるとすれば、「権利者が被る経済的不利益」が少なからず存在することが認められると思います。</p> <p>ただし、違法行為による不利益を、広く大衆の補償金で補填するというのは不合理に感じます。</p> <p>個人間の貸し借りであれば、不利益の規模は少ないと思いますし、レンタル店の場合は、ユーザーとユーザーに貸与したコンテンツの紐付けがなされているはずであり、録音料を徴収することはさほど困難とは思えません。</p> <p>レンタル店については、レンタル料に録音料金を上乗せすればよく、コンテンツとの紐付けがなされているので、クリエイターへの配分も透明性があると思います。</p> <p>●118ページ 「タイムシフト以外の録音録画や他人(特定者)への録画物の譲渡については、経済的不利益があるという意見が大勢であった。」について <意見> 「タイムシフト以外の録音録画」について、好きな番組を後々まで残しておきたいというユーザの著作物に対する愛情の様なものが全く考慮されていない点が残念です。</p> <p>特に「他人(特定者)への録画物の譲渡」という全く別の行為と一緒にした議論には納得できません。慎重な議論をお願いします。</p> <p>●118ページ 「仮にプリーストやタイムシフトの録音録画が与えている経済的不利益が充分立証されていないとしても、利用者が行う私的録音録画は、一般的に特定の利用形態に限定されるわけではなく、例えば他人から借りた音楽CDからの録音などの形態や録画物の保存、更には他人(特定者)への録音物・録画物の譲渡が存在することは否定できないことから、一人の利用者の行う私的録音録画の全体に着目すれば、経済的不利益を生じさせていることについてはおおむね共通理解があると考えられる。」について <意見> プリーストやタイムシフトの録音録画の議論と、他人から借りた音楽CDからの録音の議論を、前段までは分けて論じて来たにも拘わらず、ここにきてごちゃ混ぜにして結論づけており、明らかに論理的でなく納得性に欠けると考えます。</p> <p>せっかく場合分けをして論議してきたのですから、場面毎の結論を導き出して、場面毎に不利益と利益の関係を結論づけて頂きたい。</p> <p>そのうえで、受容できない不利益が生じている場面については、補償金制度で補填すべきか否かを論議して欲しい。</p>	個人
<p>著作権保護技術との関係 著作権法において、技術的保護手段の回避は侵害行為のひとつとされているが、実際にはDVDの発売まもなくdeccsのようなプロテクト破りのプログラムが発表されたり、youtubeやニコニコ動画には毎日テレビやビデオの画像が次々とアップロードされている。コピープロテクト技術とそれを破る技術はイタチごっこのような関係にあり、プレイヤーやレコーダーといった製品に反映させなければならぬプロテクト技術と、プログラムひとつで済むプロテクト破りの技術では、前者のほうが明らかに不利だ。</p> <p>また、直接本件には関係ないが、個人情報などがコンピューターウイルスなどによって盗み出される事件が多くあるように、世界にはたっくさんの「悪意」の人がいるのであって、「絶対に破られないプロテクト技術」によって著作権者の権益が十分に保護される、という考え方は「絵空事」だと思う。</p> <p>現にiPodでも、DVDプレイヤーなどの映像出力端子に接続することで、映像作品を直接取り込める製品がサードパーティーから発売されている。</p> <p>「映像出力からの画像の取り込みだけは防げない」と、専門家も言っているように、コピープロテクト技術では防げないものがあるのだから、それが万能のように喧伝するのはやめて欲しい。</p>	個人
<p>P119 第7章 第3節 補償の必要性について・・・ いろいろ言われていますが実際、コピーができる機器が売られていて、それによってオリジナルの製品の売り上げにまったく影響がないはずはなく、著作物の作者が本来得られるはずの利益も目減りしていると思います。これだけ世に広まっている「コピー機器」を今更引つ込めるわけにもいかないのだから、自分も(Podなどに)コピーして音楽を楽しむ人間の一人として、一定の補償金を払って私的なコピーができる今の制度は維持すべきだと考えます。使うほうが好きなだけコピーして、作者には一銭も入らないなんていうのは、かえって気持ち悪いです。そんなに大量にコピーがしたいわけではありません(変な言い方ですが)、少なくともコピーをするのに作者に後ろめたい思いを感じずに済むようでありたいと思っています。</p> <p>この話は、1年も2年もかけて議論することなのかな?と感じます。Podは外すべきだとか、個人的にはナンセンスだと思っています。(するかしないかではなく、コピー「できる」機器なのですから!)</p> <p>どちらにしても、個人的なコピーを1回するたびに許諾を得なければならないなんて、そんな事態だけは絶対に避けなければなりません。変にこじれてコピーは一切不可! などということにならないように、「制度は維持」で早くまとめてほしいです。</p>	個人

<p>●P111(2)権利者が被る経済的不利益に関する再整理 この場合、利用者は、権利制限(第30条)がなければ、本来私的録音録画の都度権利者の許諾を得て、使用料の支払いをしなければならぬことになるが、そうすると利用者が不便なため、権利制限を設けたと考えられる(権利者の私益と利用者の私益との調整)。 上記の点に関し、疑問を呈します。権利制限を設けたのは、そのこと(私的録音録画を認めない)により、利用者の購買意欲が損なわれるのを懸念したから(つまり、利用者が不便になる＝権利者の利益が損なわれる)ではないかと考えます。よって上記に続く以下の部分に関しても、私的録音録画が必然的に権利者に経済的不利益を導く、といった論調には非常に違和感を覚えます。 このような権利制限の代償という立場からは、本来個別に許諾を求めた場合は使用料の支払いが必要だということになるので、一般論としては権利制限された場合は経済的不利益があるということになり、具体的な損失が発生していることまで立証が必要であると言うことにはならない。 この考え方は、第10小委員会の基本的な考え方であるが、この立場では、私的録音録画の形態によって、経済的不利益の濃淡はあるものの、経済的不利益が全くないということにはならないのであって、この不利益の程度が権利者の受忍限度であるかどうかという判断となる。</p> <p>●P114(3)著作権保護技術の範囲内の録音録画と権利者が被る経済的不利益の関係 注釈当該コンテンツに利用されている音楽等の著作物、実演等の権利者については、特段の契約がない限り、権利者の意思の表示はコンテンツホルダー(レコード製作者、映画製作者など)に任されている又は同様であると見るべきであると考えます。 上記の点に関し疑問を呈します。コンテンツホルダーと製作者の間でどのような契約が交わされるかなど正に百人百様であり、特段の契約がなければコンテンツホルダーに任されている、あるいは同様であるとするのはやや乱暴ではないかと考えます。</p> <p>●P115(3)著作権保護技術の範囲内の録音録画と権利者が被る経済的不利益の関係 また、現状では権利者が主体的に、かつ自由に著作権保護技術を選択できる場合は少ないので、著作権保護技術が施されていれば、直ちに権利者はその範囲内の録音録画から補償を求めざるべきでないとするのは不適切である。 上記の点に関し、反対意見を述べさせていただきます。様々な著作権保護技術(具体的にはコピー防止技術)が存在する中で、なぜ著作権保護技術を選択できる場合は少ない、と断定されているのでしょうか、甚だ疑問です。また、著作権保護技術が施されていても録音録画に対する補償を求めないのであれば、その技術は著作権保護技術とは言えない、あるいは用を足していないのではないのでしょうか。この部分は権利者側に偏った論調であると考え、強く反対致します。</p> <p>●P117(1)経済的不利益に対する利用形態ごとの評価 レンタル料金には私的録音の対価は含まれていないという認識に立てば、レンタル業者から借りた音楽CDの場合も同様である。 上記の点に関し、疑問を呈します。レンタル料金には、レンタル業者が事前に支払っている補償金が上乗せされていると考えるべきではないでしょうか。</p> <p>●P118(2)経済的不利益に対する全体的な評価 以上の点から、1(2)アの立場からは詳細な検討をするまでもなく経済的不利益があることになるが、1(2)イの立場であっても、仮にブレイクシフトやタイムシフトの録音録画が与えている経済的不利益が充分立証されていないとしても、利用者が行う私的録音録画は、一般的に特定の利用形態に限定されるわけではなく、例えば他人から借りた音楽CDからの録音などの形態や録画物の保存、更には他人(特定者)への録音物・録画物の譲渡が存在することは否定できないことから、一人の利用者の行う私的録音録画の全体に着目すれば、経済的不利益を生じさせていることについてはおおむね共通理解があると考えられる。 上記の点に関し、反対意見を述べさせていただきます。「おおむね共通理解がある」とは全く思いません。例えば映画のDVDにしても、多くの場合既に映画館で見ていたものを、利用者はわざわざ数千円出してDVDを購入しているわけです。これは、いつでも見られる状態にしておきたい(何度でも繰り返し見ることのできる状態にしておきたい)という欲求があるからこそ、DVDを買うという行動に出ているのではないのでしょうか。「いつでも見られるようにしておきたい」と思えば、複製しておきたいと思うのも当然の要求であろうかと思えますし、「複製できる」ということも購入動機になっているものと考えます。私的録音録画が権利者に経済的不利益を生じさせているとするのは、寧ろ逆ではないのでしょうか。コピーコントロールCDが失敗したことを見ても、私的録音録画の禁止は却って権利者に不利益を生じさせるものと考えます。利用者は権利者にお金を払って「使わせていただく」のでしょうか。「立ち読み厳禁」の書店は、概して流行っていないのです。</p> <p>●P119権利者の受忍限度と補償の必要性 上記の項目につき、意見を述べさせていただきます。権利者の受忍限度だけではなく、利用者の受忍限度も考慮する必要があるかと思えます。補償金の対象機器を増やす、あるいは別の方法で利用者の複製をより厳しくコントロールすることが、どこまで利用者の受忍限度を超えないでいられるのか。今後の検討課題とすべきと提案させていただきます。</p>	<p>個人</p>
<p>昭和45年当時はアナログ機器しかありませんでした。アナログ機器時代の私的録音は、レコード(その後CD)からアナログテープに時間をかけて録音しますが、録音したテープはいずれ劣化してしまいますので、好きなアーティストについては、皆レコードやCDを買って保存していたのだと思います。 現在ではデジタル化により短時間でCDと同じものが簡単に作成できます。デジタルtoデジタルになれば劣化がなくなるので、CDの購入は確実に減っていると思います。しかし家庭内の複製にまで法律は介入できないところから補償金制度があるものだと理解しています。 このように、デジタル化により権利者に経済的不利益が生じる部分があるにもかかわらず、タイムシフト・ブレイクシフトだから問題がないというJEITAの帰結はおかしいのではないのでしょうか。また著作権保護技術は、コピーを禁止するかコピーの回数を制限することであって、コンテンツ提供者と消費者との契約の問題です。結果として私的複製ができるのであればその補償は必要なのではないのでしょうか(もっとも最近ほどの配信事業者も複製回数無制限になりつつあるように思いますが)。 アナログの時代には、複製問題は一定の秩序を保たれているように感じましたが、デジタル時代になり、ファイル交換やコピー解除を平気で助長するような問題が出ている中、その秩序の一つである補償金制度を徒に突き崩してしまっても良いのかと不安を感じざるを得ません。 これらのことから補償は必要であると思えます。</p>	<p>個人</p>

<p>結論として補償制度は必要だと考えます。 JEITAの言うことが正しいのであれば、我々消費者は余計なお金を支払うことなく、権利者側も不利益を被ることはないということになります。本来、本当にそうなのでしょう。 JEITAの主張を見る限り、音楽以外のものが保存できるメディアはすべて補償金の対象外とすべきだということに聞こえます。デジタル化が進んだ現代ではHD等記録メディアは何でも保存できます。しかし、iPodが音楽以外を聴くためのものなど誰が思っているのでしょうか。JEITAは制度の揚げ足を取って補償金制度を否定しているのではないのでしょうか。 また、JEITAはDRMがあるのだから補償金制度は不要と言っていますが、DRMは複製回数等をコントロールする仕組みであり、私的録音録画補償金とは関係ありません(もともとそれを関連づけて制度を作ることに賛成です)。 これらのことから、JEITAの主張はただ反対のための議論かと思えず、自分たちの責任を回避しながら消費者を味方するふりをした狡猾なやり方です。これが知的財産立国に名立たるメーカーの姿なのでしょうか。 本来、デジタル化された音楽などの著作物をどのように保護すれば良いのかという観点で議論されるべきであり、その上で消費者がアナログ時代と同じように、不便なく車や携帯ステレオで聴ける程度の私的複製ができるようにしてほしいと願っています。そのため30条を前提とした補償制度が必要であるなら、メーカーも消費者も協力せざるを得ないと思います。 誤った議論の結果、進むべき方向を誤ることにより、権利者へ補償のない「コピー天国」などと世界から酷評されるようなみっともない国にだけはなあってほしくありません。</p>	個人
<p>■118ページの下記項目について 第7章第3節3-(1) タイムシフト・プレースhiftについて、放送された物件の録画制限が考察されているが、報道被害の救済について全く考慮されていない。放送に関してタイムシフト・プレースhiftの制限を行ってしまうと、問題のある放送の検証が極端に難しくなる。すなわち、差別放送・虐待放送・虚報・誤報の放置具合が今よりさらにひどくなるのが想定されるため制限を行うにしても比較的再入手の手段がとりやすい映画などに限定すべきである。</p>	個人
<p>一個人作品クリエイターとして、保護技術が進むことにより、補償金制度が必要なくなる意見は賛同できますが、それはあくまで保護技術がセンサスできるようになってからであって、それ以前に私的録音制度が崩壊してしまっただけでは、個人的なコピー(デジタルで恒久的な)ができることに違和感がなくなってしまうかと思えます。 メーカーまかせではなく、国としても私的録音を管理できる技術を確立する援助をしていただけると助かります。</p>	個人
<p>まず「権利者」を十把一絡げにした扱いが不適切である。 原権利者である著作者と、著作周辺権者を分けて議論するべきである。 この項目で一貫して訴えられている「不利益」は専ら著作周辺権者のものであることに着目すべきである。 仮に利用者が補償金を支払うとして、著作権法の主目的たる文化発展を体現すべく利用者が積極的に有償の著作物利用を行えるようにするには、その利用料配分が公平・公平に、かつ透明性を確保した上で、主に原権利者たる著作者に対して行われなければならない。 現時点のこの項目以降の議論では、この最低限確保しなければならない点が全く確保されていない。しかも現実には、原権利者たる著作者ではなく、著作周辺権者がほとんどの利益を独占しており、不公正かつ不公平極まりない状態である。 この惨憺たる現状が主に若年利用者のモラルハザードを引き起こし、著作権侵害に対して全く気を配らなくなってしまっている。仮に補償が必要だったとしても、現時点では補償よりも公平性・透明性を確保した制度を作り上げ、補償に関する必要性に関して国民的な同意を得た上で再度議論すべきである。</p>	個人
<p>インターネットの普及と技術革新により、多くの一般の人々がネットユーザーとして、著作物としてのコンテンツを消費するだけでなく、大量に生成する時代となっています。 しかし著作物とは大概ゼロからではなく著作物の上に生じるものです。そのような著作物の利用は、原著作者の権利の及ぶものも少なくありませんが、第32条の引用や、第41条の報道目的の利用など、権利制限されているものもあります。さらに、引用などのない形でも、著作物を批評・論評するといった形の著作物の創造もあります。第41条の適用は「市民ジャーナリズム」といった言葉が一般化しつつある今、一般のネットユーザーを担い手とする著作物として今後のさらなる増加が見込まれます。 配信コンテンツについて前述のような生産的利用を行う場合、それを録音・録画して固定する必要があります。利用の場合は、著作物全体の中から必要な箇所を切り出すために必要ですし、評・論評においても、特定箇所を繰り返し確認するなどの作業が必要になる場合があります。 職業的著作者やメディア企業のみが著作物を創造するのであれば、このような作業全体はそもそも私的録音録画とはいええない、ということになると思われませんが、前述のように今や一般の人々が著作物を生成するようになったので、生産的利用の前提としての私的録音録画は無視できない存在となっています。このような場合の私的録音録画は、創造のサイクルを促進させるためには欠かせない肯定的な意味を持っています。 著作権が制限されるべき創作のための活動があるという事実を無視して、それらの前提となる私的使用複製行為を、著作権の制限対象外とするということは、事実上、引用や報道の自由を奪うということになります。 しかしながら、本項目においては、もっぱら、職業的著作者やメディア企業の経済的利益にのみ着目する形で、「補償の必要性」の有無について検討を重ねており、議論を尽くされているとは考えられません。</p>	個人
<p>補償金制度がなくなることで、個人的にパソコンなどで音楽をコピーすることに対してまで、権利者に手続きをしないといけなくなると、制度として現実的ではないと思えます。 一般の音楽愛好者にとっては、著作権の制度や手続きはあまりにも煩雑で分かりづらいのが実情です。 そういった手続きをしないでコピーをしてしまっても、ばれなければ大丈夫かもしれませんが、もしもジャスラックなどに目をつけられて、コピーをしてしまった後に手続きを求められたり、著作の使用料などを請求されるのは一般の消費者にとってはとてもリスクが高いです。補償金制度のせいで、録音・録画機器の値段が高くなってしまったりと残念ですが、上記のようなリスクを考えると、やむをえないと思えますし、そこはメーカーの方で責任をもって補償金を納めてもらって、安心して録音機器や音楽を使いたいと思います。制度を見直すにしても、権利者やメーカーの都合だけでなく、ユーザーにも配慮した制度を望みます。 どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>	個人

<p>メーカーは著作権保護技術により補償の必要性が無くなると主張しているが、実際には劣化しないデジタルコピー可能な機器は多数出回っている。世の中すべてのデジタルコピーを行うことができる機器以外が廃止されるのであれば可能かもしれないが、それが現時点で実現可能とは到底思えない。</p> <p>現時点の補償金制度が完璧なものでは無いにしても、今まで補償されてきたものを無くすのは権利者の利益を損なうことであるし、実際に1枚のメディアに対する補償金の額が気にならない程度なのだから、存続しても何の問題もないのではないだろうか。もちろん消費者として払うお金は少ないほうが良いが、文化のためであれば自分のように払っても問題無いと思う人も少なからずいると思うし、そういう人たちはわざわざ意見など送らないと思いますので、その点を含んで検討してもらえたらいいんじゃないでしょうか。</p>	個人
<p>デジタル機器の普及によって、誰でも簡単に音楽をコピーできるようになっている今、作詞家・作曲家やCD出版社などの権利者は相当なダメージを受けていることでしょう。</p> <p>補償金制度を廃止してしまったら、デジタル機器の開発が進み技術が進歩しても、音楽文化は衰退していく…そんな危険性を感じます。</p> <p>権利者の権利とユーザーの音楽の楽しみ方、その両方を守る補償金制度はなくてはならないものだと思います。</p>	個人
<p>補償金制度は絶対に必要です。</p> <p>デジタル化と大容量化によって「コピーしやすくなった」のは事実です。だから、実際にコピーをしなくても補償金を課す、という話になるのです。コンテンツ制作作者が窮地に陥っているというのに、カーナビや携帯、オーディオプレーヤーに、ここまでたくさんコピーさせる必要があるのでしょうか。各家庭にホームサーバーやアーカイブが必要なのでしょうか。便利さだけでなく、やはり一定の節度が求められると思います。メーカーは、収益をあげるために、これだけコンテンツをコピーさせているのですから、いつまでもタダ乗りせず、補償金を払うべきです。それがいやならコピーさせない製品をもっと増やすべきです。消費者は、これ以上余計な機能の付いた高い商品を買わされるのはゴメンです。</p>	個人
<p>現在の生活でテレビ番組をCD-ROMに録画したり、CDを携帯プレーヤーに録音したりすることは、当たり前のことになっていきます。</p> <p>そのような環境でありながら、ネット上で魅力あるコンテンツが少ないのは、無制限に複製できる機器が安価で存在すること、権利者へ利益を還元するシステムが確立されていないことも一因だと思います。</p> <p>確かに会議しか録音しない機器や、個人で作成したデータのみしか使わないパソコンもあるでしょうが、コピーを制限する方向に行くのではなく、コピーを前提として権利者へ利益を還元することでビジネスとしての成り立つようにすることでより良いコンテンツが増えていくのではないのでしょうか？</p> <p>コピーコントロールCDやデジタル舗装をコピーワンスで制限をするよりはいいと思います。</p> <p>私達利用者は少々お金がかかったとしても、使い勝手のいいシステムを望みます。</p> <p>補償金がかっているMDを高いとは思いませんし、CD-ROM等は大量に製造されているので、僅かな補償金でも権利者にすれば随分違ってくるのではないのでしょうか？</p> <p>補償金の額が僅かであれば、個人のデータのみ複製して既存のコンテンツを複製しない人からもクレームはないのではないのでしょうか？</p> <p>事実私は、パソコンでの複製は個人データのバックアップが主体ですが、それは魅力のあるコンテンツが少ないからで、パソコン・CD-ROMやMO等に保証金が課金されて割高になったとしても魅力のあるコンテンツが揃う環境を整えていくことも大切だと思います。</p> <p>既存の雑誌やテレビに頼るのではなく、漫画やアニメ等の発信源としてネットを活用できる環境設備の一環としても補償金制度の確立を切に要望します。</p>	個人
<p>補償金制度が無くなってしまうれば結局個人的にその都度許諾が必要という面倒で不便、結局許諾を得ないということになりそう。簡単に合法的な補償金制度を広く活用し、維持するのがよい。</p>	個人
<p>オリジナル作品と同一品質のコピーを入手し得るツールを購入するにあたり、権利者への補償金を支払うことに抵抗を感じませんし、賛成します。</p> <p>権利者側が言うように、新しい、斬新なコンテンツの創造力が減退することのほうがユーザーとして心配です。</p>	個人
<p>本頁に立法責任について云々していますが、個別にとらえることができないからこそ正当性を擬制する補償金制度が有用なのであり、こういうバカが、委員を、なぜ任命されるのか？</p> <p>彼らに、自分の発言が、いかに筋が通っていないか反省してもらいたい。</p> <p>自分の権利は守られなければならないが、他人の権利はどうでもいい、彼らの主張はこういう意味にしかならない。いっそのこと、素直に「金を払いたくない」とでも駄々をこねてもらった方が、わかりやすい。</p>	個人
<p>保証金を支払うにおいて、色々なものを開発していく力になれば必要かと思う。</p>	個人
<p>権利者の創作意欲につながるのであれば、例外なく私的保証金制度は必要と思います。</p>	個人
<p>録音録画機能が付いた機器を購入すると言う事は、録音録画を当然のごとく、前提として使用することであり、機器の購入の際それ程高額な金額を支払っている感覚はない。権利者に対して補償金を支払うのは当然と考えているので有効な制度と思う。</p>	個人
<p>補償金制度の維持に賛成です。</p> <p>パソコンに大量の音楽を集めておき、そこからiPodにコピーしています。音楽配信で買ったものはコピー回数が制限されますが、CDであれば買ったものも借りたものも無制限にコピーできています。</p> <p>そう考えると、権利者に一定の金額を支払うことはやむを得ないと思います。</p> <p>ただその場合はコピーのたびに課金されるのではなく、何回でもコピーできる「補償金制度」が良いと思います。</p>	個人(同旨3件)
<p>補償金制度の維持に賛成です。</p> <p>私的録音を目的に一般家庭で録音出来る機材を購入し多量のコピーをして友人に渡したりすることは一般の人にはそれで良いかも知れないが音楽家にとってはお金で買ったものではありません。大量の録音出来る機材を売っているメーカーが知らん顔と云うのも不公平です。故に今の補償金制度に賛成です。</p>	個人
<p>補償金なんて払いたくないです、本当は。でもコピーワンスの緩和をはかる検討の場で、メーカーの代表が、技術的な分野において専門家ではない権利者らを相手に、何度も虚偽の説明をしていたことを、最近Webの報道で知り、不信感を募らせています。</p> <p>メーカーは、DRMの時代に補償金制度が古典的だとあざ笑っているようですが、そもそもコピーワンスで「ムーブ」のシステムに失敗したメーカーを信用できるのでしょうか？</p> <p>メーカーを信用できない以上、私は、家庭内での自由なコピーを保証する現行の制度が、消費者にもっとも使い勝手が良いシステムと思えてなりません。</p>	個人

<p>MDに代わるハードディスク内蔵録音録画機器が普及し、その代替機とも呼べるハードウェアに補償金が課金されていない事実を、「権利者の経済的不利益」と呼ばずして何と呼べるだろう。メーカー側はDRMを振りかざして「個別課金が可能」などと主張しているが、DRM万能論は「神話」に過ぎず、数年来実現できていないシステムを盾に補償金制度の廃止をもくろむのは、権利者側の立場からすると言語道断ではないだろうか？</p>	個人
<p>一般の個人が行うコピーを、一体どうやって把握するのか、想像ができません。権利者は、補償金制度によって一定の金額を得られていたのに、この机上理論とも言える内容では、権利者への還元は全くなくなってしまわないでしょうか。もし当該案を提起するのであれば、まず、個々のコピーについての対応の具体案を上げることが先決ではないですか。具体性が全く見えません。</p>	個人
<p>MDであればせいぜい20曲前後の収録容量なのに、iPodは5,000曲。値段にさしたる差がなければ消費者がiPodを選択するのは当然で、私的録音の件数は、補償金制度の発足当時と比べ、比較の対象にならないほど飛躍的に増加しているはず。このことは、権利者団体による実態調査の結果を待つまでもなく理解できる。そのような状況でありながら、一番利益を得ているはずのメーカーが制度廃止を主張することについては、当然アーティストらは納得がいかないと思う。消費者にとっては、インターネット上での無断複製物のアップロードにより、音楽産業が一気に衰退してしまった韓国のケースのように、著作権者の創作のモチベーションが後退してしまうことが、もっとも不利益であるはずで、我が国が重要視するコンテンツ産業に暗い影を落とすのは自明の理と思われる。補償金制度の適正な見直しおよび維持を願う。</p>	個人
<p>わたしはウルフルズが好きなんですけど、彼らに補償金が届くことを考えれば、もっともっとアーティストの立場でこの制度がいい感じで見直されることを望みます。補償金制度が続くことに反対するメーカーの気持ちがわかりません。ウルフルズのCDを録音したり再生したりできる機材を生産、販売して利潤をかせいでいるのに、補償金というかたちで彼らに何も還元されないのはどう考えても納得できません。世の中にはいろんなアーティストがいて、それぞれにたくさんのファンがいて、みんな真剣にいろんな形で応援しているんじゃないですか？補償金っていったって、一人当たりが支払う金額はわずかだと聞いています。日本のメーカーは、そんなのを支払っている海外のメーカーに劣るんでしょうか？わたしは日本製品を誇りに思っていた時期がありましたが、今少し考え直しています。</p>	個人
<p>音楽業界にいる息子からこの話を聞き、明らかにおかしいと思われる次の点について言及したい。海外に普及させている昨今の「ハードディスク型」録音録画機器の一部、いやその多くは日本製品と聞いているが、ヨーロッパの多くでは、それらの製品にかかる補償金を、日本のメーカーはきちんと支払っているという。日本では反対し、支払おうとしない。補償金の受領対象となる海外の作詞家、作曲家らには惜しみなく拠出し、国内の権利者には出し惜しみしている。この事実是一般紙の社会面で余りクローズアップされていないと思われるが、このような姑息な態勢が世界に誇る日本のメーカーの本意であるとは到底思えない。見識あるメーカーのTOPは、このような現実をどう考えるのか、ぜひ代表者の口から聞かせてもらい。</p>	個人
<p>DRMを用いてコピーコントロールしたり、エンドユーザーからコピーの都度課金する方法は、一見理屈に合っているように見えますが、技術開発の現状や課金方法などを考えると非現実的であり、著作権法第30条の趣旨からも逸脱していると思います。エンドユーザーは私的なコピーを合法的な環境で継続して行えることを望みます。そのために著作権者とユーザーの利益を調整する補償金制度の継続は、必要不可欠であると思います。</p>	個人
<p>現在は、パソコンやiPodなどで私的なコピーが簡単にかつ大量に行うことができるようになっていの中で、作家、アーティストなどが補償金によって一定の対価を得られる仕組みの補償金精度は、完璧なDRMが出来て、私的録音を全く行うことができなくなる限り、私は今後もこの制度を維持する必要があると考える。いい音楽があつてこそ我々は始めて享受することができるのであり、作家、アーティストにリスペクトを持つことは大事なことである。少なくとも補償金制度があれば、これによって作家だちにも還元され、さらにいい音楽を身近に楽しめる環境が作られているのだと思っている。また、私的なコピーが年々増えている実態は誰もが認めていることから、作家、アーティストなどを補償することは至極当然である。それを維持することで私的録音録画が自由にできることのほうが便利なので補償金制度は必要である。</p>	個人
<p>私達テレビや舞台に出演していますが、NHKなどは良心的に再放送料などの支払を受けておりますが、今や民法はほとんど、昔のものとして、何も無視です。又これから、パソコンなどでの複製が増えても、日本は野ばなしで、外国にも、私共とも迷惑をかけていくと思われれます。文化庁としても、外国と比較して、日本の文化を高める為にも、外国並みにメーカーに働きかけて下さい。ヨーロッパはもとより、日本より小さい韓国でさえ文化に対する思いやりは濃いものがありますので……。くれぐれも、よろしくお願い申し上げます。</p>	個人
<p>報告書読んでみました。これだけパソコンやipodが普及し利用者が増大し、私的コピーが増えている実態があるのに、作家にその対価が支払われないのは、どう考えてもおかしいです。もちろん、消費者からしてみたら、対価は少ないほうがありがたいですから、現在の私的補償金制度は評価できるのではないのでしょうか。支払う対象もユーザーではなく、メーカーにしたほうが合理的だと思います。音楽を愛するものとしては、創作した作家をリスペクトし、正当な対価を支払った上で、音楽を自由に楽しみたいと思っています。</p>	個人
<p>より良い音楽を元で豊かな生活を過ごしたい我々にとって、アーティストが育ってくれないことは重大な問題です。この観点に於いて、我々ユーザーは適正な対価を払い、きちんとアーティストに還元する仕組みを続けていくべきと考えます。</p>	個人
<p>「(2)権利者が被る経済的不利益に関する再整理」について 現行の補償金制度は、音楽を聴かない者、録画をしない者からも強制的に料金を徴収するものであり、そこには何の理も認められません。 「補償金制度の廃止を含めた抜本的見直し」には賛成します。 補償金制度は廃止すべきと考えます。</p>	個人